淡路市地域防災計画

風水害等対策編

淡路市防災会議

風水害等対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画の趣旨----------総則　1
　第１　計画の目的----------総則　1
　第２　計画の性格と役割----------総則　1
　第３　計画の構成----------総則　2
　第４　計画の修正----------総則　3
第２節　防災ビジョン----------総則　4
　第１　災害からの教訓----------総則　4
　第２　防災ビジョン----------総則　4
　　１　防災ビジョンの基本目標----------総則　5
　　２　基本的な考え方----------総則　5
第３節　市民参加による安全・安心な防災まちづくりの推進----------総則　7
　第１　自助・共助・公助の協働による防災・減災の重要性----------総則　7
　　１　市民の役割----------総則　7
　　２　事業所等の役割----------総則　7
　　３　自主防災組織等の地域団体の役割----------総則　8
　　４　市・防災関係機関の役割----------総則　8
　第２　自助・共助・公助の協働による平時の備え----------総則　8
　第３　自助・共助・公助の協働による大規模災害発生時の応急活動--------総則　10
　第４　防災機関の事務又は業務の大綱----------総則　12
　　１　指定地方行政機関----------総則　12
　　２　自衛隊----------総則　17
　　３　兵庫県----------総則　17
　　４　市----------総則　20
　　５　指定公共機関----------総則　20
　　６　指定地方公共機関----------総則　22
　　７　一部事務組合----------総則　23
　第５　市民等の責務----------総則　24
　　１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者----------総則　24
　　２　市民・地域・事業所----------総則　25
第４節　淡路市の概況----------総則　26
　第１　自然条件----------総則　26
　　１　地形----------総則　26
　　２　気候----------総則　26
　第２　社会条件----------総則　26
　　１　人口と世帯----------総則　26
　　２　交通----------総則　27

３　土地利用----------総則　27
第３　風水害等の危険性と被害の特徴----------総則　28
１　台風・集中豪雨災害の履歴----------総則　28
２　その他の災害による被害と防災上留意すべき要素項目----------総則　29
３　災害危険箇所等----------総則　30
４　平成 16 年台風第 23 号による被害の概要----------総則　31
５　災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所----------総則　34
６　緊急小規模急傾斜地崩壊対策事業箇所----------総則　35

第２章　災害予防計画

第１節　基本方針----------予防　1
第１　災害応急対策への備えの充実----------予防　1
第２　市民参加による地域防災力の向上----------予防　1
第３　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備----------予防　2
第４　調査研究体制等の強化----------予防　2
第５　その他の災害の予防対策の推進----------予防　2
第２節　災害応急対策への備えの充実----------予防　3
第１　組織体制の整備----------予防　3
１　市の防災組織体制----------予防　3
２　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制-予防　3
３　業務継続性の確保----------予防　3
第２　研修・訓練の実施----------予防　5
１　研修----------予防　5
２　防災訓練----------予防　5
３　その他----------予防　7
第３　広域防災体制の確立----------予防　8
１　市町間の連携強化----------予防　8
２　防災関係機関の連携強化----------予防　8
３　受援体制の整備----------予防　9
４　応援体制の整備----------予防　9
５　広域避難の受入体制の整備----------予防　10
６　応援・受援マニュアルの策定等----------予防　10
７　広域避難・広域一時滞在の体制の整備----------予防　11
第４　情報通信機器・施設の整備・運用----------予防　12
１　フェニックス防災システムの運用----------予防　12
２　災害無線通信体制の充実強化----------予防　12
３　市防災行政無線の整備----------予防　12
４　情報関連システムの充実----------予防　13
５　気象庁ホームページの活用----------予防　13

第５　防災拠点の整備----------予防　14
１　地域防災拠点の整備----------予防　14
２　コミュニティ防災拠点----------予防　14
３　広域防災拠点・広域輸送拠点との連携----------予防　15
４　災害対策拠点の整備・運用----------予防　16
第６　火災予防対策の推進----------予防　17
１　出火防止・初期消火体制の整備----------予防　17
２　消防施設・設備の整備----------予防　18
３　消防団の充実・強化----------予防　18
第７　防災資機材の整備----------予防　20
１　住民用資機材----------予防　20
２　救助資機材----------予防　20
３　水防資機材----------予防　20
第８　災害医療システムの整備----------予防　21
１　医薬品等の備蓄----------予防　21
２　市民に対する啓発----------予防　21
３　市における災害医療体制等の整備----------予防　21
第９　緊急輸送体制の整備----------予防　22
１　緊急輸送道路ネットワークの形成----------予防　22
２　緊急交通路の確保----------予防　22
３　ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用----------予防　22
４　緊急海上交通路の確保----------予防　22
第１０　避難所対策の充実----------予防　23
１　避難所等の指定----------予防　23
２　避難所管理運営体制の整備----------予防　25
３　施設・設備の整備----------予防　26
４　避難所運営組織の育成----------予防　27
５　避難所開設・運営訓練----------予防　27
６　避難所開設・運営マニュアルの普及・周知----------予防　27
７　避難所等の市民等への周知----------予防　27
８　避難指示等発令判断の準備----------予防　28
９　「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上----------予防　28
10　新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策----------予防　28
第１１　通勤・通学・帰宅困難者対策の推進----------予防　30
１　通勤・通学・帰宅困難者等への支援----------予防　30
２　普及啓発----------予防　30
３　観光客等への周知----------予防　31
第１２　備蓄体制等の整備----------予防　32
１　基本方針----------予防　32
２　食料----------予防　32

３　搬送等----------予防　34
４　生活必需物資----------予防　34
５　衛生物資----------予防　35
６　応急給水----------予防　35
７　医薬品----------予防　36
第１３　被災宅地危険度判定制度等の整備等----------予防　37
１　被災宅地危険度判定制度の整備----------予防　37
２　家屋被害認定士の育成----------予防　37
第１４　廃棄物対策の充実----------予防　39
１　廃棄物処理計画の策定----------予防　39
２　応援体制の整備----------予防　39
第１５　災害時要援護者（要配慮者）支援対策の強化----------予防　40
１　地域安心拠点の整備----------予防　40
２　災害時要援護者（要配慮者）支援体制の確保----------予防　40
３　情報伝達体制の整備----------予防　42
４　災害時要援護者（要配慮者）に配慮した食料・物資の確保----------予防　43
５　平時の地域ケアシステムとの連携----------予防　43
６　災害時要援護者（要配慮者）利用施設に係る総合的な
土砂災害及び洪水対策の実施-----予防　44
第１６　外国人支援対策の強化----------予防　46
１　外国人への防災対策の充実----------予防　46
２　災害時の外国人に対する安全確保対策等----------予防　46
第１７　災害ボランタリー活動の支援体制の整備----------予防　48
１　「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成----------予防　48
２　災害ボランティアの受入体制の整備----------予防　48
３　災害ボランタリー活動の支援拠点の整備----------予防　49
４　災害ボランタリー活動の環境整備----------予防　49
第１８　水防対策の充実----------予防　50
１　浸水想定区域における避難確保措置----------予防　50
２　避難確保計画の作成指導等----------予防　50
３　市民への周知----------予防　51
４　避難マニュアルの作成----------予防　51
５　その他の対策----------予防　51
第１９　土砂災害対策の充実----------予防　52
１　警戒避難体制の整備等----------予防　52
２　土砂災害による被害を防止するための対策----------予防　52
３　避難マニュアルの作成----------予防　53
４　土砂災害に関する知識の普及啓発----------予防　53
第２０　中山間地等における孤立対策----------予防　54
１　通信の確保----------予防　54

２　物資供給、救助活動への備え----------予防　54
３　災害に強い集落づくり----------予防　54
第２１　兵庫県住宅再建共済制度の活用----------予防　56
１　制度の概要----------予防　56
第２２　重要施設の防災対策----------予防　58
１　重要施設の登録----------予防　58
２　平時の取組----------予防　58
第３節　市民参加による地域防災力の向上----------予防　59
第１　防災に関する学習等の充実----------予防　59
１　一般市民に対する防災思想の普及----------予防　59
２　災害教訓の伝承支援----------予防　59
３　一般市民に対する防災知識の普及----------予防　59
４　防災関係機関の職員が習熟すべき事項----------予防　61
５　防災上重要な施設の職員等に対する教育----------予防　61
６　災害対策専門研修等への参加----------予防　62
７　学校における防災教育----------予防　62
第２　自主防災組織の育成----------予防　64
１　方針----------予防　64
２　活動----------予防　64
３　育成強化対策----------予防　65
第３　企業等の地域防災活動への参画促進----------予防　67
１　災害時に企業が果たす役割----------予防　67
２　企業の平時対策----------予防　67
３　事業所の自衛消防組織----------予防　68
第４　地区防災計画の策定----------予防　69
１　地区防災計画の目的----------予防　69
２　地区防災計画の内容----------予防　69
３　計画提案の手続き----------予防　69
４　地区防災計画策定に当たっての留意点----------予防　70
第４節　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備----------予防　71
第１　防災基盤・施設等の整備----------予防　71
１　防災基盤整備事業----------予防　71
第２　まちの防災構造の強化----------予防　72
１　安全・安心な都市（まち）づくりの推進----------予防　72
２　市街地防災----------予防　72
３　防災施設の整備方針----------予防　73
４　市街地開発事業等の推進----------予防　75
５　その他の施設の整備----------予防　75
第３　水害の防止施設等の整備----------予防　77
１　河川施設の整備----------予防　77

２　内水の排除対策の推進----------予防　77
３　ため池施設の整備----------予防　77
第４　地盤災害の防止施設等の整備----------予防　79
１　砂防設備の整備----------予防　79
２　地すべり防止施設の整備----------予防　79
３　急傾斜地崩壊防止施設の整備----------予防　79
４　治山施設の整備----------予防　80
５　宅地造成等の規制----------予防　80
６　災害に強い森づくりの推進等----------予防　81
第５　交通関係施設の整備----------予防　82
１　道路施設の整備----------予防　82
２　港湾施設の整備----------予防　82
３　漁港施設の整備----------予防　82
４　ヘリポート対策の実施----------予防　82
第６　ライフライン関係施設の整備----------予防　83
１　電力施設の整備等----------予防　83
２　ガス施設の整備等----------予防　88
３　電気通信施設の整備等----------予防　90
４　水道施設の整備等----------予防　93
５　下水道施設の整備等----------予防　95
６　共同溝等の整備----------予防　96
第７　地下空間等の防災体制の整備----------予防　97
１　関係機関の業務----------予防　97
２　地下空間における浸水対策の実施----------予防　98
第５節　調査研究体制等の強化----------予防　99
第１　風水害に関する調査研究の推進----------予防　99
１　防災アセスメントと被害想定の推進----------予防　99
２　地区別防災カルテの作成----------予防　99
第２　台風第 23 号（平成 16 年）の教訓の発信と継承----------予防 100
第６節　その他の災害予防対策の推進----------予防 101
第１　危険物等の事故の予防対策の推進----------予防 101
１　危険物の保安対策の実施----------予防 101
２　高圧ガスの保安対策の実施----------予防 102
３　火薬類の保安対策の実施----------予防 103
４　毒物・劇物の保安対策の実施----------予防 105
第２　大規模事故災害予防対策の推進----------予防 107
１　交通の安全のための情報の充実----------予防 107
２　安全な運行の確保----------予防 107
３　車両等の安全性の確保----------予防 107
４　情報の収集・伝達体制の整備----------予防 107

５　災害応急活動体制の整備----------予防 108
６　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え----------予防 109
７　緊急輸送活動等への備え----------予防 111
８　雑踏事故の予防----------予防 111
９　防災関係機関の防災訓練の実施----------予防 112
第３　海上災害予防対策の推進----------予防 113
１　計画の目的----------予防 113
２　海上災害に関する基本的な考え方----------予防 113
３　活動・連携体制の整備----------予防 117
４　情報の収集・伝達体制の整備----------予防 118
５　災害応急対策への備えの充実----------予防 118

第３章　災害応急対策計画

第１節　基本方針----------応急　1
第１　迅速な災害応急活動体制の確立----------応急　1
第２　円滑な災害応急活動の展開----------応急　1
第２節　迅速な災害応急活動体制の確立----------応急　2
第１　組織の設置----------応急　2
１　市災害対策本部の設置基準----------応急　2
２　災害対策本部現地対策部の設置基準----------応急　3
３　市災害対策本部及び現地対策部の業務内容----------応急　4
４　市災害対策本部の組織、運営----------応急　7
第２　動員の実施----------応急　11
１　動員の内容、基準----------応急　11
２　動員及び参集----------応急　12
３　伝達方法----------応急　12
４　職員の配置及び報告----------応急　13
５　職員の服務----------応急　14
第３　情報の収集・伝達----------応急　15
１　情報収集・伝達手段の確保----------応急　15
２　気象情報等の収集伝達----------応急　19
３　災害状況等の収集等----------応急　26
４　災害報告----------応急　29
第４　防災関係機関等との連携促進----------応急　33
１　自衛隊への派遣要請----------応急　33
２　関係機関との連携----------応急　36
第５　災害救助法の適用----------応急　38
１　適用基準----------応急　38
２　救助内容----------応急　39

第３節　円滑な災害応急活動の展開----------応急　41
第１　水防活動の実施----------応急　41
１　水防活動の実施----------応急　41
２　水防活動----------応急　42
３　決壊の通知及び決壊後の処置----------応急　43
４　情報連絡等----------応急　43
５　その他----------応急　44
第２　救助・救急、医療対策の実施----------応急　46
１　人命救出活動の実施----------応急　46
２　救急医療の提供----------応急　47
３　医療・助産対策の実施----------応急　49
第３　交通・輸送対策の実施----------応急　53
１　交通の確保対策の実施----------応急　53
２　緊急輸送対策の実施----------応急　60
３　ヘリコプターの運航----------応急　62
第４　避難対策の実施----------応急　64
１　実施機関----------応急　64
２　避難の実施基準等----------応急　65
３　避難所の開設・運営等----------応急　72
４　広域避難・広域一時滞在----------応急　75
第５　住宅の確保----------応急　77
１　住宅の被害認定・罹災証明の発行----------応急　77
２　被災者台帳の作成----------応急　78
３　応急仮設住宅の建設----------応急　78
４　空家の確保----------応急　80
５　住宅の応急修理----------応急　80
６　住宅等に流入した土石等障害物の除去----------応急　81
７　住宅相談窓口の設置----------応急　81
第６　食料・飲料水及び物資の供給----------応急　82
１　食料の供給----------応急　82
２　応急給水の実施----------応急　83
３　物資の供給----------応急　85
第７　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施----------応急　87
１　精神医療の実施----------応急　87
２　健康対策の実施----------応急　88
３　食品衛生対策の実施----------応急　88
４　感染症対策の実施----------応急　89
５　遺体の火葬等の実施----------応急　92
第８　生活救援対策の実施----------応急　94
１　災害弔慰金等の支給等----------応急　94

２　生活福祉資金の貸付----------応急　94
３　救援物資の受入れ等----------応急　94
４　災害時要援護者（要配慮者）への援護----------応急　95
５　介護保険における措置----------応急　95
６　租税の減免等----------応急　95
７　職業の斡旋----------応急　96
第９　災害時要援護者（要配慮者）支援対策の実施----------応急　97
１　情報提供----------応急　97
２　避難対策----------応急　97
３　生活支援----------応急　98
４　すまい支援----------応急　99
５　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置----------応急　99
６　外国人への情報伝達等----------応急　99
７　被災障がい者・災害遺児への対応----------応急 100
８　災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設に対する指導・助言----応急 100
第１０　愛玩動物の収容対策の実施----------応急 101
第１１　災害情報等の提供と相談活動の実施----------応急 102
１　災害広報の実施----------応急 102
２　市における広報----------応急 103
３　各種相談の実施----------応急 104
４　災害放送の要請----------応急 105
５　被災者の安否情報の提供----------応急 106
第１２　廃棄物対策の実施----------応急 107
１　ガレキ対策の実施----------応急 107
２　ごみ処理対策の実施----------応急 108
３　し尿処理対策の実施----------応急 109
第１３　環境対策の実施----------応急 110
１　災害発生直後の対応----------応急 110
２　応急対策----------応急 110
第１４　災害ボランティアの派遣・受入れ----------応急 111
１　災害ボランティアの受入れ----------応急 111
２　受入体制の整備----------応急 112
３　ボランティアの活動内容----------応急 113
４　協力者への保険----------応急 114
第１５　海外からの支援の受入れ----------応急 115
第１６　交通・輸送施設の応急対策の実施----------応急 116
１　港湾・漁港施設における応急対策の実施----------応急 116
第１７　ライフラインの応急対策の実施----------応急 117
１　電力の確保----------応急 117
２　ＬＰガス----------応急 121

３　電気通信の確保----------応急 122
４　水道の確保----------応急 125
５　下水道の確保----------応急 126
第１８　教育対策の実施----------応急 128
１　応急対策----------応急 128
２　事前対策----------応急 129
第１９　警備対策の実施----------応急 131
１　災害警備----------応急 131
２　防犯対策----------応急 131
第２０　旅客、帰宅困難者対策----------応急 132
１　旅客の安全確保----------応急 132
２　観光・宿泊客の安全確保----------応急 132
３　帰宅支援----------応急 132
第２１　危険物施設等の応急対策の実施----------応急 133
１　消防法に定める危険物（石油等）----------応急 133
２　高圧ガス----------応急 135
３　火薬類----------応急 136
４　毒物・劇物----------応急 138
第２２　農林水産関係対策の実施----------応急 139
１　畜産対策----------応急 139
２　農業対策----------応急 139
３　水産対策----------応急 139
第２３　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進--------応急 140
１　土砂災害----------応急 140
２　道路----------応急 141
３　河川----------応急 141
４　港湾、漁港、海岸----------応急 141
５　ため池----------応急 142
６　森林防災対策----------応急 142
７　農業土木施設----------応急 142
８　宅地防災対策----------応急 142
９　建築物の防災対策----------応急 143
１０　公園----------応急 143
第４節　その他の災害の応急対策の実施----------応急 144
第１　大規模火災の応急対策の実施----------応急 144
１　消火活動の実施----------応急 144
２　広報活動----------応急 144
３　相互応援協定の運用----------応急 144
４　他機関との連携----------応急 144
５　避難、救出等----------応急 144

６　救急搬送業務----------応急 145
７　消防計画----------応急 145
８　自主防災組織との連携----------応急 145
第２　危険物施設等の応急対策の実施----------応急 147
１　危険物事故の応急対策の実施----------応急 147
２　高圧ガス事故の応急対策の実施----------応急 149
３　火薬類事故の応急対策の実施----------応急 150
４　毒物・劇物事故の応急対策の実施----------応急 152
第３　突発重大事案の応急対策の実施----------応急 153
１　現地対策部の設置----------応急 153
２　現地対策部の機能----------応急 153
３　現地対策部の廃止----------応急 153
４　サリン等の発散による被害発生時の措置----------応急 153
５　突発重大事案における警察活動----------応急 154
第５節　大規模事故災害応急対策の実施----------応急 155
第１　交通災害応急対策の実施----------応急 155
１　情報の収集・伝達----------応急 156
２　市災害対策本部の設置基準----------応急 162
３　市災害対策本部の組織、運営----------応急 163
４　動員及び参集----------応急 166
５　伝達方法----------応急 166
６　防災関連機関等との連携促進----------応急 167
７　自衛隊への派遣要請----------応急 169
８　専門家・専門機関等への協力要請----------応急 172
９　救援・救護活動等の実施----------応急 172
１０　緊急輸送活動及び代替輸送----------応急 178
１１　こころのケア対策の実施----------応急 179
１２　遺体の保存、身元確認等の実施----------応急 181
１３　雑踏事故の応急対応----------応急 182
１４　危険物等への対策の実施----------応急 183
１５　災害情報の提供と相談活動の実施----------応急 186
第２　海上災害応急対策の実施----------応急 188
１　初動体制----------応急 188
２　情報の収集・伝達----------応急 189
３　市災害対策本部の設置基準----------応急 193
４　市災害対策本部の組織、運営----------応急 194
５　動員及び参集----------応急 197
６　伝達方法----------応急 197
７　防災関連機関等との連携促進----------応急 198
８　災害応急活動の実施----------応急 200

９　消火活動の実施----------応急 201
１０　こころのケア対策の実施----------応急 202
１１　交通・輸送対策の実施----------応急 203
１２　重油等の防除対策----------応急 205
１３　災害情報の提供----------応急 208
１４　二次災害の防止対策----------応急 209

第４章　災害復旧計画

第１節　災害復旧事業の実施----------復旧 1
第１　災害復旧事業の種類----------復旧 1
第２　激甚災害の指定に関する事項----------復旧 2
第３　災害復旧事業に必要な金融に関する事項----------復旧 4
１　農林漁業災害資金----------復旧 4
２　中小企業復興資金----------復旧 4
３　災害復興住宅資金----------復旧 4
第４　被災者生活再建支援----------復旧 4
１　被災者生活再建支援金の支給----------復旧 5
２　公共料金の特例措置----------復旧 5
第５　兵庫県住宅再建共済制度----------復旧 5
第２節　住宅の復旧----------復旧 6
第１　建設地----------復旧 6
第２　建設資材等、必要機械器具の保有調達----------復旧 6
第３　入居基準----------復旧 6
第４　住宅建設に伴い必要となる諸対策----------復旧 6
第３節　災害義援金の募集等----------復旧 7
第１　義援金の募集----------復旧 7
第２　義援金の受け付け、保管----------復旧 7
第３　義援金の配分----------復旧 7

第５章　災害復興計画

第１節　組織の設置----------復興 1
第１　市復興本部の設置----------復興 1
第２　市復興本部の組織・運営----------復興 1
第２節　復興計画の策定----------復興 2
第１　復興計画の策定手順----------復興 2
１　準備----------復興 2
２　策定----------復興 2
第２　復興計画の内容----------復興 3

1　基本的考え方----------復興　3
2　構成----------復興　3
3　分野別緊急復興計画----------復興　3

第１章　　総　　則

第１節　計画の趣旨

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき、淡路市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(1) 淡路市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
(2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
(3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
(4) 公共土木施設復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
(5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

第２　計画の性格と役割

(1) この計画は、風水害等の災害に関して、市、その他の防災関係機関、さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
(2) この計画は、次のような役割を担う。

①　市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び風水害等対策の立案、実施に当たっての指針となること。 ②　関係団体や市民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

(3) この計画は、風水害等の防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
(4) この計画は、国の防災基本計画、兵庫県地域防災計画及び関係防災機関が作成する防災業務計画、また淡路市総合計画、淡路市国土強靭化計画等、淡路市の関連計画に整合するよう定める。

第３　計画の構成

(1) この計画は、本編及び資料編で構成する。

(2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第１章　総則

第２章　災害予防計画

［第１節］基本方針

［第２節］災害応急対策への備えの充実

［第３節］市民参加による地域防災力の向上

［第４節］堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

［第５節］調査研究体制等の強化

［第６節］その他の災害予防対策の推進

第３章　災害応急対策計画

［第１節］基本方針

［第２節］迅速な災害応急活動体制の確立

［第３節］円滑な災害応急活動の展開

［第４節］その他の災害の応急対策の実施

［第５節］大規模事故災害応急対策の実施

第４章　災害復旧計画

第５章　災害復興計画

構　成　図

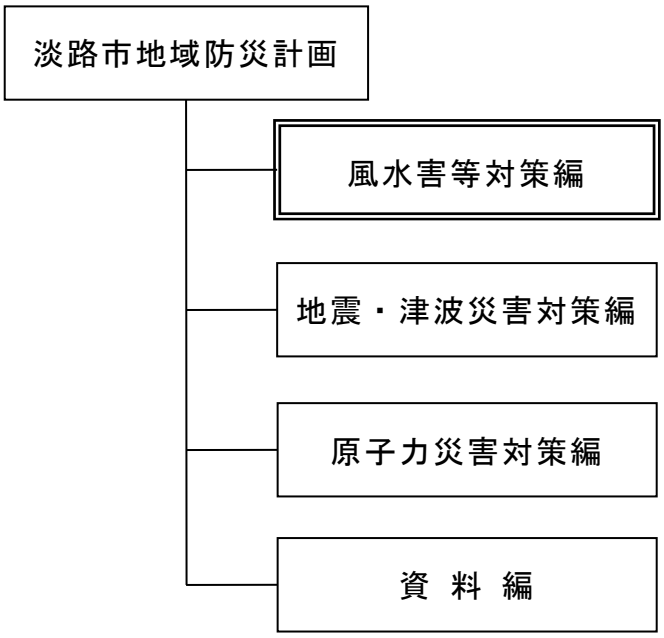

第４　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき関係機関が毎年検討し、防災会議の承認を得て修正する。

このため、関係機関は、所掌する事項について修正案を防災会議事務局（淡路市）に提出する。また、会長は県知事との協議を踏まえて修正し、修正後はその要旨を公表する。

ただし、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

資　料

１－１　淡路市防災会議条例

１－２　淡路市防災会議構成委員名簿

第２節　防災ビジョン

第１　災害からの教訓

地震については、平成７年の阪神・淡路大震災は多くの教訓を残した。市内では、災害が同時に多発し、建築物・構造物等の倒壊、それによる道路の閉塞により、消防活動、救助・救援活動は困難を極めた。混乱が生ずる中で、地域住民による必死の救出活動が行われ、多くの尊い人命が救われたが、救出のための資機材の不足、水道の停止等はこれらの活動の障害となった。また、ライフラインの停止や道路交通のまひは、被災後の活動を困難にし、長期にわたり被災者の生活の安定、まちの復旧に大きな障害となった。

また、阪神・淡路大震災以降、近畿では最大震度６弱を観測した淡路島付近の地震は、平成 25 年４月 13 日午前５時 33 分頃発生した。地震の震央は、洲本市五色町鮎原付近、震源の深さは 15km、マグニチュードは 6.3 を記録した。

この地震による市内の被害状況は、人的被害については、重傷者２名、軽傷者６名で、幸い死者は出ていない。市内公共施設等の被害状況では、市道及び港湾施設において、舗装の亀裂や護岸の段差等の被害が多数発生したほか、津名地区臨海部の埋立地で、液状化による泥水噴出や舗装面の亀裂が発生した。また、多くの小中学校等教育施設で、窓ガラスや壁の破損等の被害を受けた。

一方、住家等の被害状況は、全壊５件、大規模半壊１件、半壊 42 件、一部損壊 2,687 件（平成 26 年３月 31 日現在）となっており、震源に近い津名・一宮地区に被害が集中した形となった。

風水害については、平成 16 年の台風第 23 号は近年にない甚大な被害をもたらした。死者４名、負傷者 15 名、志筑川水系・育波川水系の氾濫など風水害のおそろしさを改めて認識させられることとなった。

これらの教訓を踏まえ、地域防災計画の策定に当たっては、津名郡５町の合併による新しい体制づくりや近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化も考慮し、防災ビジョンを策定するものである。

第２　防災ビジョン

市民が安心して日常生活を送り、災害が発生しても市民の生命及び財産を守り、早期にまちの機能が復旧する、安全で安心なまちとすることを目標に地域防災計画のテーマを**「災害に強いまちづくり」**とする。

災害に強いまちづくりとは、「市、防災関係機関、事業所及び市民が協力・連携しながら、防災対策におけるハード（構造的対策）とソフト（非構造的対策）を一体化したまちづくりを推進する」ことである。

1　防災ビジョンの基本目標

次の３点を基本目標とする。

(1) 災害に強い地域づくり

①　災害に強いまちの防災構造の整備・強化
②　ライフライン施設の災害対応力の整備・強化
③　水害、土砂災害、地震、津波その他の災害からの安全確保
④　防災拠点機能の整備並びに強化
⑤　情報収集・伝達及び通信手段の整備・強化
⑥　安全避難のための環境整備
⑦　災害時要援護者（要配慮者）の安全確保

(2) 災害に強いひとづくり

①　市民・職員の災害時行動力の強化
②　地域・事業所における助け合いの防災体制の強化
③　実践的な防災訓練の実施

(3) 災害に強いしくみづくり

①　地域特性に即した救援・救護対策の確立
②　災害時要援護者（要配慮者）の安全確保対策の確立
③　役割分担・連携方法・実施手順の明確化
④　応援・ボランティア受入体制の確立
⑤　旅客・帰宅困難者対策の確立

2　基本的な考え方

(1) 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えることとする。

災害対策の実施に当たっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

(2) 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

(3) 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災

害文化」の確立を図ることとする。

(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施に当たっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。併せて、市民一人ひとりが自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所や避難場所の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害時要援護者（要配慮者）の参画を促進することとする。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者（要配慮者）、女性、ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）及び子育て家庭のニーズに配慮することとする。

第３節　市民参加による安全・安心な防災まちづくりの推進

近年の東日本大震災（平成 23 年）、平成 16 年台風第 23 号災害、平成 21 年台風第 9 号災害、紀伊半島大水害（平成 23 年）、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害、平成 28 年熊本地震、平成 28 年台風第 10 号災害、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害、平成 30 年 7 月西日本豪雨災害、平成 30 年大阪府北部を震源とする地震、令和元年房総半島台風災害などの大規模災害により、施設整備などのハード対策だけでは災害は防ぎきれないという教訓を学ぶこととなった。また、大規模な災害における災害対策の課題が認められた。

一方で、このような状況下において、自分たちの住む地域での平時からの絆と支え合いが、避難所の運営をはじめとする様々な災害時の取り組みに反映され、被害が抑えられたことも明らかになった。

このように大規模な災害における被害を最小限に抑えるという「減災」を推進していくには、地域団体・ＮＰＯ・企業・学校など様々な主体を含む市民と行政が連携・協働して防災対策を進めることが重要である。

本計画では、災害時に「自らの生命は自らで守る」という『自助』による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる『共助』の取り組みを活性化させるとともに、行政として『公助』の強化を図っていくこととしている。地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、地域、行政が一体となった安全・安心な防災まちづくりを推進していくものである。

第１　自助・共助・公助の協働による防災・減災の重要性

大規模災害時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が必要となるが､市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。そのため、市民や企業、自主防災組織等の地域団体等は、「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」ため、地域特性に応じた自主防災活動を行う必要がある。

本市では、市民、企業、地域団体等が行う自助・共助と市や防災関係機関等が行う公助を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心なまちづくりを推進する。

１　市民の役割

市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を講じることに努める。 また、地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、他の地域住民と協働して地域の安全・安心なまちづくりに積極的に寄与する。

２　事業所等の役割

事業所や店舗等における従業員や利用客等の安全確保を図るため、日頃から防災体制の整備や地域の防災活動に協力する。

災害発生時には、情報収集・伝達や従業員・利用客等の避難誘導、帰宅困難者等の一

時的な受入れ、復旧・復興活動への積極的な参加を行う。

また、社会的責任を果たすため、平時から地域団体等の防災・減災活動に協力し、地域の安全・安心なまちづくりに貢献する。

3　自主防災組織等の地域団体の役割

自主防災組織、町内会、市社会福祉協議会等の地域団体等は、「地域のことは地域で守る」を基本に、事前の地域の防災・減災対策、災害発生直後における情報収集・伝達、災害時要援護者（要配慮者）等の避難誘導支援活動、避難所等における協力や支援活動、地域の復旧・復興活動への参加を担っていく必要がある。

そのため、地域団体等は、平時から地域の中で防災・減災を推進するための方策や役割分担等について話し合うとともに、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で、地域の防災・減災活動を行う。

4　市・防災関係機関の役割

市は、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市外からの支援を最大限活用できるよう、各機関と協働して体制の整備を進めていく。

さらに、市民や地域団体、ＮＰＯ、事業所などがそれぞれの役割を果たすための活動がしやすい環境を整え、必要な支援を積極的に行うことで、自助・共助・公助の協働による防災・減災対策を推進する。

第２　自助・共助・公助の協働による平時の備え

本市において大規模災害が発生しても、その被害を防ぎ、又は減らしていくために、市民・企業、自主防災組織等の地域、市・防災関係機関等は、それぞれの役割を自覚し、協働し、平時から災害に対する備えや体制の整備を行っていくこととする。

自助・共助・公助の協働による平時の備え

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(1)洪水、土砂災害、高潮に備える		
①地形の特徴や過去の災害履歴等の洪水・浸水、土砂災害、高潮に関する知識の習得 ②浸水危険箇所や土砂災害危険箇所等の位置を把握　など	①堤防決壊や土砂災害の前兆現象などの情報収集体制の整備 ②警戒避難体制の整備　など	①洪水・浸水、土砂災害、高潮等の風水害の予防 ②パトロールと広報活動の実施 ③浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の周知　など
(2)いざという時の避難に備える		
①避難する際の避難所及び安全な避難経路、危険箇所の確認 ②家族や従業員等との連絡方法の確認	①避難する際の避難所及び安全な避難経路、危険箇所の確認 ②地域住民の安否確認、避難誘導体制の整備	①各種広報や防災訓練、各種研修会等への職員派遣等の支援 ②地域等と協働での避難計画の策定

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
③避難情報（避難指示）の理解 ④災害時要援護者（要配慮者）にかかる避難確保計画の策定及び訓練　など	③避難情報（避難指示）の理解 ④自主的な避難所運営の準備 ⑤避難誘導、避難所運営訓練 ⑥災害時要援護者（避難行動要支援者）の把握と個別避難計画の策定　など	③防災訓練の実施 ④避難情報（避難指示）伝達体制の確立 ⑤災害時要援護者（避難行動要支援者）の把握と個別避難計画の策定、支援体制の構築　など
(3)災害時のけがや人命救助に備える		
①救命講習や訓練への積極的な参加 ②医薬品等の備蓄　など	①救命講習や訓練への積極的な参加 ②救助訓練の実施 ③救助用資機材の管理　など	①救命講習や訓練の実施 ②救助訓練の実施 ③救助用資機材の備蓄の推進　など
(4)食料・生活必需品の不足に備える		
①食料、生活必需品の備蓄 ②特別な配慮の必要な人は、必要な食料、生活必需品を備蓄 ③事業所は、従業員の食料、生活必需品の備蓄　など	①地域住民への周知や炊き出し訓練 ②災害時要援護者（要配慮者）への支援　など	①食料､生活必需品の備蓄の推進 ②他都市等との応援体制の整備 ③民間流通企業等との災害時応援協定の締結による流通備蓄の推進　など
(5)ライフラインの停止に備える		
①電話不通を想定し、家族の避難場所の確認 ②懐中電灯、ラジオ、電池等の備蓄 ③カセットコンロ等の備蓄 ④飲料水の備蓄 ⑤浴槽等へトイレ用の水の汲み置き ⑥携帯トイレの備蓄　など	①地域住民への周知 ②災害時要援護者（要配慮者）への支援　など	①ライフライン施設の耐水化等の推進 ②相互応援体制の整備 ③復旧用資機材の備蓄 ④仮設トイレの備蓄　など
(6)正確で素早い情報入手に備える		
①災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認 ②ひょうご防災ネットへの登録 ③エリアメールの活用　など	①災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認 ②地域住民への伝達体制の確立 ③情報収集・伝達訓練 ④災害時要援護者（要配慮者）への情報提供　など	①広報車等による情報伝達体制の整備 ②防災行政無線、音声告知放送、ひょうご防災ネット、エリアメール等多種多様な情報伝達手段の整備　など
(7)防災に関する知識を学び、身につける		
①災害の特性や備えの知識の習得 ②防災訓練等を通じた実践的な行動の習得　など	①地域の災害履歴や避難時の危険箇所を把握、点検、確認 ②防災訓練等を通じた実践的な行動の習得 ③地域の次世代を担う子どもたちへの災害の被災経験の伝承や災害の危険性の伝達　など	①防災リーフレットやハザードマップの配布 ②防災講演会や防災出前講座等の開催 ③総合防災訓練等の実施 ④地域防災リーダーの育成 ⑤学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育　など

第３　自助・共助・公助の協働による大規模災害発生時の応急活動

大規模災害発生時には、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が全市にわたって必要となる。しかし、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。

そのため、市は、市民・事業所、自主防災組織等の地域における自主防災活動と協働した災害応急対策活動を行う。

自助・共助・公助の協働による大規模災害時の応急活動

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(1)洪水、土砂災害、高潮などの被害を回避する		
①被害情報や浸水、がけ崩れ情報などの市への提供 ②避難指示等が出されたときは、該当地域の住民は速やかに避難を開始　など	①被害情報や浸水、がけ崩れ情報などの市への提供 ②地域住民への危険情報・被害情報等の提供 ③避難指示等が出されたときは、該当地域住民の避難誘導など	①危険箇所等の情報収集 ②危険情報、被害情報等の広報活動 ③避難指示等の発令　など
(2)迅速な避難を行う・避難所を運営する		
①高齢者等避難が出されたときは、避難行動に時間がかかる人は避難を開始 ②避難指示等が出されたときは、該当地域の住民は速やかに避難を開始 ③避難する場合は、あらかじめ定められた避難経路を通り、自主防災組織等まとまって地域の協力のもと避難　など （避難所では） ①避難者同士の協力 ②避難所施設（学校等）の開設への協力 ③避難所運営の様々な活動への参加　など	①町内会、自主防災組織、避難支援者、消防団、市職員等の誘導のもと避難誘導 ②地域内の住民の安否確認 ③災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難支援　など （避難所では） ①避難所開設への協力 ②避難者の代表者による「避難所運営委員会」の設置 ③「避難所開設・運営マニュアル」による避難者の自主的な避難所運営　など	①高齢者等避難、避難指示等の発表・発令 ②地域住民の避難誘導 ③災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難について、避難支援者等へ要請　など （避難所では） ①避難所の開設 ②福祉避難所の開設 ③食料・飲料水・生活必需品等の確保と配送 ④救護所等医療体制の整備 ⑤保健師派遣等避難者の健康管理 ⑥災害時要援護者（要配慮者）への支援 ⑦その他必要な避難所運営への支援　など
(3)救出活動やけが人の救護を行う		
①軽傷の場合などは、自ら応急処置　など	①助けを求めている人の救助 ②けが人に対する応急手当や医療機関への搬送 ③消防団による救急・救助活動 ④消防機関が行う救急・救助活動への協力 ⑤災害時要援護者（要配慮者）	①消防機関による救急・救助活動 ②広域的な消防応援部隊による救急・救助活動　など

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
	の安否確認と救助、救護 など	
(4)食料・生活必需品等を確保する		
①家庭備蓄食料・生活必需品等の活用 ②炊き出しへの協力 ③物資の荷卸しや配布等への協力　など	①炊き出しの実施や協力 ②物資の荷卸しや配布等への協力　など	①備蓄している食料・生活必需品の供給 ②民間事業者等からの食料・生活必需品の調達 ③他都市等からの応援物資等の受入れ ④義援物資等の受入れ　など
(5)ライフライン復旧までの生活を確保する		
①家庭備蓄飲料水などの活用 ②家庭の井戸の活用 ③応急給水の飲料水の入手 ④トイレ用水等の確保 ⑤炊き出しへの協力　など	①応急給水への協力 ②トイレ用水等の確保 ③炊き出しの実施や協力　など	①応急給水の実施 ②上水道施設の応急復旧 ③下水道施設の応急復旧 ④仮設トイレの設置 ⑤電力・ガス施設の応急復旧（各事業者）　など
(6)迅速に正確な情報を入手する		
①市や防災関係機関が伝える情報を速やかに入手 ②災害・被害情報等の市への報告　など	①市や防災関係機関が伝える情報を速やかに入手 ②地域住民等への伝達 ③災害時要援護者（要配慮者）への情報伝達 ④災害・被害情報等の市への報告　など	①避難指示等の緊急情報の提供 ②被害や応急対策実施状況、生活関連情報、復興へ向けての生活支援情報等の提供 ③テレビ・ラジオ、広報車、広報紙、インターネット等様々な媒体を活用しての広報 など

第４　防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、防災に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

１　指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		１管区内各府県警察の指導・調整 ２他管区警察局との連携 ３関係機関との協力 ４情報の収集及び連絡 ５警察通信の運用		
近畿総合通信局	１非常時の重要通信確保体制の整備 ２非常通信協議会の指導育成 ３情報伝達手段の多様化・多重化の促進	１災害時における通信手段の確保 ２災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近畿財務局神戸財務事務所		１仮設住宅設置可能地の提示 ２金融機関に対する緊急措置の指示	１災害復旧事業費査定の立会 ２地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報収集及び提供		
兵庫労働局	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	１労働災害発生情報の収集 ２労働災害の二次災害防止 ３労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿農政局 （兵庫県拠点）	1農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2農作物等の防災管理指導 3地すべり区域（直轄）の整備	1土地改良機械の緊急貸付け 2農業関係被害情報の収集報告 3農作物等の病害虫防除の指導 4食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1各種現地調査団の派遣 2農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局		1災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3電力・ガスの供給の確保	1生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1被災地の復興支援 2電力、ガス施設等の本格復興 3被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2鉱山施設等の応急対策の指導		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設（直轄）の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる緊急対応（TEC-FORCE）	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設（直轄）の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
大阪航空局（大阪空港事務所）		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧	
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等（地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
第五管区海上保安本部 （神戸海上保安部）	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバスの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 （1）必要に応じて船舶交通の整理、指導 （2）工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	1 環境配慮の確保

2　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊第3師団 （第3特科隊） （第36普通科連隊） 海上自衛隊呉地方隊 （阪神基地隊）		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

3　兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定
知事部局・ 企業庁・ 病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
淡路県民局		1 災害応急対策の総合連絡調整及び実施 2 市からの要望に対する取りまとめ		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
淡路県民局（洲本土木事務所）	1公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2水防力の整備強化 3地すべり防止施設の整備	1公共土木施設(所管)の応急対策 2水防警報の発表伝達 3水防指令の伝達	被災公共土木施設(所管)の復旧	
淡路県民局（洲本農林水産振興事務所）	1防災営農林水産体制の推進 2保安林、治山・地すべり防止施設等の整備、その他治山事業の推進	1災害対策用木材の調達あっせん 2災害時における病害虫の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等応急対策	1農林関係施設の復旧 2被災農林業者に対する災害融資	
淡路県民局（洲本土地改良事務所）	1農地、農業用施設等の防災事業の推進 2地すべり防止施設の整備及び管理	農地、農業用施設等の被災状況調査及び応急対策	農地、農業用施設の復旧及び指導	
淡路県民局（洲本県税事務所）				被災納税者に対する減免措置等
淡路県民局（洲本健康福祉事務所）		1医療救護 2防疫、清掃等の応急保健衛生対策 3給食支援 4社会福祉施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 5災害救助法による救助活動に関する事務	保健衛生施設の復旧	
淡路教育事務所	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1教育施設(所管)の応急対策 2被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧	
洲本公共職業安定所		災害対策応急労務者の雇用	応急労務者の雇用	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
淡路家畜保健衛生所		家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策		
淡路警察署	1 情報の収集、伝達体制の整備 2 交通の確保に関する体制、施設の整備・情報通信の確保 3 市民等の防災活動の推進 4 危険箇所の調査	1 災害警備 2 人命救助及び避難誘導 3 情報収集伝達 4 死体検分等 5 二次災害防止 6 社会秩序の維持 7 緊急交通路の確保	1 警察施設の復旧 2 交通規制の実施	

4　市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	市地域にかかる災害予防の総合的推進	市域にかかる災害応急対策の総合的推進	市域にかかる災害復旧の総合的推進	市域にかかる災害復興の総合的推進
淡路市夕陽が丘クリーンセンター		1 清掃施設の応急措置 2 ごみ・災害廃棄物の処理 3 防疫活動の協力	清掃施設の復旧	

5　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 （神戸中央郵便局）		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 （神戸支店）		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本赤十字社（兵庫県支部）		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 義援物資の配分		
日本放送協会（神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
本州四国連絡高速道路株式会社(神戸管理センター)(鳴門管理センター)	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本電信電話株式会社（兵庫支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（神戸支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送		
ケイディーディーアイ株式会社（関西総支店）	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	

6　指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関（淡路交通㈱、一般社団法人兵庫県トラック協会）	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
放送機関（㈱ラジオ関西、㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱）	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
公益社団法人兵庫県看護協会		1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策 3 仮設住宅におけるまちの保健室活動・保健相談		
一般社団法人兵庫県歯科医師会		1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別		
一般社団法人兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理		
獣医師会 一般社団法人兵庫県獣医師会 一般社団法人神戸市獣医師会		災害時における動物救護活動		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会	ＬＰガス供給設備の防災管理	１ＬＰガス供給設備の応急対策の実施 ２災害時におけるＬＰガスの供給	被災ＬＰガス供給設備の復旧	

7　一部事務組合

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
淡路広域消防事務組合	１消防施設・設備･資材等の整備 ２消防計画の見直し ３消防･水防訓練	１消防・救助・救急・水防活動 ２火災調査､罹災証明書の発行		
淡路広域水道企業団	１水道施設･資機材の整備 ２応急給水体制の整備 ３水道災害対策行動指針等の作成	１災害時における飲料水の確保 ２被災施設の調査及び応急復旧 ３市が行う応急給水活動への協力	水道施設の復旧	
五色台聖苑		遺体の火葬		
奥畑粗大ごみ処理場		粗大ごみの処理		

第５　市民等の責務

１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責　務
淡路市社会福祉協議会	１　社会福祉施設の被害調査、災害時要援護者（要配慮者）の救助・救援の協力 ２　ボランティアセンターの開設・運営 ３　生活福祉資金貸し付けの受け付け
淡路市医師会	１　医師、医療機関との連絡調整 ２　災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力
淡路市歯科医師会	１　歯科医師、医療機関との連絡調整 ２　災害時の歯科医療救護、検案等の協力
淡路市薬剤師会	１　薬剤師との連絡調整 ２　災害時の医薬品の供給の協力
赤十字奉仕団	被災者の救助・救援対策の協力
交通安全協会、防犯協会	災害時の警備活動の協力
淡路日の出農業協同組合、漁業協同組合、商工会	１　被害調査、被災者の救助・救援対策の協力 ２　被災組合員の応急、復旧対策支援
建設業協会	公共土木施設の応急・復旧対策、被災者の救助・救援対策の協力
学校法人	１　防災設備の整備、防災訓練 ２　応急教育
金融機関	被災事業者の再建支援
医療施設の管理者	１　防災設備の整備、防災訓練 ２　災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	１　防災設備の整備、防災訓練 ２　災害時要援護者（要配慮者）の救援協力
危険物施設等の管理者	１　防災設備の整備、防災訓練 ２　災害時の危険物・施設の安全措置
町内会、自主防災組織	１　防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの見直し ２　自主防災活動 ３　警報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力

2　市民・地域・事業所

市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

	責　務
市　　民	1　飲料水・食料・生活必需品等の三日分以上の備蓄、防災知識の取得 2　防災訓練への参加、平時からの自主防災組織、地域活動への積極的な参加 3　初期消火、警報等の収集・伝達、避難、住宅の安全措置 4　近隣の自主防災活動、救助・救援活動の協力
地　　域	1　自主防災組織の強化 2　災害時要援護者（避難行動要支援者）の安全確保体制の構築 ・災害時要援護者（避難行動要支援者）個別支援プランの整備 ・災害時要援護者（要配慮者）への連絡・支援体制の構築 3　災害発生時の地域における応急対策の実施 ・水防活動の協力 ・警報等の収集・伝達 ・災害時要援護者（要配慮者）の支援 ・救助・救援活動の協力 ・災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事　業　所	1　従業員等の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄、防災マニュアルの作成、従業員への防災知識の普及、防災訓練 2　警報等の収集・伝達、利用者等の避難誘導、自衛消防活動、水防活動への協力 3　地域の自主防災活動、被災者の救助・救援活動の協力

第４節　淡路市の概況

第１　自然条件

１　地形

淡路島北部に位置する淡路市は、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、総面積 184.32km^2 は淡路島全体（595.71km^2）の約３割を占める。市の北は明石海峡を隔てて明石市、神戸市に面し南側は洲本市と接する。

淡路市の地形については、津名・東浦地区にかけては妙見山（標高 522m）をはじめとする標高 400～500mの山地が大阪湾に面し、その西方は播磨灘に向かって緩く傾斜する標高 200m前後の高原地帯が広がっている。

河川については、山間・丘陵地を源流に、まとまった流域を有する河川が少ないのが特徴である。平野は、津名地区・宝珠川、北淡地区・室津川、育波川、一宮地区・郡家川、新川、東浦地区・浦川などの河川沿いに発達するが、海岸沿いには未発達で、平野、高原地帯には貯水用のため池が数多く見られる。

２　気候

淡路市の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属しており、年間平均気温は 15～17℃、年間平均降水量は年度や地域によって差があるが、概ね 1,000～1,500mm 前後である。

第２　社会条件

１　人口と世帯

本市の人口は、41,967 人（令和２年国勢調査）で、昭和 60 年の 56,306 人と比較すると、14,339 人減少している。

人口減少の傾向とは反対に、世帯数は平成 12 年までは増加し、本市においても核家族化が進行していることが窺える。平成 13 年以降については、平成 17 年に一旦減少したが、平成 22 年以降は再び増加している。

淡路市（津名郡５町）の人口

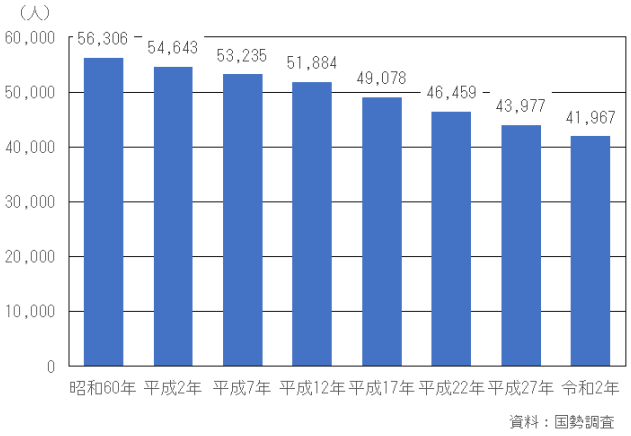

資料：国勢調査

淡路市（津名郡５町）の世帯数

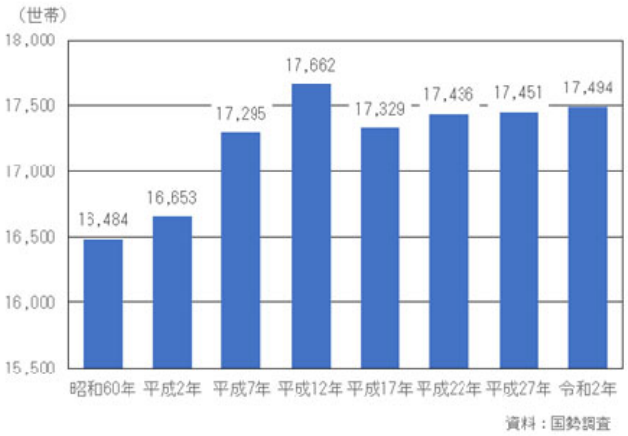

資料：国勢調査

２　交通

本州と四国を結ぶ大動脈・神戸淡路鳴門自動車道が南北を貫通するほか、大阪湾沿いに国道 28 号、播磨灘沿岸に県道福良江井岩屋線、東西軸として県道富島久留麻線、県道志筑郡家線などが各集落を結んでいる。

３　土地利用

本市における土地利用区分は、次のとおりである。

■表　土地利用区分

田	畑	宅　地	山林・原野	その他	総面積
31.10km^2 16.9%	10.37km^2 5.6%	9.38km^2 5.1%	32.59km^2 17.7%	100.88km^2 54.7%	184.32km^2 100.0%

総面積：国土地理院　全国都道府県市区町村別面積調（令和２年 10 月１日）
総面積以外の面積：県市町振興課調（平成 31 年１月１日）

第３　風水害等の危険性と被害の特徴

１　台風・集中豪雨災害の履歴

淡路市では、過去からたびたび台風・集中豪雨による被害が発生している。主な被害を次の表に示す。

風水害の被害等

年　月　日	名　称 気象条件、気象状況	被　害　概　要
大正 元年 9 月 22 日～23 日	台風 総雨量 300 ㎜(洲本)	死者 21 名、負傷者 25 名 全壊流出 1,303 戸、床上・床下浸水 22,522 戸
7 年 8 月 29 日～30 日	台風 風速 21m/s(神戸) 総雨量 220 ㎜(淡路)	死者 8 名 全壊流出 515 戸、床上・床下浸水 2,724 戸
昭和 7 年 7 月 1 日～2 日	前線豪雨	
9 年 9 月 21 日	室戸台風 最大風速 28m/s 総雨量 175 ㎜	死者 281 名、負傷者 1,529 名 全壊 1,414 戸、流出 708 戸、半壊 2,788 戸 床上浸水 14,783 戸、床下浸水 38,245 戸
13 年 7 月 3 日～5 日	梅雨前線による豪雨 総雨量 359 ㎜(洲本)	死者 731 名、負傷者 1,463 名 全壊流出 5,492 戸、半壊 7,726 戸 床上浸水 39,021 戸、床下浸水 100,423 戸
25 年 9 月 3 日	ジェーン台風 最大風速 31m/s	死者 41 名、負傷者 904 名 全壊 1,355 戸、流出 226 戸、半壊 12,299 戸 床上浸水 27,772 戸、床下浸水 33,435 戸
28 年 9 月 25 日～26 日	13 号台風	
29 年 9 月 26 日	洞爺丸台風(台風第 15 号) 最大風速 35m/s 総雨量 91 ㎜	死者 7 名、負傷者 89 名 全壊 300 戸、半壊 698 戸 床上浸水 1,070 戸、床下浸水 5,434 戸
34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	
36 年 9 月 16 日	第２室戸台風(台風第 28 号) 最大風速 36.7m/s 最大瞬間風速 49.4m 総雨量 164 ㎜(洲本)	死者 10 名、負傷者 134 名 全壊 435 世帯、流出 63 世帯、半壊 1,814 世帯 床上浸水 8,973 世帯、床下浸水 36,944 世帯
37 年 6 月 9 日	梅雨前線集中豪雨	
38 年 6 月 4 日	梅雨前線集中豪雨	
40 年 9 月 10 日～17 日	台風第 23 号秋雨前線による豪雨、台風第 24 号	死者 39 名、負傷者 765 名 全壊 1,584 世帯、半壊 6,124 世帯 床上浸水 15,822 戸、床下浸水 73,886 戸
49 年 7 月 6 日～7 日	台風第 8 号及び 梅雨前線大雨 総雨量 310 ㎜(一宮)	死者 14 名、負傷者 13 名 全壊 73 世帯、半壊 100 世帯 床上浸水 3,028 世帯、床下浸水 23,334 世帯
49 年 9 月 8 日～9 日	台風第 18 号及び 前線による大雨 総雨量 183 ㎜(明石)	死者 2 名、負傷者 5 名 全壊 3 世帯、半壊 11 世帯 床上浸水 349 世帯、床下浸水 7,951 世帯
50 年 8 月 22 日～23 日	台風第 6 号 総雨量 168 ㎜(津名)	半壊 1 世帯 床上浸水 243 世帯、床下浸水 2,283 世帯
51 年 9 月 8 日～13 日	前線及び 台風第 17 号による豪雨 総雨量 1,035 ㎜(県下)	死者 19 名、負傷者 41 名 全壊 124 戸、半壊 252 戸 床上浸水 17,042 戸、床下浸水 57,412 戸
54 年 6 月 26 日	集中豪雨	
58 年 9 月 28 日	台風第 10 号	
平成 2 年 9 月 17 日～20 日	秋雨前線と台風第 19 号による大雨と強風 最大瞬間風速 37.5m（洲本） 総雨量 196 ㎜(洲本)	死者 2 名、負傷者 12 名 全壊 4 戸、半壊 8 戸 床上浸水 2,789 戸、床下浸水 19,387 戸
3 年 9 月	台風第 19 号	
11 年 9 月 7 日	集中豪雨	
16 年 10 月 20 日	台風第 23 号	死者 4 名、負傷者 15 名 全壊 26 戸、大規模半壊 16 戸、半壊 203 戸 床上浸水 149 戸、床下浸水 678 戸
21 年 8 月 9 日～10 日	台風第 9 号	死者 20 名、負傷者 7 名 床上浸水 335 戸、床下浸水 1,494 戸
23 年 9 月 20 日	台風第 15 号	全壊 1 戸、一部損壊 21 戸 床上浸水 161 戸、床下浸水 274 戸

資料）各旧町の地域防災計画ほか
注）被害概況の数値は、県下の値とする。ただし、平成 23 年台風第 15 号被害は、淡路市の被害。

2　その他の災害による被害と防災上留意すべき要素項目

災害類型		被害のあらまし	防災上留意すべき要素項目
台風災害		・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ ・風害 ・高潮、高波 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路等交通障害、電力・通信・水道等の機能まひ、　農林業・商工業被害	降雨量、河川水位（特に上流域）気象予警報（特に水防警報及び台風情報）、ダム・ため池、流木、危険箇所の状況
集中豪雨災害		・洪水氾濫 ・土砂崩れ、山崩れ、土石流 ・上記による家屋の浸水、倒壊、損壊、道路等交通障害、電力・通信・水道等の機能まひ、　農林業・商工業被害	降雨量、河川水位（特に上流域）気象予警報（特に水防警報及び大雨情報）、ダム・ため池、流木、危険箇所の状況
雪害	豪雪災害	・雪崩、地すべり ・上記及び積雪による家屋の倒壊、損壊、道路等交通障害、電力・通信・水道等の機能まひ、農林業・商工業被害	降雪状況、日照・気温等の大きな変化、気象予警報（特に雪崩注意報、地震情報）、危険箇所の状況、住民通報
	融雪災害	・雪崩、地すべり ・洪水氾濫 ・上記による豪雨災害、豪雪災害と同様の被害	降雪・降雨状況、日照・気温等の大きな変化、気象予警報（特に雪崩注意報、地震情報）、河川の状況（河道閉塞、水位）、危険箇所の状況、住民通報
航空機事故災害		・航空機火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物取扱施設の有無）、航空機の種類（ヘリコプター、小型飛行機、旅客機、軍用機等）
自動車道事故災害		・車両火災、爆発 ・多数の救急・救助事案 ・危険物、有毒ガスの流出	発生箇所（特にトンネル、橋梁）、事故の態様（施設の損壊、多数車両衝突、火災発生の有無、大型バスの関係の有無等）、危険物（流出、炎上、爆発の有無、名称・量）
危険物等事故災害		・火災、爆発 ・有毒ガスの流出 ・有害物質による大気・水質汚染	発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設の有無）、危険物の名称・量

3　災害危険箇所等

淡路市における土石流危険渓流等、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等は次のとおりである。

区分	箇所数	定義
土石流危険渓流等	91	渓流の勾配が３度以上あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある場所（※）
地すべり危険箇所	45	地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある場所(※)
急傾斜地崩壊危険箇所等	477	傾斜度 30 度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある場所(※)
防災重点農業用ため池箇所	646	農業用のため池で、決壊した場合の浸水区域に人家や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれがあるもの

※人家や公共施設に被害を与えるおそれのある箇所及び人家や公共施設がない箇所でも、今後宅地開発等により人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）等の規定に基づく、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は次のとおりである。

（令和３年 12 月 28 日現在）

区分		指定区域数	指定基準
土砂災害警戒区域	急傾斜地崩壊	524	○傾斜度が 30 度以上で高さが 5m以上の区域 ○急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域 ○急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍（50ｍを超える場合は 50ｍ）以内の区域
	土石流	91	○土石流のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域
	地すべり	34	○地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域) ○地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250ｍを超える場合は、250ｍ）の範囲内の区域
	合計	649	
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地崩壊	355	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域 （土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域）
	土石流	35	
	合計	390	

4　平成 16 年台風第 23 号による被害の概要

近年の代表的な風水害である平成 16 年台風第 23 号の被害は次のとおりである。

平成 16 年は 10 個の台風が日本に上陸、そのうち近畿地方を直撃した台風が 4 個、近傍の通過まで含めると近畿地方には 9 個の台風が関係した。その中でも台風第 23 号は淡路市に大きな被害をもたらした。

(1) 被害状況

区分 / 旧町	死者	負傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
津名町	3	12	22	11	166	68
淡路町	―	―	―	―	―	25
北淡町	―	1	1	1	4	25
一宮町	1	2	3	4	33	12
東浦町	―	―	―	―	―	5
合計	4	15	26	16	203	135

台風第 23 号による淡路島の災害記録、淡路県民局

(2) 台風状況

10月13日に発生した台風第23号は、発達しながら西北西ないし北西に進み、19日夕刻頃から進路を次第に北から北北東に転じ本州に接近した。中心気圧955hPa、最大風速40m/s、暴風域半径東側330km、西側220km、20日13時頃、高知県土佐清水市付近に上陸し、20日17時頃淡路島に最接近した後、中心気圧970hPa、最大風速35m/s、暴風域半径東側280km、西側170kmの勢力で大阪府南部に再上陸した。

この台風第23号は兵庫県の各地に大雨をもたらし、淡路島では19日から21日にかけて総雨量200～440mm、最大24時間雨量160～380mm、最大時間雨量26～89mmを記録した（淡路県民局資料）。

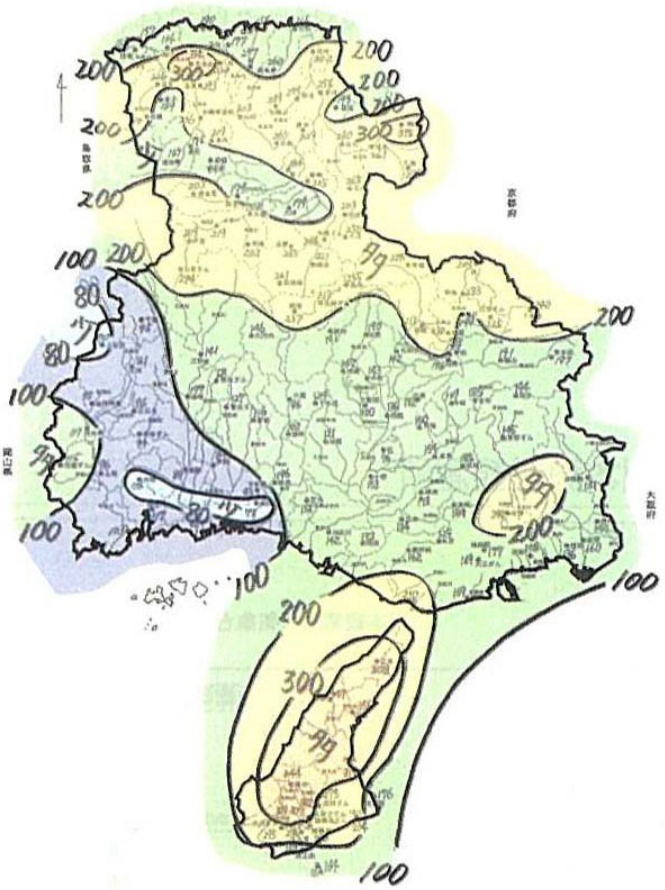

等雨量線図（最大24時間）

(3) 志筑川水系の氾濫

津名地区志筑川は、河口から約 2.0km の御大師橋の下流で川幅が狭まり流下能力が低くなっている。特に、宝珠川との合流点にかけての区間は、家屋の間を水路のように狭い幅で流下している。このような状況のため、川幅の狭い市街地部では台風第 23 号によって発生した浸水域が市街地部へと広がり浸水被害を拡大した。

■志筑川水系流域図

(注) 国土地理院の数値地図50000 (地図画像)「明石」「洲本」を掲載

【志筑川水系浸水被害状況】

		住家	工場・事業所等
津名町	全壊	—	—
	床上	217	—
	床下	161	—

流域面積：10.6km²
流路延長
志筑川 …2.2km
支川宝珠川…4.5km
関係市町：津名町

(4) 育波川水系の氾濫

北淡地区育波川は、河口から約 0.8km 付近から下流の河口まで農地の間を蛇行しながら地形を掘り込んで流れている。台風第 23 号の氾濫は沿川の農地を中心に被害を生じており、洪水が蛇行を乗り越えて直進したためと考えられている。家屋等の被害は少なく護岸、郷路、橋梁等の公共施設の多くが被災した。また、２つのため池決壊により下流の被害が拡大した。

■育波川水系流域図

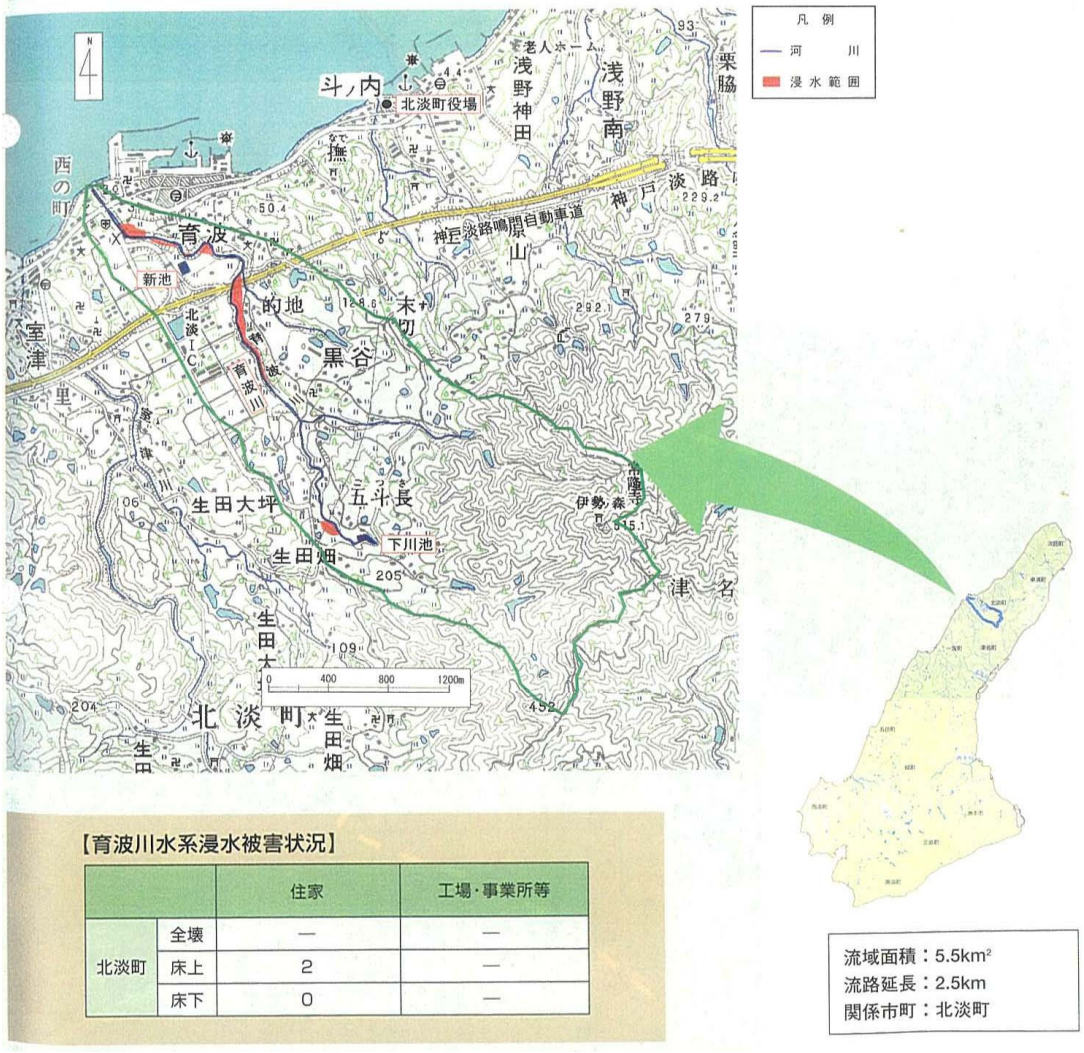

【育波川水系浸水被害状況】

		住家	工場・事業所等
北淡町	全壊	—	—
	床上	2	—
	床下	0	—

流域面積：5.5km²
流路延長：2.5km
関係市町：北淡町

５　災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所

番号	箇所名	大字	施工延長(m)	保全人家数
1	明神	志筑	25	2
2	大谷東	大谷	25	2
3	柏原	佐野	15	2
4	草香	草香	39	2

6　緊急小規模急傾斜地崩壊対策事業箇所

番号	箇所名	大字	工事概要
1	里	里	擁壁工
2	海平の郷１	里	吹付法枠工、厚層基材吹付工
3	海平の郷２	里	コンクリートブロック積工
4	下司	下司	コンクリートブロック積工、水路工
5	薄木	中田	コンクリートブロック積工、水路工
6	王子１	王子	擁壁工、水路工
7	王子２	王子	コンクリートブロック積工
8	池ノ内	池ノ内	コンクリートブロック積工、水路工
9	大谷１	大谷	大型ブロック積工、ブロック積工、ふとん籠、法面工
10	大谷２	大谷	コンクリートブロック積工、植生マット工
11	長沢	長沢	コンクリートブロック積工、水路工
12	神原	佐野	コンクリートブロック積工、水路工
13	小井	佐野	待受擁壁工、ブロック積工、落石防護柵
14	興隆寺１	興隆寺	待受擁壁工、落石防止柵
15	興隆寺２	興隆寺	擁壁工、水路工
16	大町下	大町下	ブロック積工、擁壁工、吹付法枠工
17	木曽上	木曽上	ブロック積工、法面工、プレキャスト水路
18	木曽上畑	木曽上畑	コンクリートブロック、プレキャスト法枠工
19	育波	育波	ブロック積工、法面工
20	室津	室津	ブロック積工、法面工
21	舟木	舟木	ブロック積工、法面工
22	仁井	仁井	ブロック積工、法面工
23	野島常盤	野島常盤	ブロック積工、法面工
24	江井１	江井	ブロック積工、張芝工
25	江井２	江井	ブロック積工、側溝工
26	郡家	郡家	ブロック積工、張芝工、側溝工
27	上河合	上河合	ブロック積工、側溝工
28	柳澤	柳澤	ブロック積工、側溝工、簡易吹付法枠工
29	尾崎	尾崎	ブロック積工、落石防止柵工、簡易吹付法枠工
30	高山１	高山	ブロック積工、張芝工
31	高山２	高山	ブロック積工、張芝工

資　料

１－３　土砂災害危険箇所・危険区域一覧表

１－４　土砂災害警戒区域一覧表

1－5　宅地造成工事規制区域・災害危険区域の指定状況

1－6　水防危険区域一覧表

第２章　災害予防計画

第１節　基本方針

第１　災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

(1) 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練の実施
(2) 広域防災体制の確立の協力
(3) 災害対策拠点、情報通信機器・施設や防災拠点の整備
(4) 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
(5) 防災資機材の整備
(6) 災害医療システムの整備の協力
(7) 緊急輸送体制の整備
(8) 避難所対策の充実
(9) 備蓄体制等の整備
(10)家屋被害認定制度や被災宅地危険度判定制度等の整備
(11)廃棄物対策の充実
(12)災害時要援護者（要配慮者）支援対策や外国人支援対策の強化
(13)災害ボランタリー活動の支援体制の整備
(14)水防対策や土砂災害対策の充実
(15)中山間地等における風水害対策
(16)県住宅再建共済制度の活用　等

第２　市民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する市民運動を展開し、「自らの生命、自らの地域は自ら守る」という防災・減災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

(1) 防災に関する学習等の充実
(2) 自主防災組織の育成
(3) 企業等の地域防災活動への参画促進
(4) 地区防災計画の策定

第３　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

(1) 防災基盤・施設等の整備
(2) まちの防災構造の強化
(3) 水害の防止施設の整備
(4) 地盤災害の防止施設等の整備
(5) 交通・ライフライン関係施設の整備
(6) 地下空間等の防災体制の整備　等

第４　調査研究体制等の強化

災害に対して、より的確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究体制等の強化を明示する。

(1) 気象観測体制の整備
(2) 風水害等に関する調査研究等の推進

第５　その他の災害の予防対策の推進

危険物、大規模事故災害等の事故について明示する。

第２節　災害応急対策への備えの充実

第１　組織体制の整備

１　市の防災組織体制

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市（危機管理課）は、市域における防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

なお、防災組織体制の整備に当たっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大を図る。

また、市は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

２　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

〔実施機関：指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等〕

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

３　業務継続性の確保

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、「淡路市全庁業務継続計画」（平成 30 年３月）を策定し、業務継続性の確保を図っている。今後は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理などについて、随時、業務継続計画の必要な見直しを行う。

(3) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき

業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第２　研修・訓練の実施

１　研修

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

なお、県は、次のような研修を実施している。

① 災害対策要員の専門性の向上を図るため､人と防災未来センター等と連携し、 県及び市町等の災害対策要員を対象に、防災に関する体系的・総合的な知識を習得させ、専門性の向上を図っている。

② 初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るため、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会を実施しているほか、ｅラーニングの活用を推進している。

(2) 市は、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

(3) 市と神戸地方気象台は、定期的に開催する地域防災懇談会を通じ、情報伝達を円滑に行うための打合せ及び情報内容等の理解促進のために気象・地象に関する研修を行う。

(4) 国等が実施する危機管理・防災責任者を対象とした研修への参加に努める。

２　防災訓練

〔実施機関：市（消防防災課、危機管理課、各課）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、ＮＰＯ・ボランティア等〕

市及び防災関係機関は、防災訓練を実施し、実践的な対応力をかん養する。また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

また、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等、特に災害時要援護者（要配慮者）への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。

地域、学校、職場等での防災訓練については、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、基本的な防災用資機材の操作、津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

（主な参加機関）

市、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、ＮＰＯ・ボランティア等

(1) 市総合防災訓練

防災関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施する。実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議する。

① 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

② 会場展示型訓練

空き地等を活用して、人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施する。

③ 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的な訓練を実施する。

④ 広域連携訓練

広域防災拠点等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

⑤ 地域総ぐるみ訓練

地域防災力の向上等を図るため、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、避難所開設等の訓練を実施する。総合防災訓練の要として、地域の防災意識の高揚を目指すもので、とりわけ、市内全ての公立小学校・中学校の参加に努めることとする。また、県立高校・法人の大学にも参加を勧める。

(2) 個別防災訓練

市、その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

① 抜き打ち訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の緊急参集訓練を実施することとする。

ア 職員非常参集訓練

イ 情報収集伝達訓練

② 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。

ア 対策のシミュレート訓練

イ 他機関との連携訓練　等

③　実地訓練

ア　水防訓練

イ　消防訓練

ウ　災害救助訓練

エ　災害警備訓練

オ　林野火災訓練

④　その他の個別訓練

ア　災害ボランティアの受入訓練

イ　災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

ウ　災害時要援護者（要配慮者）への情報伝達、避難誘導訓練

エ　帰宅困難者への対応訓練

オ　広域避難訓練　等

(3) 地域防災訓練

市の地域事務所を中心に、消防団、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施することとする。

災害現地対策部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等

(4) 自主防災組織等の防災訓練

市は、消防団等と協力し、自主防災組織に対し災害時要援護者（要配慮者）や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練、災害図上訓練等の実施を指導する。

※　防災訓練を行う際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（災害対策基本法第 48 条第２項）

３　その他

〔実施機関：市（危機管理課）、防災関係機関〕

市及び防災関係機関は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図る。

また、市は、観光・宿泊施設の管理者にハザードマップを配布するとともに、警報や避難情報等の伝達系統を整備する。さらに、公共交通機関、観光協会、旅館組合、観光・宿泊施設の管理者は、旅客、観光・宿泊客等に周知する。

第３　広域防災体制の確立

１　市町間の連携強化

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結

市は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討し、必要に応じて協定を締結する。

(2) 淡路地域広域防災対応計画の検討・推進

市は、県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制の検討及び淡路地域全体の広域防災対応計画の作成に協力し、地域防災計画に反映する。

（計画の対象項目）

① 相互連携
② 情報の収集・伝達体制の整備
③ 災害ボランティアの受入体制の整備
④ 災害時要援護者（要配慮者）の二次避難確保体制の整備
⑤ 遺体の広域火葬体制の整備
⑥ 災害廃棄物の広域処理体制の整備
⑦ 行政・ライフラインの相互連携体制の整備
⑧ オープンスペースの確保体制の整備
⑨ 交通・輸送体制の整備
⑩ 備蓄体制の整備
⑪ 入浴対策

２　防災関係機関の連携強化

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）、淡路広域消防事務組合〕

(1) 市・淡路広域消防事務組合は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(2) 市は、災害の状況に応じ、近畿地方整備局に対し、初動時の情報の収集･伝達を迅速に実施し､円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図るための支援（リエゾン（情報連絡員）、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）を要請する。

(3) 市、県、放送機関は、災害時における連絡方法、避難指示等の内容についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し共有するよう努める。また、市は、地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備に努める。

3　受援体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 情報の提供と共有体制の明確化

災害対策本部に集約された管内の被害状況、被災者ニーズ等の情報を応援側に速やかに情報提供し、応援側との情報共有を図るため、定期的な連絡会議の開催や本市側から応援側への業務の引継ぎ方法等の情報共有体制を明確にしておくものとする。

(2) 受援体制の確立

①　受援担当者の配置

市は、事前に受援担当者を指名するとともに、他機関との連絡調整や、災害対策本部と被災現場間の連絡調整体制を明確にしておくものとする。

なお、受援担当者の役割は、次のとおりとする。

ア　応援の受入調整に関すること

イ　災害対策本部との調整に関すること

ウ　応援側との連絡調整に関すること

②　指示系統の明確化

応援側に明確な指示を行うため､本市側の指示系統を明確にする必要があること、また、本市側の指揮者が不在の場合に業務が滞ることを避けるため、業務ごとに複数の担当者を置き、その序列を明確にするなど、応援側に明確に指示できる体制を整えておくものとする。

(3) 応援側の活動環境の整備

市は、応援側が単独で活動するのではなく、応援側と本市側がペアになって活動する体制を整備するほか、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供の準備など、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。

4　応援体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 先遣職員の派遣体制の整備

市は、被災地の災害状況を把握する必要があるときは、被災地へ危機管理部又は他の関係部の職員を緊急に派遣し、被災状況、連絡窓口の確認、支援ニーズの把握、交通状況、現地支援活動拠点の選定などを行う体制を整備する。

(2) 支援の決定手順

市は、救援物資の送付、職員の応援等の支援の必要があると認めるときは、速やかに支援対策会議（災害対策本部員会議を準用する。）を開催する。

支援対策会議は、報道機関や先遣職員等の情報を参考に、

①　被災自治体等からの支援要請の内容

②　被災の程度

③　被災地までの距離

④　応援協定の有無等を考慮し、支援の可否及び支援内容を協議する。

市長は協議結果に基づき、支援の要否及び支援内容を決定する。支援が決定した場合は、支援内容に応じて、支援対策本部を設置する。

(3) 職員の派遣に当たっての留意点

職員の派遣に当たっては、原則として、本市が宿泊先の確保、食料の調達、情報伝達手段の確保、経費支出等を行う自己完結型とする。

(4) 地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣

地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向を踏まえ、その内容を決定する。

5　広域避難の受入体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課、総務課、管財課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課）〕

(1) 受入施設の確保

県等から要請があった場合は、広域避難者の受入れを行うものとする。

受入れを行う施設は、公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入れが可能な施設をあらかじめ検討しておく。その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、災害時要援護者（要配慮者）の受入体制の構築に留意することとする。

(2) 応援協定の締結等

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下、「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。

(3)　福井県内の原子力発電所事故発生時の広域避難者の受入れ

「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」(H25.6 関西広域連合広域防災局)に基づき、福井県内の原子力発電所事故発生時の広域避難者の受入れを行うものとする。

6　応援・受援マニュアルの策定等

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルの策定に努める。

また、県が実施する、業務継続体制を含めた受援体制の構築及び充実のための研修に

参加するよう努める。

なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。

＜受援業務の例＞

○ 他府県等応援要員受入
○ 救命救助・消火部隊受入
○ 重傷患者広域搬送、ＤＭＡＴ、救護班受入
○ 救援物資受入
○ 広域避難
○ ボランティアの受入れ 等

7　広域避難・広域一時滞在の体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 県、市、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

(3) 市は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。

第４　情報通信機器・施設の整備・運用

１　フェニックス防災システムの運用

〔実施機関：市（危機管理課）〕

各防災関係機関を結ぶ「災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）」の運用により、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。また、同システムの円滑な運用を図るための操作研修を行い、操作可能職員の確保に努める。

また、災害時に県、市、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、フェニックス防災端末にテレビ会議システムが導入されている。市は、テレビ会議システムの活用習熟に努める。

２　災害無線通信体制の充実強化

〔実施機関：市（危機管理課）、県、防災関係機関〕

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実及び訓練等による実効性の確保に努める。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。

市、県及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

市内のアマチュア無線組織との応援協定締結に努める。

３　市防災行政無線の整備

〔実施機関：市（消防防災課）〕

市は、同報系無線と移動系無線の一体整備、地域防災無線の整備に努めるとともに、全市域で無線通話ができるよう無線機器のデジタル化を進める。

特に障がい者世帯や土砂災害警戒区域等にある世帯については、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。

また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。

４　情報関連システムの充実

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、土砂災害情報相互通報システム、災害時要援護者支援システムの機能の追加等充実に努める。

また、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図る。

さらに、災害時の情報伝達手段として、ＩＰ通信網、ＣＡＴＶ、有線放送電話、コミュニティＦＭ放送等のメディアの活用等について検討し、災害時要援護者（要配慮者）等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。

なお、市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化に努める。

５　気象庁ホームページの活用

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、住民等へ的確な避難指示等を行うため、気象庁ホームページの防災情報を活用する。

第５　防災拠点の整備

１　地域防災拠点の整備

〔実施機関：市（危機管理課、都市計画課）〕

市は、災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる地域防災拠点を整備する。

(1) 役割

地域防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

(2) 機能

地域防災拠点には、次の機能・設備を整備するよう努めることとする。

① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
② 地域の防災活動のための駐屯スペース
③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
⑤ 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
⑥ 臨時ヘリポート
⑦ 耐震性貯水槽、井戸等
⑧ 広域避難スペース
⑨ 救急医療、高齢者・障がい者のケア機能との連携等

(3) 規模

地域防災拠点は、概ね２haを標準とする。

ただし、広域防災拠点に隣接する地域防災拠点は、自衛隊駐屯に必要なスペースを除く概ね１haを標準とする。

(4) 配置の考え方

① 市内に地域防災拠点を１か所以上配置する。市役所周辺地域に地域防災拠点のひとつとして防災公園を整備し、防災備蓄庫や炊き出し等食料供給施設などの防災上必要となる機能を確保する。
② 物資・要員の集積や広域防災拠点とのアクセス性（幹線街路などとの接続）に配慮する。

２　コミュニティ防災拠点

〔実施機関：市（危機管理課、都市計画課）〕

市は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一次的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる概ね 500 ㎡以上の街区公園相当の公園・広場の整備に配慮することとする。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点には、次の機能・設備を整備するよう努めることとする。

① 災害時において避難・応急生活が可能な機能
ア 避難・滞留空間
イ 備蓄施設

② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

③ 情報通信設備
ア 圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
イ 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備

④ 対象地区内の防災活動に必要な設備
ア 備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
イ 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）

⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能
ア 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
イ 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

⑥ 救急医療、高齢者・障がい者ケア機能との連携（市街地連担型地域の場合）など

(3) 規模

コミュニティ防災拠点は、少なくともその対象人口１人につき、２㎡の有効面積を確保する。

(4) 配置の考え方

拠点候補施設の規模の実状を踏まえつつ、拠点への至近性を高めるため、複数のコミュニティ防災拠点を配置する。その際、必要に応じて、オープンスペース系の施設と建物系の施設の連携利用を配慮した配置に努めるとともに、災害を受けにくい安全性の高い立地に配慮することとする。

３　広域防災拠点・広域輸送拠点との連携

〔実施機関：市（危機管理課、都市計画課）〕

県では広域防災拠点（ブロック拠点）として、淡路ふれあい公園（南あわじ市）内に「淡路広域防災拠点」、広域防災拠点（その他拠点）として、県立淡路島公園・国営明石海峡公園（淡路地区）内に、「物資集配及び集結・宿泊基地」を整備していることから、災害時の同拠点及び備蓄物資等の活用について平時から協議しておく。

また、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備に当たっては、広域防災拠点や災害対策拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

資　料

８－６ 防災拠点及び緊急輸送道路ネットワーク図

４　災害対策拠点の整備・運用

〔実施機関：市（危機管理課、管財課）〕

市は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、電気施設の高所設置、発電機の常備等の対策を講じることや、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や近隣の他の施設の利用等を検討する。

また、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第６　火災予防対策の推進

１　出火防止・初期消火体制の整備

〔実施機関：市（消防防災課、都市計画課）、淡路広域消防事務組合、消防団〕

(1) 消防組織の現況

本市には、広域消防組織として淡路広域消防事務組合洲本消防署（２分署、１出張所）が設置され、また、非常備消防として淡路市消防団が、地域単位に支団を置く１団 25 分団体制により市内各地域を管轄している。

(2) 火災予防対策

① 一般予防対策

淡路広域消防事務組合は、次の対策を講じる。

ア　予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図る。

イ　地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

ウ　火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせる。

エ　消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

② 建築物の火災予防

ア　市は、火災発生時の類焼等の危険性を低減し、まちの健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防を図る。

イ　建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

③ 人命危険対象物火災予防

淡路広域消防事務組合は、次の対策を講じる。

ア　防火及び防災セイフティマークの表示指導

法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。

イ　消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要

な消防用設備等の未設置違反に対して是正指導を強化するなど、人命危険対象物の一掃を図る。

④　防火管理者等の育成と活用

学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

2　消防施設・設備の整備

〔実施機関：市（消防防災課）、淡路広域消防事務組合〕

(1) 災害時における総合的な消防計画の策定

淡路広域消防事務組合は、災害時の火災に対応する総合的な消防活動計画を策定する。

(2) 庁舎の耐災性向上

淡路広域消防事務組合は、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図る。また、災害時における停電対策として非常電源の確保、庁舎の浸水対策及び土砂流入対策を行う。

(3) 消防施設の整備

①　現況

本市の消防力の現況は、資料編に示すとおりである。

②　整備計画

市は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、計画的な整備を進めることとする。

ア　消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。

イ　水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

3　消防団の充実・強化

〔実施機関：市（消防防災課）、淡路広域消防事務組合、消防団〕

市は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、淡路広域消防事務組合、自主防災組織等との連携強化を図るとともに、青年層・女性層の参加の促進、消防団員の育成・強化、消防団活動の安全管理マニュアルの策定、機能別団員・分団の制度導入等の各種施策を講じ、消防活動に参加しやすい環境の整備を図る。

また、消防団用施設・設備の充実や防災資機材の整備・強化に努める。

資　料

５－１　消防団の概要

５－２　消防力の現況

第７　防災資機材の整備

市及び防災関係機関は、防災資機材等の整備充実を図る。

１　住民用資機材

〔実施機関：市（消防防災課）〕

市は、住民用資機材の計画的な備蓄に努めることとする。

２　救助資機材

〔実施機関：市（消防防災課）〕

市は、住民が災害時等に使用する救助資機材を自主防災組織単位できめ細かな配置に努める。

３　水防資機材

〔実施機関：市（建設課、消防防災課）、県〕

水防管理者は、水防倉庫、器具、資材、量水標等を兵庫県水防計画の定めるところにより整備する。

また、市及び県は、エンジン付災害用ボート、トラック等、水害を想定した装備の充実に努める。

第８　災害医療システムの整備

１　医薬品等の備蓄

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課）〕

市は、次の対策を講じる。

(1) 各医療機関に備蓄を奨励する。
(2) 発災後３日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。

２　市民に対する啓発

〔実施機関：市（消防防災課、福祉総務課）〕

市は、研修会・訓練等あらゆる機会をとらえて、市民に対する災害医療の普及啓発を行う。

３　市における災害医療体制等の整備

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課、健康増進課）〕

市は、次の対策を講じる。

(1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、市医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。
(2) 淡路広域消防事務組合と協力して、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第９　緊急輸送体制の整備

市は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、県が設定する緊急輸送ネットワーク（幹線緊急輸送道路、一般緊急輸送道路）とコミュニティ防災拠点等を結ぶ道路を緊急輸送道路として定める。

１　緊急輸送道路ネットワークの形成

〔実施機関：市（危機管理課、建設課）、県、指定地方行政機関〕

(1) 緊急輸送道路の設定

市は、県が設定する緊急輸送ネットワークを踏まえ、地域防災拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点等に送るための緊急輸送道路を設定し、ネットワークを形成する。

(2) 維持管理

各道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努める。

資　料

８－６ 防災拠点及び緊急輸送道路ネットワーク図

２　緊急交通路の確保

〔実施機関：市（危機管理課、建設課）〕

市は、災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平時から淡路警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておく。

３　ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

〔実施機関：市（危機管理課）〕

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、市はその活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。

４　緊急海上交通路の確保

〔実施機関：市（危機管理課、都市総務課、商工観光課）、県〕

市は、災害時等明石海峡大橋が通行不可となった場合の緊急輸送手段として、明石海峡航路旅客船兼自動車渡船の指定管理者と連携体制を整備しておく。岩屋港（旧明石淡路フェリー跡地）及び津名港（志筑地区）については、緊急用救援物資の輸送用着岸港として活用するほか、海上アクセスの拠点とする。

また、淡路島内の緊急時の海上輸送確保のため、島内の各港湾の利用について県と緊急時の連携体制を整備する。

第１０　避難所対策の充実

１　避難所等の指定

〔実施機関：市（危機管理課、総務課、管財課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課、都市総務課）〕

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される災害、新型コロナウイルス感染症等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難者が避難生活を送るために必要十分な「指定避難所」を指定し、住民に対して周知徹底を図る。また、指定避難所等については、日本産業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図る。

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

(1) 指定緊急避難場所

① 指定基準

指定緊急避難場所の指定基準は、次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）

・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）

・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

② 広域一次避難への配慮

市は災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けることとする。

③ 留意事項

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(2) 指定避難所

① 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

・避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、市域における県

被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、１施設当たりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）

・速やかに避難者の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）

・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。（交通条件）

・災害時要援護者（要配慮者）の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。

② 指定順位

避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得た上で指定することとする。

・公民館

・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）

・公立小・中学校

・その他公立学校

・その他の民間施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

③ 広域避難及び広域一次滞在への配慮

・市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについてあらかじめ同意を得る。

・市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定める。

・市が、県有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所として指定したい場合は、県に協力を求めることができる。

・ 県、市、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておく。その際、淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

④ 留意事項

・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定に当たっては、教育委員会及び当該学校と市は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。

・市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を

適切に確保するよう努める。

・市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

・市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

・市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

・市は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

・市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。

・市は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定める。

・市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切な対応ができるよう、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

・指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

２　避難所管理運営体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課、総務課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課）〕

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が７日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

3　施設・設備の整備

〔実施機関：市（危機管理課、総務課、管財課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課）〕

(1) 避難所となる施設は、浸水対策やバリアフリー化することを目標とし、計画的な整備を推進する。

(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。

(3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者（要配慮者）にも十分配慮することとする。

(4) 市は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って、健康被害の防止と衛生対策に努める。

(5) 市は、平時から、井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。

(6) 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活長期化に対応するため、避難所において、次のような環境整備を図る。

① し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。

② 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。

③ 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

④ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線）。

⑤ 女性や子育て世帯に配慮した避難所設計の促進に努める。

・乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
・女性用物干し場の設置
・トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置

⑥ 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。

⑦ 避難所運営訓練を実施し、訓練により課題等を明らかにする。

4　避難所運営組織の育成

〔実施機関：市（危機管理課、総務課）、自主防災組織、災害ボランティア団体等〕

(1) 市は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。
(2) 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者（要配慮者）に関する情報を本人の自己申告又は同意に基づいて把握しておく。
(3) 市、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

5　避難所開設・運営訓練

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、総務課、管財課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課）、自主防災組織〕

市及び避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておく。

6　避難所開設・運営マニュアルの普及・周知

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、総務課、管財課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課）、自主防災組織〕

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理運営の指針（平成 25 年版）」「淡路市避難所開設・運営マニュアル（令和３年３月」に基づき、自主防災組織をはじめとする市民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに作成するマニュアルの普及に努め、市民に周知徹底を行う。

7　避難所等の市民等への周知

〔実施機関：市（危機管理課）〕

住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、避難所、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

また、防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(1) 避難誘導標識の設置
(2) 避難所等の案内板の設置
(3) 避難所等の夜間照明施設等の整備
(4) 淡路市防災マップの作成
(5) 避難時における行動規範の啓発活動
(6) 避難訓練及び避難所運営訓練の実施

8 避難指示等発令判断の準備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

9 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

（注）マイ避難カードとは、災害の危険が迫っている時に「いつ」「どこで」「どのように」避難するかをあらかじめ自分で確認・点検し、書き記しておき、自宅内の普段から目につく場所に提示しておくなど、いざという時の避難に役立てるためのカード。

10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策

〔実施機関：市（危機管理課、総務課、管財課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、健康増進課、長寿介護課、教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課）〕

(1) 市は、県の「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」及び「淡路市避難所開設・運営マニュアル（令和３年３月）」に基づき、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。
(2) 市は、県（洲本健康福祉事務所）との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等

の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

（新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和２年６月、兵庫県作成）の主な内容）

①　フェーズ０　事前準備
- 感染対策を考慮した収容人員の確認
- 十分な避難所数の確保
- 体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保
- 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
- 適切な避難所運営を行うための体制の構築
- 住民への事前周知

②　フェーズ１　避難
- 適切な避難先の提示
- 避難情報発令時の留意事項

③　フェーズ２　避難所開設・受入れ・運営
- 避難所の開設
- 避難所の受入れ
- 避難所運営

④　フェーズ３　避難所解消

等

第１１　通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

〔実施機関：市（危機管理課）〕

１　通勤・通学・帰宅困難者等への支援

(1) 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西２府６県４政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供

(2) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、路上での滞留人口の減少に配慮する。

(3) 市は、通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者（要配慮者）の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努める。

(4) 県は、一時滞在施設の確保など通勤・通学・帰宅困難者対策に係る市の取り組みについて支援する。

(5) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。

(6) 県、市、関係事業者は、災害時要援護者（要配慮者）等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

２　普及啓発

(1) 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき、関西広域連合が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を支援可能な店舗に掲示する。

(2) 県、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。

３　観光客等への周知

市は、観光・宿泊施設の管理者にハザードマップを配布するとともに、警報や避難情報等の伝達系統を整備する。

㈱淡路ジェノバライン、淡路交通㈱、西日本ＪＲバス㈱、本四海峡バス㈱などの公共交通機関、淡路島観光協会、商工会、観光・宿泊施設の管理者は、旅客、観光・宿泊客等に周知する。

第１２　備蓄体制等の整備

１　基本方針

市及び防災関係機関は、次の点を基本方針に備蓄体制を整備する。

(1) 災害発生から３日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
(2) 市民が各家庭や職場で、平時から３日分以上（可能な限り１週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や町内会等を通じて啓発する。特に、食物アレルギー等で食事に特別の配慮が必要な人は、普段からの備蓄に努める。また、事業所等における物資の確保についても啓発する。
(3) 市民の備蓄を補完するため、被害想定における最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。
(4) 災害対策要員の必要分として、常時３日分の備蓄に努める。
(5) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
(6) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
(7) 市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

２　食料

〔実施機関：市（危機管理課、農林水産課、商工観光課）、民間事業者、淡路市給食センター〕

(1) 備蓄、調達
① 食料給与対象者
ア 避難所等に収容されている被災者
イ 住家が被害を受け、炊事ができない被災者
ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
エ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

② 目標数量

市、市民等は、各々次表の区分に従って避難人員等を考慮した数量を備蓄するよう努める。

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域又は小･中学校区レベル	１人３日分以上※（現物備蓄）	被災者の１日分相当量（現物備蓄）	
市域レベル		被災者の１日分相当量（現物又は流通在庫備蓄）	
広域レベル			被災者の１日分相当量（現物又は流通在庫備蓄）
合　　計	３日分以上	２日分	１日分

※可能な限り１週間分程度の備えを目指す。

（注）矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

③ 品目

一般に次のものを備える。また、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズへの配慮、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

ア　炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

イ　即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食

ウ　粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

④ 方法

市は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで被災者２日分の食料を市役所及び市の地域事務所に備蓄する。

なお、コミュニティ域又は小・中学校区レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をする。

また、市は、兵庫県とコンビニエンスストアとの「災害救助に必要な食料等の調達に関する協定書」に基づき、コンビニエンスストアに対して食料の供給を要請する。

さらに市は、淡路ブロック給食施設協議会のネットワークを構成する施設間相互の支援を受け、食事を安全かつ確実に提供する。

そのため、淡路ブロック給食施設協議会は、相互支援体制を構築し会員相互の連絡と協力を密に整えておくものとする。

3　搬送等

〔実施機関：市（危機管理課、農林水産課、商工観光課）〕

市は、緊急輸送道路を活用した、被災者への食料の供給体制を整備する。

4　生活必需物資

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課）〕

(1) 備蓄・調達

① 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 目標数量

食料の項に準じるが、幼児、女性、障がい者、高齢者等を対象とした物品については、対象者や使途を考慮して数量を見積もる。

③ 品目

発災から３日以内に確実に必要になると考えられる品目について重点的に取り組むとともに、災害時要援護者（要配慮者）のきめ細かなニーズにも配慮する。

品目としては、一般に次のものが考えられる。

ア　生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※　毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※　障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮することとする。

イ　応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

ウ　防災関係物資

毛布、簡易ベッド、パーティションほか

④ 方法

市は、コミュニティ域又は小・中学校区レベル及び市域レベルで備蓄を行う。

(2) 搬送等

「３　搬送等」の項に準ずる。

5　衛生物資

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課）〕

(1) 備蓄、調達

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、災害時要援護者（要配慮者）、女性、子どもにも配慮する。

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む。）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(2) 搬送等

「３　搬送等」の項に準じる。

6　応急給水

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路広域水道企業団〕

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

淡路広域水道企業団は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の１人１日３ℓを給水することを目安に、給水体制を整備する。

＜給水目標水準＞

①　災害発生から３日間　　１人１日　３ℓ
②　４日～10 日目　　１人１日　３ℓ～20ℓ
③　11 日～20 日目　　１人１日　20ℓ～100ℓ
④　21 日目以降　　１人１日　100ℓ～被災前の水準

(3) 供給体制

①　淡路広域水道企業団は、市と連携し、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

②　淡路広域水道企業団と水道用水供給事業者は、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努める。

③　淡路広域水道企業団は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等

が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施し、その充実を図る。

④　市は、飲料水メーカーと協定を結び、緊急時の飲料水の確保に努める。

7　医薬品

第８「災害医療システムの整備」を参照

資　料

９－１　物資集積拠点一覧表

第１３　被災宅地危険度判定制度等の整備等

１　被災宅地危険度判定制度の整備

〔実施機関：市（都市計画課）〕

豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、市民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

また、市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、市民に周知する。

(1) 危険度判定実施体制の整備

市は県に協力して、危険度判定の実施体制の整備に努める。

(2) 判定資機材の備蓄

市は県と協力して、被災宅地危険度判定実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

＜備蓄品目＞

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

２　家屋被害認定士の育成

〔実施機関：市（危機管理課、税務課、総務課）〕

災害対策基本法第 90 条の２の規定において、市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められていること、兵庫県住宅再建共済制度をはじめ、災害時における多くの被災者支援制度において市長が発行する罹災証明書が用いられることに鑑み、十分な認識と技術を持って即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の育成に努める。

また、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(1) 家屋被害認定士の役割

① 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。

② 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。

③ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

(2) 家屋被害認定士の対象者

① 市職員

② 県職員

③ 建築及び不動産関係団体の会員

第１４　廃棄物対策の充実

〔実施機関：市（生活環境課）〕

１　廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、市は、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の５分別に努めることを明記する。

計画内容として必須の事項	目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報

２　応援体制の整備

(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

市及び県は、廃棄物処理の円滑実施を目指し、平成 17 年９月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備する。

協定内容　①　県が被災市町の要請を受けて調整
　　②　①に基づき各市町間で相互応援を実施

(2) 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担する。

(3) その他

廃棄物処理施設については、大規模災害発生時に電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第１５　災害時要援護者（要配慮者）支援対策の強化

１　地域安心拠点の整備

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課、地域福祉課）〕

平時における市民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における災害時要援護者（要配慮者）対策にもつながることから、市は、市民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障がい者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点を整備する。

また、市は、民間施設（病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設等）と協定を結び、福祉避難所（災害時要援護者（要配慮者）向けの避難所）を確保するよう努める。

２　災害時要援護者（要配慮者）支援体制の確保

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、長寿介護課）、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、ボランティア、町内会等〕

(1) 災害時要援護者（要配慮者）対応マニュアルの作成

県の「災害時要援護者支援指針」及び集中豪雨時等における情報伝達並びに高齢者等の避難支援に関する検討会の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、次の支援体制を確保するとともに、災害時要援護者（要配慮者）対応について、市でマニュアルを作成する。

(2) 災害時要援護者（要配慮者）支援体制の整備

市は、災害時要援護者（要配慮者）の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者（要配慮者）を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。

また、市は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、町内会等の活動を通じ、高齢者、障がい者等の要援護者の状況を把握するため、「災害時要援護者支援システム」を導入し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。

(3)避難行動要支援者情報の共有

①　避難行動要支援者名簿の作成

ア　市は、民生委員・児童委員の協力を得て、市内に居住する災害時要援護者（要配慮者）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

イ　避難行動要支援者とは、以下の者を対象とする。

(ｱ) 身体障害者手帳１～２級所持者

(ｲ) 療育手帳Ａ判定所持者

(ｳ) 精神保健福祉手帳１級所持者
(ｴ) 要介護認定３～５
(ｵ) ストレッチャー、車いす、助け必要以上の者
(ｶ) 民生委員・児童委員等が災害時に自ら避難することが困難であると認める者

ウ　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し、又は記録する。
(ｱ)氏名
(ｲ)生年月日
(ｳ)性別
(ｴ)住所及び居所
(ｵ)電話番号その他の連絡先
(ｶ)避難支援を必要とする事由
(ｷ)その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ　市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要援護者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

オ　避難行動要支援者名簿の更新
避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

②　避難行動要支援者名簿の共有

ア　市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、消防団その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

イ　市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、アの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

③　名簿情報を提供する場合における配慮等

ア　市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

イ　名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

① 個別避難計画の作成

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。

イ 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下、「個別避難計画情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。また、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。なお、個別避難計画情報の提供を行うときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

② 防災訓練等

市は、災害時要援護者（要配慮者）も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者（要配慮者）支援に必要な人材の育成に努める。

自主防災組織等は、個別避難計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。

(5) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体での話し合い、ルールや計画作りを進める。

3 情報伝達体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、長寿介護課）、淡路広域消防事務組合、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、町内会等〕

(1) 市の体制

市は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者（要配慮者）へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(2) 障がい者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、淡路広域消防事務組合等は、防災上の相談・指導を行う。

(3) 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障がい者等と淡路広域消防事務組合の間に緊急通報システムを整備するよう協力し、その周知に努める。

4　災害時要援護者（要配慮者）に配慮した食料・物資の確保

〔実施機関：市（危機管理課、農林水産課、商工観光課、福祉総務課）〕

市は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者（要配慮者）に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。

5　平時の地域ケアシステムとの連携

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課、地域福祉課、長寿介護課）〕

(1) 介護・看護事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図ることとする。

市は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう、県及び近隣の市と協力して体制を整備する。

(2) 社会福祉施設の対応強化

市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がい者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実や業務継続計画（ＢＣＰ）の策定促進等に努める。

(3) 社会福祉施設等の整備

市は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。

①　車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

②　光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(4) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

市は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

(5) 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備等

避難所予定施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。

また、市は、災害時要援護者（要配慮者）に配慮し、被災地以外も含めて旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(6) 災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設に対する指導・助言

市は、県と協力し、介護保険施設等の災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設における風水害等の非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、風水害等の非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

6　災害時要援護者（要配慮者）利用施設に係る総合的な土砂災害及び洪水対策の実施

〔実施機関：市（危機管理課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、長寿介護課）、淡路広域消防事務組合、消防団〕

(1) 市は、県等と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者（要配慮者）利用施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者（要配慮者）利用施設に係る総合的な土砂災害対策を講じる。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者（要配慮者）利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備する。

(3) 水防法に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者（要配慮者）利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制を強化する。

(4) 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の災害時要援護者（要配慮者）利用施設の名称と所在及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等はハザードマップ等で市民に周知する。

(5) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者（要配慮者）利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害又は浸水（洪水）が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、その結果を市長に報告しなければならない。

避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対しては、市長は同計画を作成するよう指示する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

資　料

10-２　土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第１６　外国人支援対策の強化

１　外国人への防災対策の充実

〔実施機関：市（危機管理課、秘書広報課）〕

(1) 外国人の所在等の把握

災害時に外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練等の実施

① 外国人の防災意識を高めるため防災訓練等への参加を勧奨

② 防災ミニ講座の開催

(3) 外国人への行政情報の提供

① ひょうごＥ（エマージェンシー）ネットをはじめ、アプリ「ひょうご防災」を活用した防災情報の伝達及び「多言語防災リーフレット」の作成などによる普及啓発に努める。

② 多言語での標識や防災看板等の整備の推進

③ 多言語の防災マニュアル等の作成

(4) 外国人と地域等とのネットワークの形成

① 外国人が地域と関りをもち生活できる環境づくり

② 災害時に協力してもらえる語学ボランティア人材の育成

③ 住民や支援者、国際交流協会などの関係団体との交流機会の提供を行い、外国人とのネットワークの形成（連携強化）に努める。

２　災害時の外国人に対する安全確保対策等

〔実施機関：市（企画情報部班）〕

市は、外国人住民等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う体制を整備する。

(1) 外国人への避難誘導

外国語による情報伝達を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動、被災状況の把握

県、警察と相互に連携し、地域住民や支援者等の協力を得て、安否確認や救助活動、被災状況の把握を行う。

(3) 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、地域や関係団体の協力により、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ等の配布を行う。

ＨＰやＦＢなどインターネット通信を活用した外国語の情報提供に努める。

(4) 相談支援窓口の開設

速やかに外国人への相談支援窓口を設置し、生活相談やニーズ把握に努める。

第１７　災害ボランタリー活動の支援体制の整備

１　「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成

〔実施機関：市（福祉総務課）、市社会福祉協議会〕

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県の「災害ボランティア活動支援指針」（平成 19 年３月改訂）等を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努める。

＜災害ボランティア活動支援指針の内容＞

(1) 災害ボランティア活動支援の基本的考え方
　①　阪神・淡路大震災を踏まえた支援
　②　ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援
　③　災害ボランティア活動支援に係る行政の役割
(2) 災害時の対応・支援
　①　災害ボランティア窓口の明確化
　②　災害ボランティア本部の立ち上げ・運営・解散
　③　災害ボランティア本部への支援
(3) 平時の対応・支援
　①　ボランティア団体等とのネットワークの構築
　②　ボランティア・コーディネーターの養成支援
　③　災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

２　災害ボランティアの受入体制の整備

〔実施機関：市（福祉総務課）、市社会福祉協議会〕

市は、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

(1) 行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワーク
(2) 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
(3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上
(4) 平時からの自主防災組織等住民との円滑な関係づくり

また、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランタリー団体との意見交換の場を持って、地域防災計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練の実施に努める。

3　災害ボランタリー活動の支援拠点の整備

〔実施機関：市（福祉総務課）、市社会福祉協議会〕

市は、平時における各種のボランタリー活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等と連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、市域単位で、ボランタリー活動の支援拠点の整備に努める。

4　災害ボランタリー活動の環境整備

〔実施機関：市（福祉総務課）、市社会福祉協議会〕

(1) 資機材等の確保

市は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、市は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努める。

(2) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり

市は、県に協力して、ひょうごボランタリープラザにおいて、災害救援ＮＰＯや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平時から顔の見えるネットワークを強化することに協力する。.

(3) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、ガレキ、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、市は、感染予防措置を徹底する。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

第１８　水防対策の充実

１　浸水想定区域における避難確保措置

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

(1)　市は、洪水及び高潮浸水想定区域（以下、「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び特別警戒水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所・避難経路等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定める。

(2)　浸水想定区域内に地下空間等（地下空間その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時、又は高潮時（以下、「洪水時等」という。）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、災害時要援護者（要配慮者）利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(3)　浸水想定区域が指定された区域については、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を市民へ周知させるよう努める。

また、浸水区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者（要配慮者）利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとし、その結果を市町村長に報告しなければならない。

避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対しては、市長は同計画を作成するよう指示する。また、災害時要援護者（要配慮者）利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

２　避難確保計画の作成指導等

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

浸水想定区域内に地下空間等が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するとともに、洪水予報等の伝達体制を確立する。これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」を参考とした浸水対策、避難対策の普及を促進する。

また、市地域防災計画に定められた災害時要援護者（要配慮者）利用施設の所有者又

は管理者は、避難確保計画を作成し、市長に報告しなければならない。

3　市民への周知

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布に努める。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

4　避難マニュアルの作成

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

市は、水害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難マニュアルの作成に努める。

5　その他の対策

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

(1) 情報の収集・伝達・共有

河川管理者は、水位計、雨量計、河川監視用カメラなど情報収集のため整備した施設を適切に管理する。

(2) 浸水想定区域や避難場所等の情報の事前周知

重要水防箇所について、市は、避難場所、避難経路の総点検を行い、必要に応じてハザードマップの修正等を行う。

(3) 水防活動の充実

市は、水防団に対する活動支援策や近隣団体との協力体制強化、ＮＰＯ、民間等との連携等について検討を進める。

河川管理者、水防管理団体、消防団は、水防資材の備蓄状況の把握、貸与及び補てん、並びに近隣団体との連携について検討する。

資　料

１－６　水防危険区域一覧表

10－２　土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第１９　土砂災害対策の充実

１　警戒避難体制の整備等

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、建設課）〕

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の項目について定める。

(1) 情報の収集及び伝達
(2) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
(3) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害による被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
(4) 災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設に対する対応

市は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市地域防災計画に定める。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者（要配慮者）利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、その結果を市町村長に報告しなければならない。

避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対しては、市長は同計画を作成するよう指示する。また、市は、災害時要援護者（要配慮者）利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

２　土砂災害による被害を防止するための対策

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、建設課）〕

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民に周知する。

(1) 平時からの防災意識の高揚を促すための周知
① 土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（ハザードマップ等。山地災害危険地区の情報も含める。）の作成・公表・配布
② 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
③ 過去の土砂災害に関する情報の提供

④　土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

(2) 緊急時の警戒避難を促すための周知

①　雨量情報の提供

②　避難の指示等の伝達

3　避難マニュアルの作成

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、建設課）〕

市は、土砂災害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難マニュアルの作成に努める。

4　土砂災害に関する知識の普及啓発

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、建設課）〕

(1) 総合土砂災害対策推進連絡会における各種土砂災害関係情報の提供

県、市、関係機関は、警戒避難体制の整備等のソフト対策を中心に、効果的な土砂災害予防対策の推進を目的として県民局が設置している連絡会を通じて、広報する。

(2) 講習会などによる啓発

市は、県等の協力を得て、土砂災害の原理、前兆現象の認知、避難行動などについて、イベント時等に土石流模型実験、降雨実験など装置を利用した体験型の啓発等を行う。また、児童を対象として、自然に親しむ、森林の機能など自然に関心を持ってもらう一方、自然災害の恐さ、避難の重要性に関する学習の機会を提供する。

(3) 防災意識の向上施策

市は、住民の災害時行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働によるハザードマップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図る。

(4) 実践的な避難訓練の実施

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

資　料

1－3　土砂災害危険箇所・危険区域一覧表

1－5　宅地造成工事規制区域・災害危険区域の指定状況

10－2　土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第２０　中山間地等における孤立対策

１　通信の確保

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

(1) 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図る。また、県及び市は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
(2) 市は、集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

２　物資供給、救助活動への備え

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

(1) 市は、高齢者の多い集落などでは、長期間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制についても検討する。
(2) 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するよう努める。また、着陸やホイスト可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップしておく。
(3) 市は、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備（フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など）のほか、バイク等地域の実情に応じた機動力の確保に努める。

３　災害に強い集落づくり

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）〕

(1) 備蓄の推進
　市は、集落の孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
(2) 避難施設の確保・整備
　市は、土砂災害や水害等を考慮のうえ、避難施設を確保・整備する。
(3) 道路・ライフライン等寸断への対策
　市は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、自主防災組織等との連携体制等の整備に努める。
(4) 災害時要援護者（要配慮者）に対する情報伝達体制の整備
　市は、災害時要援護者（要配慮者）に対する情報伝達体制を整備しておく。

(5) 広報

市は、住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、土砂災害等が発生した場合の対応について、パンフレット作成などにより、平時から啓発に努めることとする。

孤立可能性集落の状況

集落名	集落種別	中心位置の緯度・経度		中心位置のNコード			人口（人）	衛星携帯電話	ヘリコプターの駐機スペース	ホイストを使って人員等の昇降ができる場所
		緯度	経度	ユニット番号	東西	南北				
興隆寺	農業集落	34.487500	134.928611	4188	547	705	72	有	無	有

第２１　兵庫県住宅再建共済制度の活用

〔実施機関：市（都市総務課）〕

市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動と併せて、共済への加入広報活動に努めることとする。

併せて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

１　制度の概要

(1) 兵庫県住宅再建共済制度条例（平成 17 年兵庫県条例第 41 号）

(2) 対象は県内の住宅所有者及び家財については居住者（加入者）

(3) 加入しようとする者は、共済基金に加入を申し込み、次に掲げる共済負担金を納付する。

		年額	初年度月額
住宅再建共済制度		5,000 円	500 円（上限 5,000 円/年）
	準半壊特約	500 円	50 円（上限　500 円/年）
家財再建共済制度		1,500 円	150 円（上限 1,500 円/年）

(4) 共済給付金

住宅再建共済制度

給付金の種類		給付対象	給付金額
再建等給付金		全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で建築・購入	600 万円
		準半壊で建築・購入	25 万円
補修給付金		全壊で補修	200 万円
		大規模半壊で補修	100 万円
		中規模半壊・半壊で補修	50 万円
居住確保給付金		全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊で建築・購入、補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円
準半壊特約	補修等給付金	準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）で建築・購入・補修	25 万円
	居住確保給付金	準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円

家財再建共済制度

給付金の種類	給付対象	給付金額
家財再建給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50 万円
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35 万円
	住宅が中規模半壊・半壊で家財を補修・購入	25 万円
	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15 万円

(5) 共済期間は、加入した日からその日の属する年度の末日（3 月 31 日）まで

(6) 県の予算の範囲内において、共済制度が円滑に運用できるよう、共済基金に対して財政的支援が行われる。

資　料

12-7　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の概要

第２２　重要施設の防災対策

１　重要施設の登録

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。

２　平時の取組

〔実施機関：重要施設の管理者〕

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第３節　市民参加による地域防災力の向上

第１　防災に関する学習等の充実

１　一般市民に対する防災思想の普及

〔実施機関：市（危機管理課）〕

防災関係機関は、市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取組を行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

２　災害教訓の伝承支援

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

３　一般市民に対する防災知識の普及

〔実施機関：市（危機管理課）〕

防災関係機関は、所管業務に関する次の事項等について広報し、市民の防災意識の高揚を図る。

また、男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等に関わらず、多様な住民が自主的に考える機会を設ける。

なお、防災知識の普及に当たっては、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信することに努める。

(1) 周知及び知識の習得方法

① インターネット、ラジオ、テレビ、ひょうご防災ネット等による普及
② 市広報誌、新聞、冊子、その他印刷物による普及
③ 標語、図画、作文募集等による普及等
④ 市民参加による防災マップ作成による普及等
⑤ 知識習得を目的とする座学教育による普及等
⑥ ワークショップ型等のイメージトレーニング訓練、図上訓練（ＤＩＧ）による普及
⑦ ひょうご防災特別推進員の派遣等による普及　等

(2) 周知内容

① 市内の防災対策

② 災害に関する知識と過去の災害事例

③ 災害に対する平素の心得

ア 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握

イ 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼付等室内の整理点検及び強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策

ウ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板（web171）、災害用伝言板（携帯電話）」の活用等）

エ 火災の予防

オ 応急救護等の習得

カ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性

キ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）

ク 食料、飲料水、物資の備蓄（３日分以上（可能な限り１週間分））

ケ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

コ 自動車へのこまめな満タン給油

サ 自主防災組織の結成

シ 災害時要援護者（要配慮者）及び外国人への配慮

ス ボランティア活動への参加

セ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性

ソ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備　等

④ 避難指示、警戒区域の設定等について正しい知識とそれに基づく的確な行動についての周知徹底

⑤ 災害発生時の心得

ア 災害発生時にとるべき行動

イ 出火防止と初期消火

ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握

エ 救助活動

オ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集

カ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討

キ　避難行動上の注意事項
ク　避難実施時に必要な措置
ケ　避難場所での行動
コ　避難所等での性暴力・ＤＶなど「暴力は許されない」意識の徹底
サ　自主防災組織の活動
シ　諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動
ス　安否情報の確認のためのシステムの活用
セ　生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）
ソ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方　等

４　防災関係機関の職員が習熟すべき事項

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。
① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
④ 関係法令の運用
⑤ 災害発生原因についての知識
⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

(2) 防災関係機関の職員は、知識習得を目的とする座学教育、ワークショップ型等のイメージトレーニング訓練、図上訓練（ロールプレーイング型）等により習熟に努める。

(3) 市は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る災害対策本部運営マニュアル及び各部局・地区ごとの職員行動マニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努める。

５　防災上重要な施設の職員等に対する教育

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第 48 条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

6　災害対策専門研修等への参加

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、人と防災未来センターが開催する幹部職員対象の「災害対策専門研修マネージメントコース」により、職員の技術の習得に努める。

7　学校における防災教育

〔実施機関：市（危機管理課、教育総務課、学校教育課）〕

(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図る。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の次の諸課題の解決の方策を協議する。

ア 避難所指定に関わる学校と市・自主防災組織との連携強化について（「学校における避難所運営業務及び市への移行手順に係る留意事項」）

イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について

ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア 教職員への研修会の実施（教育事務所ごとに年２回実施）

イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進（「初級」「中級」「上級」の各編で構成。１年間で修了。）

ウ 震災・学校支援チーム（ＥＡＲＴＨ）の運営

・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成

・避難所運営班、心のケア班、学校教育班、学校給食班、研究・企画班の５班編成

・災害時には、他府県等の派遣要請に基づき、被災した学校の復興支援活動を推進

・平時には、自校における防災教育の充実を図るとともに、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言に当たり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進

・年２回、訓練・研修会を実施

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。

① 学校における防災教育の充実

ア 様々な災害から自らの生命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度を育成

イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方、生き方を考えさせる防災教育の推進

ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開

エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通した実践的指導力の向上

② 学校防災体制の充実

ア 「災害対応マニュアル」の見直し

イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施

ウ 震災・学校支援チーム（ＥＡＲＴＨ）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

③ 心のケアの充実

ア 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実

イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施

ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

第２　自主防災組織の育成

１　方針

(1) 市は、災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、市と消防機関等は、密接に連携、協力する。
(2) 市民は、災害対策基本法第７条第３項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

２　活動

〔実施機関：市（消防防災課）、自主防災組織〕

自主防災組織の参加者は、市と協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

(1) 防災計画の内容
① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
② 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
③ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
④ 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
⑤ 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
⑥ 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害弱者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
⑧ 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）
(2) 自主防災組織の編成
① 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
② 編成上の留意事項
ア 女性の参加と昼夜別々の組織編成の検討
イ 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
ウ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
エ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用
(3) 自主防災組織の活動内容
① 平時の活動
ア 防災に関する知識の向上
イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
ウ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域

等）

エ　地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認

オ　家庭における防火・防災等予防上の措置

カ　地域における情報収集・伝達体制の確認

キ　避難地・医療救護施設の確認

ク　防災資機材の整備、管理

ケ　防災訓練の実施

コ　地域における「マイ避難カード」作成の普及促進　等

②　災害発生時の活動

ア　出火防止と初期消火

イ　負傷者の救助

ウ　地域住民の安否確認

エ　情報の収集・伝達

オ　避難誘導、避難生活の指導

カ　給食・給水

キ　近隣地域への応援　等

(4) その他

自主防災組織は、事業所の防災組織、婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

3　育成強化対策

〔実施機関：市（消防防災課）、自主防災組織〕

市は、市内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努めることとする。

(1) 自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

①　啓発資料の作成

②　各種講演会、懇談会等の実施

③　情報の提供

④　各コミュニティへの個別指導・助言

⑤　コミュニティごとの訓練、研修会の実施

⑥　顕彰制度の活用

⑦　活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

(2) 次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図る。

①　人口の密集している地域

②　住宅の中に高齢者等いわゆる災害時要援護者（要配慮者）の比率が高い地域

③　木造家屋の集中している地域
④　消防水利の不足している地域
⑤　過去に災害で被害が甚大であった地域

(3) 自主防災組織を中心とした諸団体の情報共有、連携の強化と活動の活性化の支援に努める。

第３　企業等の地域防災活動への参画促進

１　災害時に企業が果たす役割

〔実施機関：企業〕

市内の企業等は、次の役割を果たす。

(1) 生命の安全確保
(2) 被災従業員への支援
(3) 二次災害の防止
(4) 事業の継続
(5) 地域貢献・地域との共生

２　企業の平時対策

〔実施機関：市（危機管理課）、企業〕

市内の企業等は、災害時に備え日頃から次の対策を実施する。また、市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

さらに、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めることとする。

(1) 事業継続計画（ＢＣＰ）の作成
(2) 防災計画の作成
(3) 自衛防災組織の育成
(4) 防災訓練の実施
(5) 地域の防災訓練への参加
(6) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
(7) 防災体制の整備
(8) 復旧計画の作成
(9) 物資の備蓄
(10) 各計画の点検・見直し
(11) テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備　等

3　事業所の自衛消防組織

〔実施機関：淡路広域消防事務組合、企業〕

市内の企業は、自衛防災体制を整備・充実させる。

また、淡路広域消防事務組合は、自衛消防組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

(1) 対象施設

①　多数の者が利用する施設（中層建築物、ホール、旅館、学校、病院等）

②　危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）

③　多数の従業員のいる事業所等で、自衛消防組織を設置することが効果的な施設

④　複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

(2) 自衛防災計画の作成

①　予防計画

ア　予防管理組織の編成

イ　火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理

ウ　消防用設備等の点検整備

②　学習訓練計画

ア　防災学習

イ　防災訓練

③　応急対策計画

ア　応急活動組織の編成

イ　情報の収集伝達

ウ　出火防止及び初期消火

エ　避難誘導

オ　救出救護

(3) 自衛消防組織の活動

①　平時

ア　防災訓練

イ　施設及び設備等の訓練整備

ウ　従業員等の防災に関する教育の実施

②　災害時

ア　情報の収集伝達

イ　出火防止及び初期消火

ウ　避難誘導

エ　救出救護

第４　地区防災計画の策定

〔実施機関：市（消防防災課）〕

１　地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動が連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

また、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることを目的とする。

２　地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができるものとする。計画内容を例示すると次のとおりである。

（計画内容の例）

①　計画の名称
②　計画の対象範囲（位置・区域）
③　基本方針（目的）
④　防災訓練
⑤　物資及び資材の備蓄
⑥　地区居住者等の相互の支援
⑦　活動目標（指標等）
⑧　長期的な活動予定
⑨　その他地区の特性に応じて必要な事項等

３　計画提案の手続き

(1) 市地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法は、次のとおりとする。

ア　市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市地域防災計画に規定する。

イ　地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市防災会議が、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 計画提案の流れ

ア　計画提案を行うためには、当該地区において防災活動を行う地区居住者等が提案書を作成し、地区防災計画の素案とともに、市防災会議に提案する。計画提案に当たっては、次の点に留意することが必要である。

①　地区防災計画では、実際に活動体制が機能し、活動の実効性があがるよう努め

ることが必要。

② 計画提案に当たっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等が必要（災害対策基本法施行規則第１条）。

③ 自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことを可能とする。

イ 計画提案が行われた場合には、市防災会議が当該計画を市地域防災計画に規定する必要があるか否か判断する。必要がないと判断した場合は、その理由を提案者に通知しなければならない。

ウ 市防災会議において、市地域防災計画に規定することが必要と判断された場合には、速やかに市地域防災計画に当該地区防災計画を盛り込むものとする。

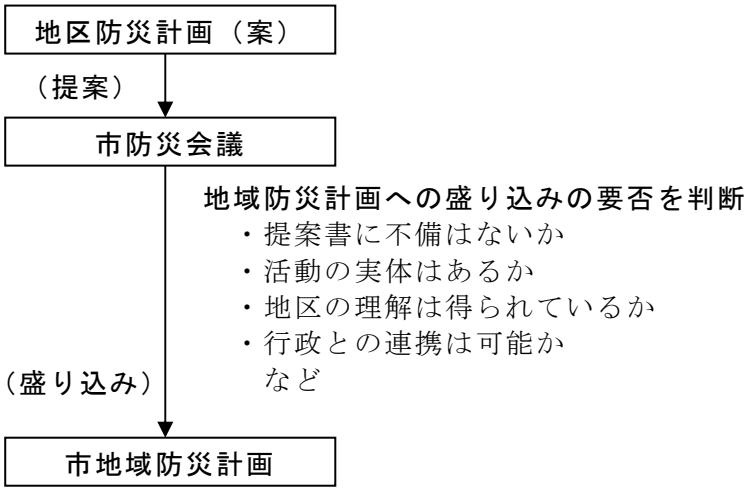

4 地区防災計画策定に当たっての留意点

地区居住者等は、地区防災計画策定に当たっては、「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年３月、内閣府）を参考にし、地区防災計画の策定についての全体像の把握、活動を行う人や活動を行う団体の活動内容やレベル、地区の特性等に応じて、地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、地域コミュニティの地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動の実践や見直しを行っていくものとする。

また、計画作成に当たっては、早期に行政関係者、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを求めるよう努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている災害時要援護者（避難行動要支援者）が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第４節　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第１　防災基盤・施設等の整備

〔実施機関：市（各課）〕

１　防災基盤整備事業

(1) 対象事業

次のような施設・設備であって、地方公共団体が単独事業として計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業である。

区分	事業例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等
消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い、新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等

(2) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(3) 事業の実施

地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。

第２　まちの防災構造の強化

１　安全・安心な都市（まち）づくりの推進

〔実施機関：市（都市計画課）〕

(1) 市は、「都市計画区域マスタープラン」に位置づけられた「防災に関する方針」に十分配慮しつつ、都市計画マスタープランにおいて市街地の防災に関する事項を検討し、地域防災計画に反映させる。
(2) 市は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいく。
　① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、市全体として災害に強い地域構造を構築すること。
　② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。
(3) 市は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

２　市街地防災

〔実施機関：市（都市計画課、危機管理課）〕

市街地の防災は、密度や形態などの市街地特性を踏まえ、地域固有の資源を活用していくことが基本であることから、市は地域分類を行った上で、市街地防災を推進する。

(1) 自然と共生した防災性の高い計画的な市街地整備
　自然地形特性や土地利用現況など地域固有の条件を踏まえ、防災効果を最大限に発揮する市街地整備を図る。
(2) 自然地形が形成する、自立的な防災ブロックの整備
　積極的な保全・整備を図る山麓部の緑地を広域防災帯としてとらえ、これに囲まれたまとまった空間を防災ブロックとし、災害時には、その中で自立的な対応を行う。ただし、防災ブロックの空間規模は、地域の実情に応じて設定する。
(3) 地域の実情に合った防災拠点の体系的な整備
　災害時に自立的な対応を図るため、防災活動の拠点及び住民の避難地を防災ブロック内に体系的に整備する。
(4) 市街地ネットワークの強化
　道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、市街地ネットワークの強化を進める。

3　防災施設の整備方針

〔実施機関：市（都市計画課、危機管理課）〕

市は、人口の集積する既成市街地並びにこれらに近接する地域のうち、著しい被害が発生するおそれのある地域及び都市防災計画上枢要な位置を占める地域において、生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難地、一次避難地、避難路、防災公園等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する市街地開発事業、水災対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図る。

(1) 避難地

避難地は、大規模な災害の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有することとする。

① 広域避難地は、周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるよう概ね 10ha 以上の空地を有することを目標とする。

② 有効避難面積については、避難者１人当たり２㎡以上を確保する。ただし、地域の実状によりこれによりがたい場合においては、避難者１人当たりに必要な面積を１㎡以上とすることができる。

③ 災害時の高齢者・子ども等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね２km 以内とする。

④ 避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、内部に設けられる平時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮するほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図る。

⑤ 大火災時に多数の人々が避難することを考慮して防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保する。

⑥ 臨海部及び河川の下流地域等の低地盤地域については、堤防の決壊等を考慮し、避難地整備に併せて高潮対策施設の一体的な整備を行うなど､必要な措置を講じる。

本市における広域避難地、一次避難地（１ha以上）は、次の施設を予定する。なお、各施設については、施設管理者と協議の上整備するものとする。

広域避難地の内、県立淡路佐野運動公園については、救護施設、救援物資の中継・仕分け基地としての機能を有し、そのためのヘリポートとして位置づけられていることから、それに必要な施設整備を行うことを兵庫県等関係機関と協議する。また、自衛隊の活動拠点としての利用も予定しているため、自衛隊との調整を図っていくものとする。

■広域避難地、一次避難地（１ha以上）

			施設名	住　所
広域避難地 10ha 以上		1	県立淡路佐野運動公園（29.5ha）	淡路市佐野新島９番地６
		2	県立淡路島公園	淡路市岩屋２６７４番地３
一　次避難地 1ha以上	津名地区	1	津名東小学校	淡路市生穂２３４６番地２
		2	津名中学校	淡路市大谷１００３番地
		3	津名臨海運動公園	淡路市志筑新島７番地１
		4	佐野よい公園	淡路市佐野新島（地番なし）
		5	佐野新島緑地公園	淡路市佐野新島（地番なし）
		6	県立津名高等学校	淡路市志筑２４９番地１
		7	市役所周辺公共用地	淡路市生穂新島（地番なし）
	岩屋地区	1	石屋小学校	淡路市岩屋５２９番地１
		2	岩屋中学校	淡路市岩屋２８７５番地
	北淡地区	1	北淡中学校	淡路市浅野神田１１４番地１
		2	北淡震災記念公園	淡路市小倉１７７番地
	一宮地区	1	一宮中学校	淡路市多賀１４５番地
		2	地域総合センター（ふるさとセンター）	淡路市多賀１９７番地
		3	県立淡路文化会館	淡路市多賀６００番地
		4	多賀海浜公園	淡路市多賀（海なり・地番なし）
	東浦地区	1	学習小学校	淡路市久留麻１７２４番地１
		2	浦小学校	淡路市浦７０１番地
		3	東浦体育センター	淡路市釜口１３２６番地

(2) 避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

① 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮して、幅員 15ｍ以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道にあっては、10ｍ以上とすることができる。

② 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね 500ｍ以内となるように配置する。

③ 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な整備を配置することとする。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

(3) 避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

市街地大火のふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難地・避難路周辺の建築物の耐震不燃化を図る。また、避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じる。

(4) 避難地・避難路の周知

市は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図る。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意することとする。

(5) 広域防災帯

市は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努める。

4　市街地開発事業等の推進

〔実施機関：市（都市計画課）〕

市は、防災上危険な市街地の改善を図るため、公共空地等の設置、建物の不燃化等を図るため、市街地再開発事業等の計画・実施に努める。

(1) 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

市は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図る。

5　その他の施設の整備

〔実施機関：市（建設課、農林水産課、都市計画課、教育総務課）、県、指定地方行政機関〕

施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、次の施設整備に努める。

(1) 道路施設の整備

各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努める。

(2) 河川施設の整備

河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川整備を進める。

(3) 港湾緑地の整備

港湾管理者は､防災施設として活用できる緑地整備や耐震強化岸壁の整備を進める。また、市は、広域防災拠点等として活用するよう努める。

(4) 海岸施設の整備

海岸管理者は、高潮、津波、波浪などによる海岸災害に備えて、防潮堤、護岸などの海岸保全施設の整備を推進し、安全な海岸整備に努める。

また、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地

域防災空間の機能を併せ持つ海岸整備に努める。

(5) 公園施設の整備

公園管理者は、災害時に避難地としての機能を果たす公共空地の整備を進める。

(6) 学校施設の整備

学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努める。

第３　水害の防止施設等の整備

市は、兵庫県総合治水条例に基づき、頻発する集中豪雨や局地的大雨等に対し、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県と協力して取り組むものとする。

１　河川施設の整備

〔実施機関：市（建設課）〕

市は、県等が実施する河川改修整備等に協力する。

また、危険度が高いと予想される箇所について点検を行い、その結果をもとに防災対策に努める。

水門・閘門等の施設管理者は、平時から操作規則等に定めるところにより水門・閘門等及び内水排除施設の操作を速やかに行うことができるよう準備する。

２　内水の排除対策の推進

〔実施機関：市（建設課）〕

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的なたん水による被害を防止するため、排水機場の新設や増設に関係機関と取り組む。

また、洪水、高潮等に伴う内水排除のため、県が実施する河川高潮対策事業や湛水防除事業に協力する。

３　ため池施設の整備

〔実施機関：市（農地整備課）〕

(1) ため池の整備・廃止

県は、決壊した場合の浸水区域に人家や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池として選定し、「兵庫県防災工事等推進計画」（令和３年３月策定）に基づき、決壊した場合に影響度が大きいため池のうち特に改修が必要なため池の整備、及び利用実態・管理実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。

市は、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、ため池等整備事業等により、県と連携して計画的に整備を進める。

(2) ため池災害の普及啓発

市は、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備を県と連携して指導し、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、緊急時連絡網及びハザードマップの作成等により適切な情報提供を

図るとともに、機能の低下したため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促すこととする。

資　料

１－６　水防危険区域一覧表

第４　地盤災害の防止施設等の整備

１　砂防設備の整備

〔実施機関：市（建設課）、県〕

(1) 砂防事業の推進

市は、土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。

(2) 土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と市民への周知徹底

市は、県実施の土砂災害警戒区域（土石流）等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害警戒区域図等の市民の閲覧及び市民への周知に協力する。

(3) 土石流防止対策の普及啓発

市は、県実施の砂防指定地等の点検指導、「土砂災害防止月間」（６月１日～６月30日）を中心とした防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に協力する。

(4) 砂防指定地の指定に伴う措置

市は、砂防指定地の指定に伴う措置に協力する。

２　地すべり防止施設の整備

〔実施機関：市（建設課、農林水産課）、県〕

(1) 地すべり対策事業の推進

市は、地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。

(2) 土砂災害警戒区域（地すべり）等の把握と市民への周知徹底

市は、県実施の土砂災害警戒区域（地すべり）等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害警戒区域図等の市民の閲覧及び市民への周知に協力する。

(3) 地すべり防止対策の普及啓発

市は、県実施の地すべり災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」（６月１日～６月30日）を中心とした、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に協力する。

(4) 地すべり防止区域の指定に伴う措置

市は、地すべり防止区域の指定に伴う措置に協力する。

３　急傾斜地崩壊防止施設の整備

〔実施機関：市（建設課）、県〕

(1) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止

施設の整備等に協力する。

(2) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）等の把握と市民への周知

市は、県実施の土砂災害警戒区域（急傾斜地）等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び市民への周知に協力する。

(3) 普及啓発

市は、「土砂災害防止月間」（６月１日～６月 30 日）を中心とした地域住民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及に協力する。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

市は、県実施の急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。

４　治山施設の整備

〔実施機関：市（農林水産課）〕

(1) 治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、市は国、県と協力して治山施設の整備等を進める。

(2) 治山施設の点検

市は、県が実施する梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するための毎年６月の危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。

(3) 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備

市は、山地災害危険地区に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、山地災害危険地区及び警戒・避難に必要な情報を印刷物等で市民に周知する。

(4) 保安林指定に伴う措置

市は、保安林指定に伴う措置に協力する。

５　宅地造成等の規制

〔実施機関：市（都市計画課）〕

災害に伴う宅地の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。

(1) 危険宅地のパトロール等

市は、県が淡路警察署、淡路広域消防事務組合の協力を得て、梅雨及び台風期に備えて実施する宅地防災パトロールを共同して行い、県が関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行う場合に協力する。

①　防災措置についての文書による指導

②　宅地所有者等関係者の聴聞、勧告

③　宅地造成等規制法第 14 条の規定に基づく工事の停止、宅地の使用禁止及び必要措置の命令（県）

④　宅地造成等規制法第 17 条に基づく改善命令　（県）

※③④については、県の所管事業であり県に協力する。

(2) 宅地造成工事のパトロール

市は、県が宅地造成工事に対し、宅地造成等規制法に定める技術的基準を確実に履行させるためのパトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努めることに協力する。

６　災害に強い森づくりの推進等

〔実施機関：市（農林水産課）、県〕

市は県と連携し、森林の有する公益的機能を維持・保全するため、「新ひょうごの森づくり（第２期対策）」（計画期間：平成 24～令和３年度）を第１期対策（平成 14～23 年度）に引き続き実施し、公的支援により間伐を実施する「森林管理 100％作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「住民参画型里山林再生事業」（全体計画：4,000ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第４期対策）」（計画期間：令和３～７年度）を第１期対策（平成 18～24 年度）、第２期対策（平成 23～29 年度）、第３期対策（平成 28～令和２年度）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。

(1) 緊急防災林整備

市、森林所有者、森林組合等は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占める危険渓流域の森林や、急傾斜等で山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林で、概ね 60 年生以下のスギ・ヒノキ林を対象に早期・確実に防災機能向上を図ることを目的として、間伐木を利用した土留工の設置など森林整備を実施することとする。

また、県は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占め、土石流や流木災害が発生するおそれのある危険渓流を対象に、渓流沿いの危険木の除去や災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置を実施することとする。

(2) 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備

市、森林所有者、森林組合等は、スギ・ヒノキ等の高齢人工林の部分伐採を促進し、広葉樹等を植栽することにより、樹種、林齢が異なり、水土保全能力が高く、公益的機能を発揮する森林を整備することとする。

(3) 里山防災林整備

県は、倒木や崩壊の危険性が高く、住民の生命に影響を及ぼすおそれのある集落裏山の山腹崩壊危険箇所において、危険木伐採などの森林整備と併せて簡易防災施設を設置し、土砂災害の抑制を図る。

(4) 住民参画型森林整備

市は、地域住民やボランティア等による自発的な集落周辺裏山の森林整備や簡易防災施設整備等に必要な資機材費及び危険木等の伐採に係る森林組合等への委託費の支援を実施する。

第５　交通関係施設の整備

１　道路施設の整備

〔実施機関：市（建設課）、県、指定地方行政機関〕

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、緊急輸送道路を中心とした災害に強い道路施設等の整備を推進する。そのため、橋梁の耐震化や法面防災対策等を行うとともに、洪水・土砂災害対策を着実に進める。

各道路管理者は、防災点検等の結果をもとに防災対策工事に努める。

２　港湾施設の整備

〔実施機関：市（建設課）、県〕

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、海上からのアクセス拠点を中心とした災害に強い港湾施設等の整備を推進する。

市は、防災調査等の結果等をもとに管理施設の改修工事に努める。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

３　漁港施設の整備

〔実施機関：市（農林水産課）、県〕

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、海上からのアクセス拠点を中心とした災害に強い漁港施設等の整備を推進する。

市は、防災調査等の結果等をもとに管理施設の改修工事に努める。

また、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

４　ヘリポート対策の実施

〔実施機関：市（危機管理課）、県〕

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、上空からのアクセス拠点を中心とした災害に強いヘリポート施設等の整備を推進する。

また、市役所、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等を整理する。負傷者を迅速に搬送する場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平時から学校関係者と協議する。

資　料

８－５　市内のヘリコプター臨時着陸場適地一覧表

第６　ライフライン関係施設の整備

１　電力施設の整備等

〔実施機関：関西電力㈱ 、関西電力送配電㈱〕

(1) 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

①　自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年１回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア　地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

イ　災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

(ｱ) 災害に関する情報の提供及び収集

(ｲ) 災害応急対策及び災害復旧対策

②　防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

③　他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

④　地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組として､当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

⑤　迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため､相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア　災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結

イ　復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

ウ　災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

エ　工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
オ　災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
カ　燃料利用等に関する関係企業との協定締結
キ　他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Ｌアラート」の活用

(2) 災害予防に関する事項

①　防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

②　防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

③　マニュアル類の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

④　電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力及び関西電力送配電は、当社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア　水害対策

(ｱ) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ｲ) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ　風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基

づいた対策を行う。

ウ　塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ｱ) 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

(ｲ) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

(ｳ) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ　雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ｱ) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(ｲ) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(ｳ) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

オ　雷害対策

(ｱ) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(ｲ) 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ｳ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

カ　地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。

将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

キ　土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのＰＲを徹底する。

(3) 防災業務施設及び設備等の整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

①　観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む。）を強化、整備する。

ア　雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ　潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ　地震動観測設備

②　通信連絡施設及び設備

ア　通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

(ｱ) 無線伝送設備

・マイクロ波無線等の固定無線回線
・移動無線設備
・衛星通信設備

(ｲ) 有線伝送設備

・通信ケーブル
・電力線搬送設備
・通信線搬送設備、光搬送回線

(ｳ) 交換設備

(ｴ) ＩＰネットワーク設備

(ｵ) 通信用電源設備

イ　情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

③　非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセン

ト等への非常用電源回路の明示等を行う。

④　コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

⑤　その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、整備・点検を行う。

(4) 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

①　復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

②　復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③　復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

④　復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤　食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

⑥　復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(5) 電気事故の防止

関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

①　電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

② 広報活動

ア 電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ｱ) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(ｲ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

(ｳ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(ｴ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

(ｵ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため､感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

(ｶ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(ｷ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(ｸ) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

(ｹ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ ＰＲの方法

電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関ホームページ及びＳＮＳ等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(6) 安定的な電力供給に向けた連携強化

県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努めることとする。

２ ガス施設の整備等

〔実施機関：（一社）兵庫県ＬＰガス協会〕

(一社)兵庫県ＬＰガス協会は、次の内容によりＬＰガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。

(1) 防災システムの強化

① 集中監視システムの導入

電話回線によって 24 時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用することとする。

② 安全機器の取付促進

消費に係る安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の普及率は、ほぼ 100％に達している。

また、災害時にＬＰガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

③ 地域防災事業所の設置

県下を 12 ブロックに分け、それぞれのブロックに、充填所、ＬＰガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24 時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための単車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。

(2) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

② 中核充填所の設置

大規模災害時に特定の地域にＬＰガスの供給が不足する事態にも安定的にＬＰガスの供給を確保できるよう、県下 12 箇所に中核充填所（改正石油備蓄法第 14 条第１項により指定）を設置し、以下を実施・配備する。

ア　災害時石油供給連携計画を策定

イ　ＬＰガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施

ウ　ＬＰガス非常用自家発電機

エ　ＬＰガス自動車を２台（容器配送用トラック、保安点検用車両）以上

オ　ＬＰガス自動車へのＬＰガス充填設備

カ　緊急用通信設備（衛星携帯電話）

③ 相互協力体制の確立

ア　(一社)兵庫県ＬＰガス協会、(一社)大阪府ＬＰガス協会、(一社)奈良県ＬＰガス協会、(一社)京都府ＬＰガス協会、(一社)和歌山県ＬＰガス協会、(一社)滋賀県ＬＰガス協会、(一社)福井県ＬＰガス協会で組織する「近畿ＬＰガス連合会」の相互支援協定により大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ　大阪ガス㈱と「ガス漏洩通報等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ　(一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会（近畿２府５県それぞれの府県に設置）との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

④　防災訓練等の実施と参加

ア　各防災事業所にあっては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施することとする。

イ　各ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。

ウ　県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

(3) 災害防止のための普及啓発活動の実施

①　年間を通じ、県下各地でＬＰガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

②　兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にＬＰガスの対応について周知を図る。

③　各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるＬＰガスの緊急対応について周知を図ることとする。

④　兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備える。

ア　災害支援協定の締結に努める。

イ　兵庫県内の避難所に指定されている小・中・高等学校に対し、災害発生時に炊き出しや発電等に利用可能な非常用燃料として、ＬＰガスを備蓄できる災害対応用バルクシステムの普及に努める。

ウ　各自治体が開催する各種のイベントに積極的に参加し､一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なＬＰガス自動車とＬＰガス発電機の普及啓発に努める。

3　電気通信施設の整備等

〔実施機関：西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ㈱、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱〕

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策を実施する。

(1) 西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ㈱の取組

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

①　災害対策用機材等の整備・点検

ア　通信途絶防止用無線網の整備

イ　有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災関係機関との通信確保

ウ　災害対策用機器の整備・充実

エ　復旧機材の備蓄

②　防災訓練の実施

ア　災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため､年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

イ　演習の種類

(ｱ)災害対策情報伝達演習

(ｲ)災害対策演習

(ｳ)大規模災害を想定した情報伝達演習

ウ　演習方法

(ｱ)広域規模における復旧シミュレーション

(ｲ)事業所単位での、参集・情報伝達演習

(ｳ)各防災機関における総合防災訓練への参加

③　安定的な電気通信に向けた連携強化

県、西日本電信電話㈱は、倒木等により電気通信網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努めることとする。

(2) ＫＤＤＩ㈱の取組

①　防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア　本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ　総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ　各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

②　通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し､これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うこととする。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置することとする。

③　通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うこととする。

ア　網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ　伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

④　災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備することとする。

⑤　災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第８条第１項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

⑥　社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

⑦　社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

⑧　防災に関する教育、訓練

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ　防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年１回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図ることとする。

ウ　訓練に実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うこととする。

(3) ソフトバンク㈱の取組

ソフトバンク㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

①　電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

ア　停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを

設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

イ　伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

② 自主保安体制の構築

ア　対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立することとする。

イ　非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備えることとする。

ウ　災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保することとする。

③ 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

4　水道施設の整備等

〔実施機関：淡路広域水道企業団、市（下水道課）〕

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

(1) 重要施設の安全性診断及び安全性強化

水道事業者等は風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に併せて計画的に整備を進めることとする。

特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じることとする。

(2) 水道施設の保守点検

水道事業者等は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、浄水、導水、送水、配水等の巡回点検を行う。

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性

遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

(4) 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

(5) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

(6) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」、「近畿圏危機発生等の相互応援に関する基本協定」及び「近畿２府５県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

(7) 水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

(8) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(9) 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

① 職員に対する教育及び訓練

ア 教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

イ 訓練

動員行動計画に基づく訓練

② 市民に対する平時の広報及び訓練

ア 広報

・事前対策及び災害対策
・飲料水の確保
・給水方法の周知徹底
・水質についての注意
・広報の方法

イ 訓練

・給水訓練等

５　下水道施設の整備等

〔実施機関：市（下水道課）〕

災害発生時において下水道がその機能を保持できるよう次の対策を講じる。

また、大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道事業の業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。

(1) 災害時における機能確保

下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより機能確保を図る。

特に、過去に風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害により被災した経験がある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講じることとする。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図ることとする。

①　重要な管渠の２条化
②　ネットワーク幹線の整備
③　施設の複数化
④　自家発電設備の整備
⑤　用水供給設備の整備

(2) 下水道施設の保守点検

下水道施設の災害被害を軽減するとともに､被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

①　下水道台帳の整備
②　既往災害履歴の作成
③　日常点検保守
④　被災の可能性が高い箇所の把握

(3) 下水道災害時の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

(4) 災害時用の資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(5) 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

6　共同溝等の整備

〔実施機関：市（建設課）〕

道路管理者は、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱等のライフライン事業者と協議の上、共同溝の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速な復旧と道路機能の確保を図る。

＜共同溝の種類＞

(1) 幹線系のライフラインを収納する幹線共同溝

(2) 供給系のライフラインで、電線・ケーブルを収納する電線共同溝（C・C・BOX）

第７　地下空間等の防災体制の整備

地下空間等は、構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることを踏まえ、関係機関が連携して次の防災対策を推進する。

１　関係機関の業務

〔実施機関：地下空間等関係者等、淡路広域消防事務組合、県警察本部、関西電力㈱、関西電力送配電㈱〕

関係機関	業務概要	
	災害予防	災害防御
地下空間等関係者 地下空間等権原者 地下空間等事業者 （注）	1　地下空間等の防災管理体制の整備 2　従業員に対する教育訓練 3　施設の点検管理と改善措置 4　防火防災用資機材の整備と効率的配置 5　隣接地下空間等の相互連絡応援体制の整備 6　避難確保計画の作成と公表 7　自衛水防組織の設置 地下空間等の自衛水防組織による浸水防止訓練	1　防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2　地下空間等自衛消防隊による防御活動の実施 3　地下空間等の自衛水防組織による浸水防止活動の実施 4　地下空間等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保
淡路広域消防事務組合	1　消防用設備等の設置維持関する指導 2　防火管理に関する指導 3　防火防災体制の整備充実に関する指導	1　災害による被害の軽減 2　人命救助及び避難誘導 3　災害情報の広報
県警察本部		1　情報収集 2　救出救助及び避難誘導
関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	1　電力供給施設の調査点検	1　電力供給施設の応急対策 2　消防・警察機関に対する支援体制

（注）「地下空間等権原者」とは、地下空間等の所有者、管理者又は占有者をいい、「地下空間等事業者」とは、地下空間等を形成する事業所の所有者、管理者又は占有者をいう。

2 地下空間における浸水対策の実施

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路広域消防事務組合、地下空間管理者、県〕

豪雨や洪水により短時間で地下空間に浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがあることから、次の対策を実施することとする。

(1) 豪雨及び洪水時における地下空間での危険性の事前の周知・啓発

市は、豪雨時における建築物の地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下空間の管理者及び利用者への周知・啓発を図ることとする。また、地下空間の浸水被害の実績や浸水予測地域等の公表・周知に努めることとする。

(2) 豪雨及び洪水時における地下空間管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

豪雨及び洪水時には地下空間の管理者が適切な対応をとることが必要であることから、市長あるいは水防管理者は、地下空間の管理者に対する水防警報等の伝達体制を整備するよう努めることとする。

(3) 避難体制の確立

市長又は知事若しくは水防管理者は、河川管理者からの水防警報等に基づく避難のための立退きの指示等を、防災無線の活用や町内会などの協力等の方策により行うことを検討するとともに、マスメディア等を通じた情報伝達についても充実させることとする。

また、地下駐車場等の不特定多数の利用者がいる施設の管理者は、円滑な避難誘導等について検討することとし、個別ビル一体となった地下空間においては、各組織の連携方策について検討することとする。

さらに、県、市及び地下空間の管理者が共同して、浸水被害の発生を想定した訓練の実施内容について検討することとする。

(4) 地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

県及び市は、地下施設等の管理者が、地下空間の浸水防止施設（防水壁等）設置を推進できるよう、施設の具体的事例等の必要な情報提供に努めることとする。

(5) 地下施設管理者との連携強化方策の検討

地下空間が高度に発達した地域について、県と市が共同で、「地下駐車場対策」について検討するなど、地下空間の管理者との連携強化方策について検討することとする。

第５節　調査研究体制等の強化

第１　風水害に関する調査研究の推進

１　防災アセスメントと被害想定の推進

〔実施機関：市（危機管理課）〕

実効ある地域防災計画を作成するため、災害誘因(台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する防災アセスメント、若しくは災害危険性や自然的・社会的環境要因等の諸条件に基づき、想定される災害に対応した人的被害、構造物被害等を算出する被害想定を実施し、地域の災害危険性と想定される被害を把握する。

また、社会経済状況の変化等に伴い、防災アセスメントや被害想定を見直し、地域防災計画の前提から見直しを行い、状況の変化に対応した防災対策を構築する。

なお、防災アセスメントの実施に当たっては、消防庁の防災アセスメント実施マニュアル等に基づいて行う。

２　地区別防災カルテの作成

〔実施機関：市（危機管理課）〕

防災アセスメントや被害想定に、現地調査結果を地区別防災カルテとして、集落、町内会、学校区等の単位に防災に関連する各種情報を地図等によりわかりやすく整理し、市民の自主的な防災活動に活用する。

第２　台風第 23 号（平成 16 年）の教訓の発信と継承

〔実施機関：市（危機管理課）〕

平成 16 年の台風第 23 号による災害を教訓とし、その適正な情報管理と啓発活動への活用、市民への周知徹底による後世への継承を図る。

第６節　その他の災害予防対策の推進

第１　危険物等の事故の予防対策の推進

１　危険物の保安対策の実施

〔実施機関：市（消防防災課）、淡路広域消防事務組合、危険物取扱事業所〕

消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第３に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下、「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

(1) 危険物製造所等

① 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。

② 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。

③ 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。

ア　自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

イ　事業所相互の協力体制の確立

危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

ウ　住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

(2) 市、淡路広域消防事務組合の保安対策

① 淡路広域消防事務組合は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。

② 市、淡路広域消防事務組合は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。

ア　危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量

を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

イ　監督指導の強化

関係機関は､危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。

ウ　消防体制の強化

市､淡路広域消防事務組合は､事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市との相互応援協定の締結を推進する。

エ　防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

2　高圧ガスの保安対策の実施

〔実施機関：市（消防防災課）、県、高圧ガス取扱事業者〕

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者及び防災関係機関の予防対策について定める。

(1) 高圧ガス取扱事業者における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

①　防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

②　連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

③　緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

④　相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業者では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(2) 防災資機材の整備

①　市、淡路広域消防事務組合は、事業者に対して防災資機材等の整備促進を図るとともに、その管理について指導する。

②　市、淡路広域消防事務組合は、事業者に対し、効果的な防災資機材等の整備充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の種類及び数量の把握に努める。

③　事業者は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

④　事業者は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業者外部から

資機材を調達できる体制を整備する。

(3) 保安教育の実施

① 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業者に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

② 事業者は、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

③ 主な教育項目は、次のとおりとする。

ア 関係法令

イ 高圧ガスに関する知識

ウ 防災組織

エ 運転マニュアル、各種規程

オ 異常時の措置基準

カ 事故事例と対策

キ 救急の方法

(4) 防災訓練の実施

① 関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施する。

② 事業者は、取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

③ 主な訓練項目は、次のとおりとする。

ア 緊急通信・通報・伝達訓練

イ 非常招集動員訓練

ウ 救助・避難訓練

エ 応急措置実施訓練

オ 消火訓練

カ 広報訓練

(5) 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

3 火薬類の保安対策の実施

〔実施機関：市（消防防災課）、県、火薬類取扱事業者〕

火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業者及び防災関係機関の予防対策について定める。

(1) 火薬類関係事業者における警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

① 警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったときは、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

② 警戒措置の実施

ア 事前調査

落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

イ 警戒実施

警戒体制が発令されたときは、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

③ 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

(2) 火薬類関係事業者における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

① 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

② 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

③ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

④ 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業者だけでは対応できない場合に備えて、関係事業者との相互応援体制を確立する。

(3) 保安教育の実施

① 関係団体は、火薬類に関する各種講習会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

② 事業者は、従業員に対し定期的及び施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

③ 主な教育項目は、次のとおりとする。

ア 関係法令

イ 火薬類に関する性質、保安管理技術

ウ 災害に関する知識

エ 災害時における応急対策及び避難方法

(4) 防災訓練の実施

① 事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 主な訓練項目は、次のとおりとする。

ア 緊急通信・通報・伝達訓練

イ　非常招集動員訓練
ウ　救助・避難訓練
エ　応急措置実施訓練
オ　消火訓練
カ　広報訓練

(5) 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

4　毒物・劇物の保安対策の実施

〔実施機関：市（消防防災課）、淡路広域消防事務組合、県（県民局洲本健康福祉事務所）、毒物・劇物取扱事業者〕

毒物又は劇物の保管施設等からの流出等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

(1) 毒物劇物営業者

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるときは、毒物劇物営業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

①　警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったときは、毒物劇物営業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

②　警戒措置の実施

ア　事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

イ　警戒実施

警戒体制が発令されたときは、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施することとする。

(2) 関係機関

関係機関は、以下に示す対策を行う。

①　毒物劇物営業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。

②　毒物劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県洲本健康福祉事務所・市、県警察本部又は淡路広域消防事務組合に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。

③　毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気メッキ事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行う。

④　毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

第２　大規模事故災害予防対策の推進

１　交通の安全のための情報の充実

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路警察署〕

市は、淡路警察署と相互に連携をして、広く市民の交通安全の普及啓発に努めるため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を推進する。また、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。

２　安全な運行の確保

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路警察署〕

市、淡路警察署は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業者等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

３　車両等の安全性の確保

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路警察署〕

(1) 市民等による自動車の点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行う。

(2) 意識啓発活動

市、淡路警察署は、車両の安全性の確保を図るため、自動車使用者に対して、適切な保守管理を啓発する。

４　情報の収集・伝達体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、建設課、秘書広報課）、淡路広域消防事務組合、県警察本部、道路管理者、公共交通機関事業者〕

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

① 市、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。

② 市は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ伝送システム等画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。

③　市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。

④　市は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

⑤　市は、県警察本部や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁において構築されている安否情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討する。

(2) 通信手段の確保

市、関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、次の事項に留意する。

①　非常通信体制の整備

②　災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備

③　通信手段の定期的な点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施

④　通信機器等の平時利用

⑤　平時からのフェニックス防災システムの積極的な活用

⑥　最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

5　災害応急活動体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）、淡路広域消防事務組合、県警察本部、市医師会、医療機関等〕

(1) 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び道路管理者等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び道路管理者等は、平時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

①　市、県及びその他防災関係機関は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努める。

②　淡路広域消防事務組合は、消防の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努める。

(4) 専門家・専門機関等との連携

市は、大規模事故災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等

との連携を図る。

（専門分野例）

① 災害時医療救護活動（初期治療の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整への助言等）

② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等への治療）

③ 化学物質等の取り扱い

④ 道路等の各災害の応急対策（道路構造物の被災等への対応等）

⑤ こころのケア

⑥ 社会心理及び災害広報

⑦ その他必要な分野

(5) 地域における平時からの備え

① 自主防災組織や企業（事業所）等は、研修や訓練等を通じて防災力の向上に努めるとともに、相互に連携した防災訓練の実施や防災協力協定の締結など、連携強化に努め、市は、こうした取り組みの促進を図る。

② 市は、普通救命講習などを通じて、２次災害が起きないように、住民等が安全第一とした救助活動を行うための留意点等の徹底を図る。

６ 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、建設課、福祉総務課、健康増進課）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、道路管理者、市医師会、医療機関、公共交通機関事業者〕

(1) 捜索活動関係

① 淡路警察署、市等は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

(2) 救助・救急関係

① 市・淡路広域消防事務組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

② 自衛隊、海上保安部、市、淡路警察署、淡路広域消防事務組合は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

③ 公共交通機関事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

④ 淡路広域消防事務組合は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定める。

⑤ 市は、負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平時から関係者間で協議、調整を図る。

(3) 医療活動関係

① 市、日本赤十字社及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。

② 道路管理者、市は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ア 道路管理者と医療機関、淡路広域消防事務組合及び市等

イ 淡路広域消防事務組合と医療機関

ウ 医療機関相互

③ 淡路広域消防事務組合、日本赤十字社、地域医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から広域災害・救急医療情報システムの活用に努める。

また、平時から淡路広域消防事務組合は、災害拠点病院等の医療機関との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

④ 市等は、二次保健医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備する。

⑤ 医療機関、消防機関、淡路警察署等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練､化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討する。

⑥ 市は、県広域防災センターの「ガレキ救助訓練施設」を活用し、レスキューや医療チームの育成を図る。

(4) 消火活動関係

① 消防機関等は、平時より機関相互の連携の強化を図る。

② 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

③ 公共交通機関事業者は、火災による被害拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

④ 道路管理者、消防機関等は、平時より機関相互の連携強化を図る。

7　緊急輸送活動等への備え

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、建設課）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、道路管理者、公共交通機関事業者、放送事業者〕

(1) 緊急輸送活動への備え

① 淡路警察署、道路管理者、市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、淡路警察署は、必要に応じて災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者との間に締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」の活用を図る。

② 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

③ 淡路警察署は、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。

(2) 危険物等の流出時における防除活動関係

市、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(3) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

① 公共交通機関事業者は、多数の死傷者が生じた場合に、関係機関と協議して、安否確認情報の提供窓口を設置する体制の整備に努める。

② 市等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておく。

③ 市、放送事業者等は、大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

8　雑踏事故の予防

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、市医師会、医療機関、行事等の主催者〕

(1) 主催者等への周知

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に次の事項について周知徹底に努める。

① 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に淡路警察署、淡路広域消防事務組合、市医師会及び医療機関と連絡調整を行う。

② 事故が発生した場合には、迅速に淡路警察署、淡路広域消防事務組合、市医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨を通報する。

(2) 市による広域支援の調整

市は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

９　防災関係機関の防災訓練の実施

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、道路管理者、公共交通機関事業者等〕

(1) 各機関の訓練の実施

道路管理者、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、市、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施する。

① 図上訓練

関係機関又は一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練

② 部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

③ 情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

④ 総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

(2) 訓練への参加

市、関係する指定地方公共機関は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。

(3) 訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実戦的なもの（トリアージタッグ使用、記入、回収、保管等を含む。）となるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図る。

(4) 事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行う。

第３　海上災害予防対策の推進

１　計画の目的

海上災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、淡路市国土強靭化計画を踏まえ、防災関係機関及び関係団体がとるべき予防対策について定める。

２　海上災害に関する基本的な考え方

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽さなければならない。さらに、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽さなければならない。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町村長が救護活動を行う。（別表１、２参照）

また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、指定海上防災機関等が防除に当たる。

また、一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため自治体が対応せざるを得ない。（別表３、４参照）

別表１　海難による人身事故における対応と責任者

主　体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第 12～14 条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助

別表２　海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主　体	根拠法令	任務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第２条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町村長	水難救護法第１条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町村長の責務
県警察本部	水難救護法第４条	救護の事務に関し市町村長を補助

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の

災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

別表３　重油等の流出事故の防除義務者等について

○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

(1) 総括的な規定

主　体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第２条第２項（総括的な規定）	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(2) 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、海防法第３条に規定されている。

①　大量の油又は有害液体物質が排出された場合

主　体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をした者	海防法第 39 条第１項	排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。
・船舶の所有者又は管理施設の設置者 ・排出の原因となる行為をした者の使用者	海防法第 39 条第２項	排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第 39 条第３項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
大量の油又は有害液体物質の濃度及び量の基準 ・海防法施行規則第 30 条、第 30 条の２：油の濃度及び量の基準 濃度：１万 cm^3 当たり 10cm^3 以上、量：100 リットル以上 ・海防法施行規則第 30 条の２の２：有害液体物質の量の基準 海防法施行令別表第一第１号から第３号に掲げる有害液体物質の区分に応じた量 第一号　Ｘ類物質等：１リットル以上 第二号　Ｙ類物質等：100 リットル以上 第三号　Ｚ類物質等：1000 リットル以上		

② 廃棄物等が排出された場合

主　体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第 40 条	海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※①及び②の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第 41 条第 1 項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用のうち、国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

③ 危険物が排出された場合

主　体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第 42 条の 2 第 3 項	直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第 42 条の 5 第 1 項	当該危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主　体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成９年１月 23 日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。 また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

別表４　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主　体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第２条 海防法第 39 条第３項 第 42 条の 15 第１項～第２項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出油等の防除の措置を指示すること。
指定海上防災機関	海防法第 42 条の 14 第１号～第２号	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法第４条第 15 号、第 103 号 第 31 条第２号	・海洋の汚染等及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法第 50 条第１項第６号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第 12 条第１項第２号・第６号、 第 34 条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）。 ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第４条、第 18 条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

3　活動・連携体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路広域消防事務組合〕

(1) 趣旨

海上災害対策に係る平時からの防災関係機関との連携体制について定める。

(2) 内容

① 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制につき、次の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練等を通じ、周知徹底を図ることとする。

ア 参集基準

イ 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網の参集体制

ウ 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知

エ フェニックス防災端末の使用方法の習熟

② 防災関係機関相互の連携体制

ア 市は、災害発生時において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努めることとする。

イ 淡路広域消防事務組合は、消防の応援について近隣市間の協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努めることとする。

③ 広域的な連携体制

ア 近隣市町との連携体制

(ｱ) 市は、平時より近隣市との相互応援体制の連携強化に努めることとする。

(ｲ) 市は、市のみで災害に対応することが困難な場合は、協定に基づき、応援を要請することとする。

(ｳ) 災害が複数の市にまたがる場合、あるいは近隣市において災害が発生した場合、市は、協定等に基づき、相互応援に努めることとする。

(ｴ) 市は、各市において保有する資機材の種類、数量、保管担当部署等について、平時から情報を交換し、非常時において有効に活用できるよう体制の整備に努めることとする。

イ 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会における連携体制の充実

(ｱ) 市は、平時より大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会会員との連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努めることとする。

(ｲ) 民間事業者等との連携体制

市は、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者との協定の締結の推進や防災訓練の実施等への協力を求める。

4　情報の収集・伝達体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

① 市は、流出重油等の状況を写真撮影し、フェニックス防災システムを通じて、それを迅速に電送することができるよう、デジタルカメラ、パソコン及び携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用及び訓練等を通じて習熟を図る。

② 市は、情報収集と、収集した情報を県にフェニックス防災システム等を通じ、逐次報告する体制を整えておく。

(2) 情報の分析整理

① 市は、防災関係の職員に対し、指定海上防災機関の研修会などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用することとし、平時から必要な人材の把握に努めることとする。

② 専門的な知識を要する事項は、概ね次のとおりとする。

ア　市周辺における海上交通の現状と危険性に関すること。

イ　重油等が流出した場合における、市沿岸への漂着可能性に関すること。

ウ　重油等が漂着した場合における、回収、運搬、処理の方法に関すること。

エ　補償請求に関すること。

オ　環境への影響に関すること。

③ 市は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努める。また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用することとする。

5　災害応急対策への備えの充実

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課）、淡路広域消防事務組合〕

(1) 捜索､救助･救急､医療活動への備え

① 市は、捜索活動を支援するための無線通信設備（情報連絡手段）等の整備に努める。

② 市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

③ 市は、陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から医療救護体制の整備に努める。

(2) 消火活動への備え

① 淡路広域消防事務組合は、平時から相互にあるいは消防機関同士の連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。

② 淡路広域消防事務組合は、消防用設備・資機材等の整備促進に努める。

③　市は、海水、河川水等を消防水利として利用するための施設の整備を図る。

(3) 緊急輸送活動への備え

①　市は、緊急輸送用の車両等の確保について、あらかじめ定めておくこととする。

②　市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

(4) 重油等の流出物の防除活動

①　重油等の流出物への対応策の概要

重油等の流出物はその種類が非常に多く、危険性も多様で、性質もそれぞれ異なる。重油等の流出事故の場合、その対策も性状や事故の規模等によって異なる。また、物質ごとに取扱方法に精通した専門家が非常に限られており、かつ専門知識を有していない者が取り扱った場合に、二次災害等の可能性があることが最大の課題である。さらに、物質によっては危険性が非常に高く初動を誤ると被害を拡大させる場合も考えられる。

したがって、事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得つつ、対策を決定する必要がある。そのためには、日頃から海岸に接した重油等の貯蔵場所に関する情報、県内の港湾で荷役される重油等に関する情報、周辺海域を航行する船舶が運送する重油等に関する情報等を、責任者、連絡方法等を含めて蓄積・整理しておく必要がある。

②　予防活動

市は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて次の体制整備に努める。

ア　油防除資機材の保有、管理

イ　化学消火薬剤等消火機材の整備

ウ　近隣市町の資機材の保有状況の把握

エ　市間の応援体制の整備

③　環境保全対策

市は、重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、次の体制整備に努めることとする。

ア　平時の環境状況の把握

イ　環境調査体制の整備

ウ　国等の実施する研修等への参加

(5) 防災訓練の実施

①　市は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加する。

②　市は、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実戦的なものとなるよう工夫する。

③　市は、訓練結果の事後評価を通じて、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第３章　災害応急対策計画

第１節　基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第１　迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第２　円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

■災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用（発災直後） ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・災害時要援護者（要配慮者）等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施 （継続実施）
応急対策 (発災後 １日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る ↓	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後 １週間程度～)	↓	・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第２節　迅速な災害応急活動体制の確立

第１　組織の設置

項目	実施担当	関係機関
１．市災害対策本部の設置基準	本部班、企画情報班	
２．災害対策本部現地対策部の設置基準	各班	
３．市災害対策本部及び現地対策部の業務内容	各班	
４．市災害対策本部の組織、運営	各班	

１　市災害対策本部の設置基準

〔実施機関：市（本部班、企画情報班）〕

本部長は、下記の本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づき、「淡路市災害対策本部」を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

本部長は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

① 大雨警報、洪水警報等が発表され、かつ市内で災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき
② 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき
③ その他、本部長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所（防災あんしんセンター）内に設置する。ただし、建物損壊等により災害対策本部の機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、本部長が定めた場所に本部を移設する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったと認めたとき又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに、次のとおり電話その他適当な方法により通知する。

■表　報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市　民	本部班長 企画情報班長	市防災行政無線・広報車・報道機関
県知事 警察署長 消 防 長 その他防災関係機関	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
隣接市長	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
報道機関	企画情報班長	電話・口頭又は文書

(5) 災害警戒本部の設置

市長は、次の場合に、災害警戒本部を設置し、その他は災害対策本部に準ずるものとする。

① 大雨警報、洪水警報等が発表され、今後気象条件の悪化が見込まれるとき
② その他、市長が必要と認めたとき

2　災害対策本部現地対策部の設置基準

(1) 現地対策部の設置基準

本部長は、必要に応じて現地対策部（津名・岩屋・北淡・一宮・東浦）を設置する。現地対策部の設置基準は、災害対策本部の設置基準に準じ、責任者は事務所長とする。

(2) 現地対策部の設置場所

現地対策部は、各事務所内に置く。ただし、建物損壊等により現地対策部の機能を全うすることができないと部長（本部長）が判断した場合は、本部長が定めた場所に移設する。

(3) 現地対策部の廃止

現地対策部の廃止は、災害対策本部の廃止に準ずる。

(4) 現地対策部の設置又は廃止の通知

現地対策部の廃止又は廃止の通知は、災害対策本部の通知に準ずる。

(5) 災害警戒本部の現地対策部の設置

災害警戒本部の現地対策部の設置は、災害対策本部に準ずる。

3　市災害対策本部及び現地対策部の業務内容

〔実施機関：市（各班）〕

各部班の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部の所掌事務

部名	本部員	班名 ◎班長	構成課	分掌事務 注)○印:初動期からの分掌事務　・印:初動期以降 ※印:初動期のみ現地対策部が中心に実施する分掌事務
危機管理部	危機管理部長	本部班 ◎危機管理課長	危機管理課 消防防災課	○災害警戒本部、災害対策本部設置・閉鎖に関すること ○本部長の指揮、命令伝達 ○本部会議に関すること ○県災害対策本部、警察本部、自衛隊との調整 ○避難指示等 ○各部に対する事務の緊急割当 ○フェニックス衛星ＦＡＸ、土砂災害システム、河川監視システム、Ｊアラートによる情報受信、監視、伝達 ○フェニックス防災システムによる情報受信、被災状況報告 ○対策本部の電話、パソコン等の設備に関すること ○防災行政無線による伝達、放送 ○※災害情報の収集、整理 ○淡路広域消防事務組合との連絡調整 ○※消防団との連絡調整 ○避難、誘導活動の統括 ○救助活動、捜索活動の統括 ○ヘリコプターの運航要請及び臨時ヘリポートの開設 ・災害救助法の適用に関すること ・各種協定に基づく応援要請（他部に属するものを除く。） ・罹災証明の発行 ・被災者台帳の作成に関すること ・地区防災計画に関すること
企画情報部	企画情報部長	企画情報班 ◎秘書広報課長	秘書広報課 まちづくり政策課 企業誘致推進課 情報課 ふるさと納税推進課	○本部長、副本部長の秘書 ○報道機関との連絡及び災害広報公聴活動 ○広報体制確保 ○各情報のホームページへの掲載 ○災害見舞金、義援金、視察者等の対応 ○国県等に対する要望事項の取りまとめ ○緊急用電話機の配備 ○企業等事業所社員の帰宅支援 ○産業用地の情報収集 ・被災写真の収集及び災害記録 ・被災者の安否情報の提供 ・外国人住民等の被害状況の収集及び情報提供、相談支援

部名	本部員	班名 ◎班長	構成課	分掌事務 注)○印:初動期からの分掌事務　・印:初動期以降 ※印:初動期のみ現地対策部が中心に実施する分掌事務
総務部	議会事務局長 事務所統括部長 総務部長	総務班 ◎総務課長	総務課 管財課 議事課	○避難状況の把握 ○※避難所の開設、収容、閉鎖等に関すること ○従事職員の食事・健康管理等の後方支援 ○配車計画による現地対策部への配車管理 ○現地対策部との連絡調整 ○現場警戒職員の把握 ・※炊き出しに関すること ・市議会との連絡調整及び災害に対する議会活動 ○応援の受入れに関すること
	会計管理者 監査委員事務局長 総務部長	庶務班 ◎財政課長	財政課 監査委員会事務局 固定資産評価審査会事務局 選挙管理委員会事務局 会計課	・災害予算の編成、執行計画等の策定 ・救援物資の受入配分、現地対策部との調整 ○遭難者・負傷者状況把握、身元確認 ○遭難者捜索状況把握
		家屋調査班 ◎税務課長	税務課	○家屋被害認定調査及び班体制の確保 ・災害に伴う税の減免及び猶予等
市民生活部	市民生活部長	市民班 ◎市民人権課長	市民人権課	○電話・ＦＡＸ対応 ○現地対策部との連絡調整
		生活環境班 ◎生活環境課長	生活環境課	○ごみ処理施設、火葬施設の災害対策 ○遺体の収容、埋火葬 ・し尿の収集、処理 ・塵芥の収集、処理 ・災害廃棄物の処理 ・愛玩動物に関すること
健康福祉部	健康福祉部長	福祉・救護班 ◎福祉総務課長	福祉総務課 子育て応援課 地域福祉課 健康増進課 長寿介護課	○※災害時要援護者（要配慮者）に対する支援活動 ○※要援護者の避難状況の把握 ○※民生委員・児童委員との連絡調整 ○医療機関との連絡調整 ○救護所の開設、収容 ・ボランティアに関すること ・被災者の保険料免除及び各種給付金に関すること ・医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達 ・健康福祉事務所との連絡調整 ・市医師会等への応援要請及び連絡調整 ・※被災者の保健、こころのケア対策 ・被災者の感染症予防対策

部名	本部員	班名 ◎班長	構成課	分掌事務 注)○印:初動期からの分掌事務　・印:初動期以降 ※印:初動期のみ現地対策部が中心に実施する分掌事務
産業振興部	産業振興部長	商工・農林水産班 ◎農林水産課長	農林水産課 農地整備課 商工観光課 農業委員会事務局	○ため池等の警戒、応急措置 ○山崩れ、治山等の応急措置 ○ため池、水路、農道等の被害復旧状況把握 ○食糧の調達、あっ旋等 ・生活必需品等の物資の調達、あっ旋等 ・商工・農林水産関係の被害状況の把握、応急対策の指導及び連絡調整 ・観光・宿泊客の帰宅支援等
都市整備部	都市整備部長	建設班 ◎都市総務課長	都市総務課 建設課 都市計画課	○水防資材の確保、配置等 ○道路、河川の被害による交通規制 ○工事中建築物・工作物の統括 ○低地帯の災害対策及び被害調査 ○障害物の除去 ○砂防指定、危険地すべり等の災害対策 ○バス等交通機関の被害・復旧状況の取りまとめ ○急傾斜地危険区域等の警戒、応急措置 ○避難路及び輸送路の確保 ・住宅の応急修理 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 ・応急仮設住宅の用地確保及び建設等
		下水道班 ◎下水道課長	下水道課	○下水道施設等における災害対策の統括 ○淡路広域水道企業団との連絡調整
教育部	教育部長	教育班 ◎教育総務課長	教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ推進課	○教育施設等における災害対策の統括 ○児童・生徒の安全確保 ○教育施設における避難所の開設、運営等の調整 ○学校との連絡調整 ・配食センターの運営に関すること ・応急教育の実施及び教科書学用品の支給
消防団部	消防団長	消防団班 ◎消防団長	消防団	○淡路広域消防事務組合との連絡調整 ○危険場所の警戒及び応急措置の実施 ○水害、火災及び危険場所等に係る広報活動 ○被災者の捜索、救出及び保護等に係る災害救助

(2) 現地対策部の所掌事務

部名	本部員	係名	分掌事務 注)・印:初動期以降 ※印：初動期のみ現地対策部が中心に実施する分掌事務
現地対策部	事務所統括部長 事務所長	庶務係	・職員配備記録・職員出動状況記録等 ・炊き出し時の職員等連絡、社会福祉協議会との調整
		消防防災係	・消防各分団との連絡調整、各種広報活動（防災行政無線） ・対策本部と連絡調整・被害状況等の情報連絡、報告
		情報連絡係	・住民からの被害状況等の受入・連絡
		救助・物資係	・災害救助の実施状況のとりまとめ・救援物資等の受入れ、配分等
		各施設連絡係	※被害情報連絡及び避難誘導各地区詰所
		医療係	・救護者のケア ・各避難所対応
		災害時要援護者(要配慮者)対策係	・災害時要援護者（要配慮者）の把握・民生委員連絡等、社会福祉協議会と連携
		道路等現場指導係	・公共土木施設の被害調査、応急復旧対策・交通規制・避難路等の確保・ため池等の警戒及び応急措置等

※上記は一般的な事務内容について記載したものであり、各事務所の事務分掌の詳細については、「淡路市職員災害初動マニュアル」に記載のとおりとする。

4　市災害対策本部の組織、運営

〔実施機関：市（各班）〕

災害対策本部の組織・運営は、次のとおりである。
なお、災害警戒本部の組織・運営については、災害対策本部に準ずるものとする。

(1) 組織の構成

災害対策本部の組織は、次のとおり構成する。

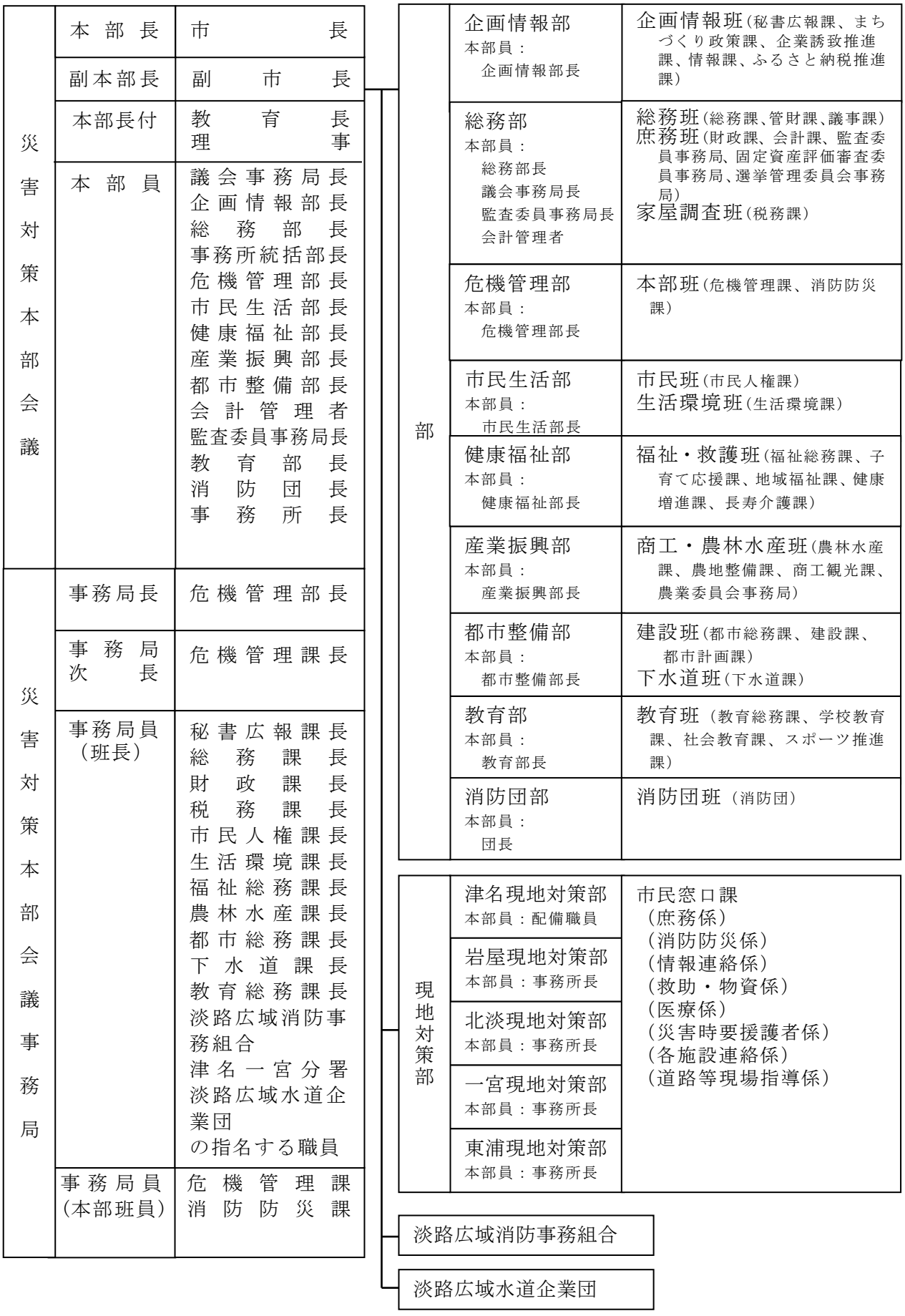

図　災害対策本部の組織体制

(2) 組織の概要

① 市長を本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、災害対策本部機構は、本来の行政組織を主体にし機能別に編成する。

② 副市長を副本部長とする。副本部長は、本部長を助け、市長に事故があるときは、その職務を代行する。

③ 教育長、理事を本部長付とする。本部長付は、副本部長を補佐する。

④ 各部長相当職を本部員とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。

⑤ 本部長の命令あるいは災害対策本部で決定した事項等は、本部員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、災害対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部員を通じて災害対策本部に連絡する。

⑥ 班長は、各班を指揮監督する。

⑦ 班員は、班長の命を受けて災害対策に従事する。

(3) 災害対策本部の運営

① 本部会議の開催

本部長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備態勢と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

(ｱ) 被災状況の把握に関すること
(ｲ) 災害対応の基本方針の決定に関すること
(ｳ) 災害応急対策に関すること
(ｴ) 自衛隊、県、他市町及び公共機関への応援の要請に関すること
(ｵ) 災害救助法の適用に関すること
(ｶ) その他災害対策の重要事項に関すること
(ｷ) 本部の配備態勢の切替え及び廃止に関すること

② 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

ア 災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

(ｱ) 被害状況図・黒板等の設置
(ｲ) 住宅地図等その他地図類の確保
(ｳ) 携帯ラジオ・テレビの確保
(ｴ) コピー機等の複写装置の確保
(ｵ) ビデオ・ボイスレコーダー、カメラ等の記録装置の確保
(ｶ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
(ｷ) 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
(ｸ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
(ｹ) その他必要資機材の確保

イ　通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

(ｱ) 防災行政無線（移動系・同報系） (ｲ) 電話、携帯電話等

ウ　自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

③　警察及び自衛隊との連携

本部長は、警察及び自衛隊を受け入れた場合は、警察署員及び自衛隊員をそれぞれ１名以上本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請する。

第２　動員の実施

項目	実施担当	関係機関
１．動員の内容、基準	本部班、各班	
２．動員及び参集	本部班	
３．伝達方法	本部班	
４．職員の配置及び報告	本部班、各班	
５．職員の服務	各班	

１　動員の内容、基準

〔実施機関：市（本部班、各班）〕

本部長は、災害の規模、種類及び被害状況により、必要となる防災態勢をとるため、次の基準により配備指令を発令し、職員の配備を行う。

(1) 動員の基準

■配備基準

組織	種別	配備態勢の基準	配備態勢の概要
－	連絡員待機態勢	大雨、洪水注意報等が発表され､今後気象条件の悪化が見込まれるとき	・防災担当職員等
災害警戒本部	警戒配備態勢	大雨、洪水警報等が発表され、今後気象条件の悪化が見込まれるとき	・警戒本部の一部構成員、防災担当職員等、少数の人員を配置し、主として情報収集及び警戒に当たる態勢 ・消防団員（若干名）
災害対策本部	第１号配備	大雨・洪水警報等が発表され、かつ市内で小規模災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき	・少数の人員を配置し、突発的な災害等に対し必要となる応急措置をとるとともに、情報連絡及び警戒に当たる態勢 ・消防団員（概ね２～３割）
	第２号配備	大雨・洪水警報等が発表され、かつ市内で中規模又は複数の地域で災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき	・職員の概ね半数以上の人員を配置して、救助救護活動に重点を置きつつ、災害応急対策から災害復旧対策にかけて対処できる態勢 ・消防団員（概ね７～８割）

組織	種別	配備態勢の基準	配備態勢の概要
	第３号配備	大雨特別警報等が発表され、かつ市内で大規模な災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき、激甚な災害が発生若しくは第２号配備で対応できないとき	・全職員を配置して、防災活動に当たる態勢 ・消防団員（全団員）

※状況により、市長が必要と認めた場合は、上記の基準に関わらず、配備態勢の決定、　災害警戒本部、災害対策本部の設置を行う。

２　動員及び参集

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 動員及び参集

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報又は大雨警報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報等が発表され又は災害が発生すると予想されたときは、危機管理部長は直ちに市長に連絡し、市長は配置基準に基づき、配備態勢の指示を行う。

危機管理部長は市長の指示により、直ちに各課長にその旨を伝達するとともに、態勢に応じた職員に動員指令を伝達する。

なお、市長が不在のときは、副市長、教育長、理事並びに危機管理部長の順に配備態勢の指示を行う。また、危機管理部長が不在のときは、危機管理課長、消防防災課長の順に市長等に連絡し、かつ、市長等の指示により、直ちに各部長にその旨を伝達するとともに態勢に応じた動員指令を職員に伝達する。

３　伝達方法

〔実施機関：市（本部班）〕

動員指令の伝達は、庁内放送、ひょうご防災ネットによるメール、庁内システムを利用した情報伝達、防災行政無線、電話等あらゆる手段をもって対処する。

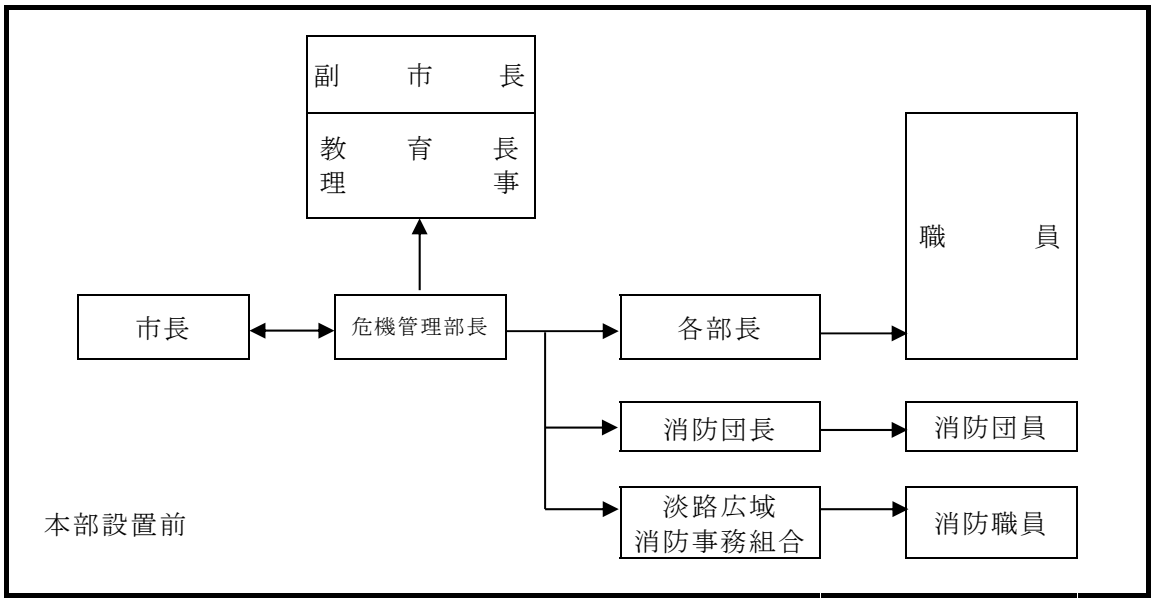

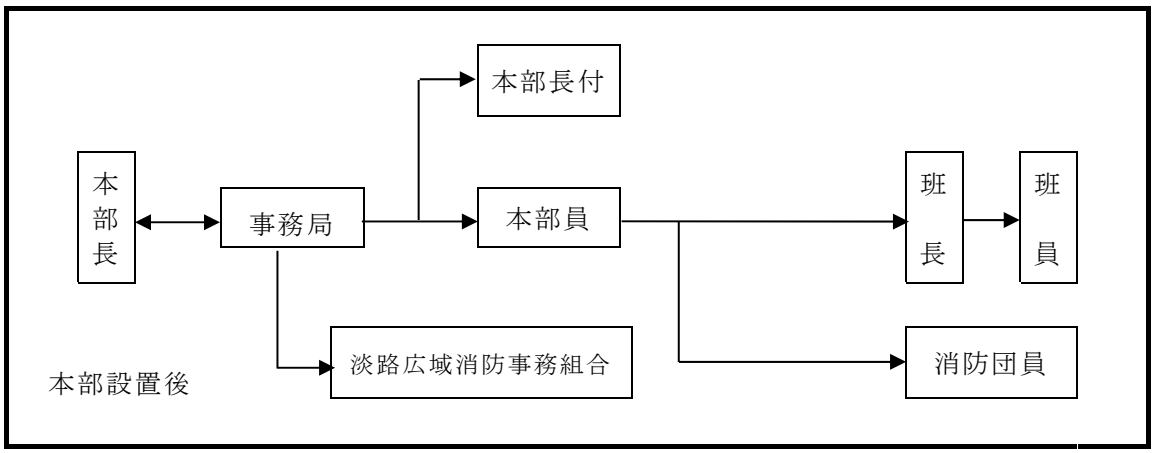

4　職員の配置及び報告

〔実施機関：市（本部班、各班）〕

(1) 職員の配置

各部長は、配備態勢の指示を受けた場合、次の措置を講じるものとする。

①　所属職員の掌握 ②　所属職員の所定の配備場所への配置

(2) 職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて、危機管理部本部班に報告する。本部班長（危機管理課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60 分ごととする。

資　料

15-1　動員報告書の様式

15-2　災害対策従事者名簿の様式

5　職員の服務

〔実施機関：市（各班）〕

(1) 全ての職員は、配備態勢がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
② 不急の行事、会議、出張等を中止する。
③ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
④ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
⑤ 災害現場に出動した場合は、腕章を着用し、また、自動車には標識を使用する。
⑥ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(2) 勤務時間外における遵守事項

① 災害の状況により指定の場所（原則居住地に近い事務所）への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属の長若しくは、最寄りの施設の責任者へ連絡する。
② 災害のため緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、食糧１食分以上を持参する。
③ 参集途上においては、可能な限り被害状況その他の気象情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第３　情報の収集・伝達

項目	実施担当	関係機関
１．情報収集・伝達手段の確保	本部班	淡路広域消防事務組合、防災関係機関
２．気象情報等の収集伝達	本部班	淡路広域消防事務組合、防災関係機関
３．災害状況等の収集等	各班	防災関係機関
４．災害報告	本部班	フェニックス防災端末設置機関、ライフライン関係機関

１　情報収集・伝達手段の確保

〔実施機関：市（本部班）、淡路広域消防事務組合、防災関係機関〕

(1) 通信機能の確保

市（本部班）及び防災関係機関は、所管の情報収集・伝達手段の機能を確認し、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ＦＡＸ	災害対策本部・現地対策部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～現地対策部・淡路広域消防事務組合・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫県防災行政無線	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線（固定系）	災害対策本部～市民・避難所
	市防災行政無線（移動系） 消防無線	災害対策本部～現場職員・消防隊・消防団
	孤立防止用無線	孤立防止用無線設置地区～外部
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	緊急速報メール	災害対策本部～市民等
口頭	広報車	災害対策本部～市民等

(2) 通信設備・情報の管理

市（本部班）及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時優先電話への専従者の配置等により、情報を一元管理する。

(3) 代替通信手段の確保

市（本部班）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる

場合は、次の代替通信手段を確保する。

① 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「１０２」をダイヤルし、ＮＴＴのオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

② アマチュア無線の協力要請

アマチュア無線局に、無線通信による通信協力を要請する。

③ 非常無線通信協議会への要請

兵庫地区非常通信協議会の非常通信経路計画で選定された受付局に、非常通報の発信（伝送）を依頼する。

ア 通報内容

(ｱ) 人命の救助、遭難者の救助に関するもの
(ｲ) 犯罪、交通規制など秩序の維持に関するもの
(ｳ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
(ｴ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要員の確保などに関するもの
(ｵ) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの

イ 設置機関

(ｱ) 警察通信設備
(ｲ) 海上保安庁通信設備
(ｳ) 国土交通省通信設備
(ｴ) 気象庁通信設備
(ｵ) 法務省無線通信設備
(ｶ) ＮＴＴ無線通信設備
(ｷ) 県無線通信設備
(ｸ) 市無線通信設備（消防無線を含む。）
(ｹ) 高速道路会社無線通信設備
(ｺ) 関西電力送配電㈱通信設備
(ｻ) ＫＤＤＩ㈱無線通信設備
(ｼ) 日本通運㈱無線通信設備
(ｽ) 各漁業無線
(ｾ) アマチュア無線局
(ｿ) ＮＨＫ、各民放、新聞社の無線通信設備
(ﾀ) 各タクシー会社の無線通信設備

資　料

３－３ 淡路市防災行政無線の整備状況
３－４ 淡路市災害対策本部等緊急時連絡網
３－５ 関係機関の通信窓口一覧表

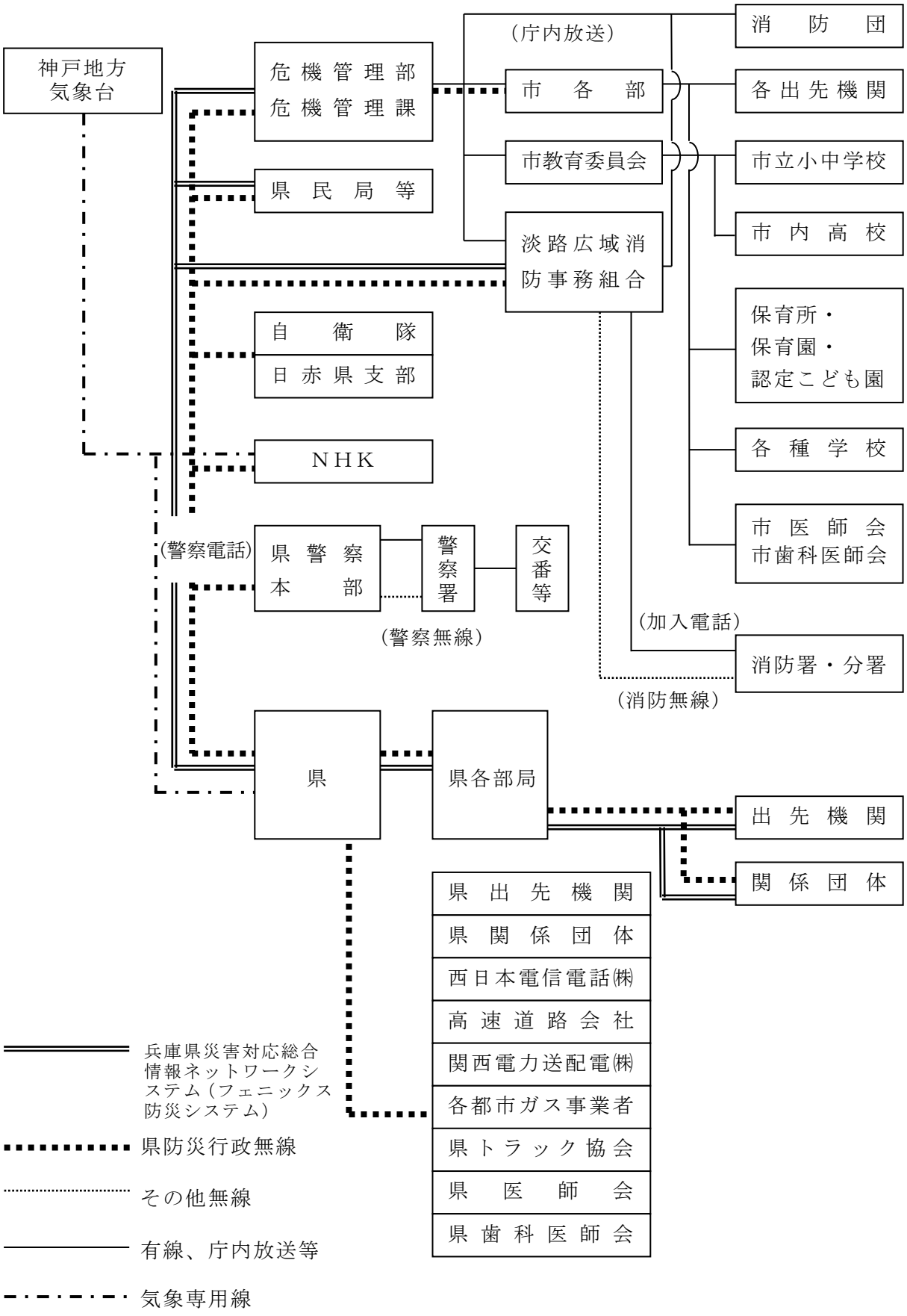

■防災関係機関の通信系統

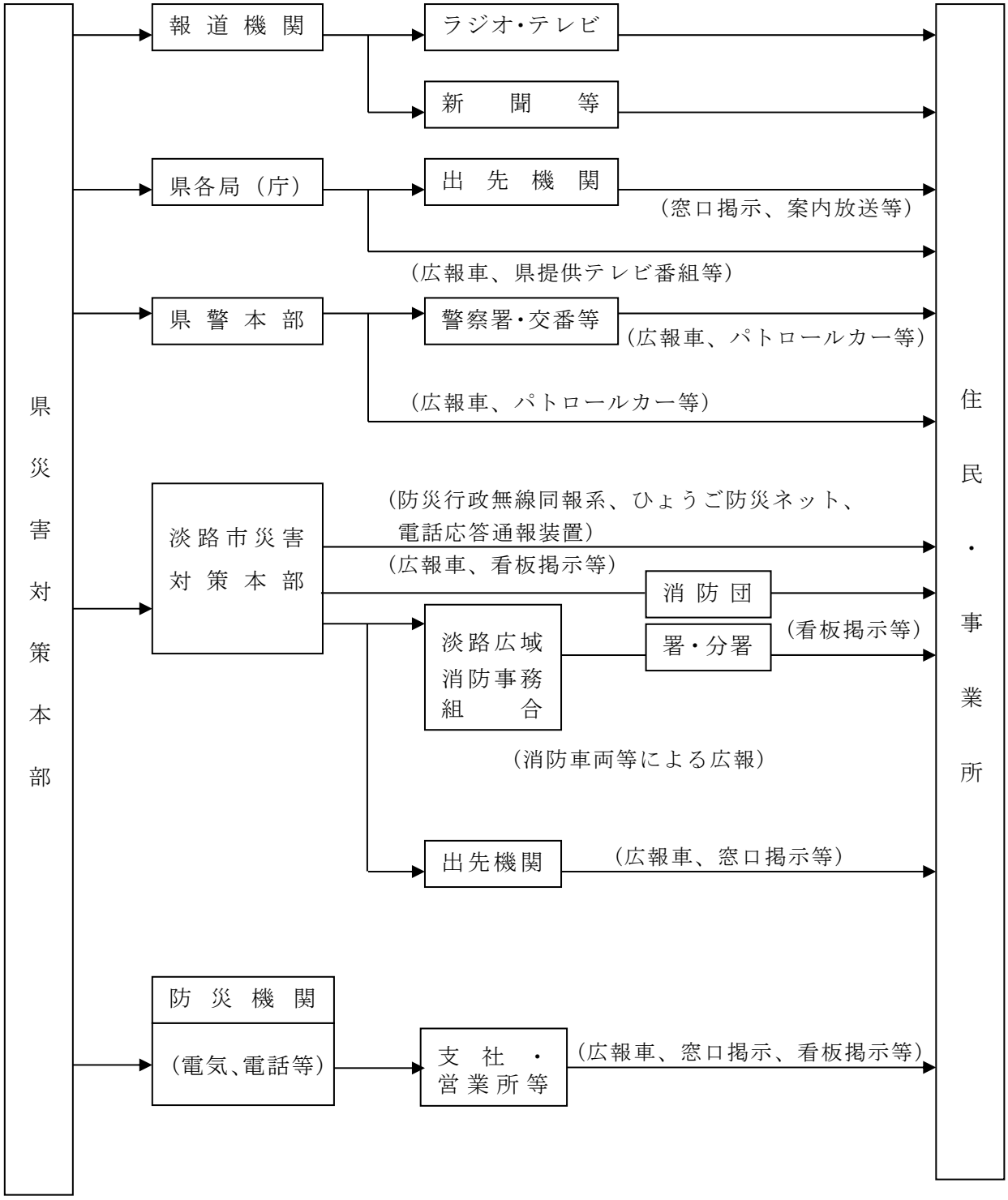
県災害対策本部
報道機関
ラジオ・テレビ
新聞等
県各局（庁）
出先機関
（窓口掲示、案内放送等）
（広報車、県提供テレビ番組等）
県警本部
警察署・交番等
（広報車、パトロールカー等）
（広報車、パトロールカー等）
淡路市災害対策本部
（防災行政無線同報系、ひょうご防災ネット、電話応答通報装置）
（広報車、看板掲示等）
消防団
署・分署
（看板掲示等）
淡路広域消防事務組合
（消防車両等による広報）
出先機関
（広報車、窓口掲示等）
防災機関
（電気、電話等）
支社・営業所等
（広報車、窓口掲示、看板掲示等）
住民・事業所

■市民等への広報系統

2　気象情報等の収集伝達

〔実施機関：市（本部班）、淡路広域消防事務組合、防災関係機関〕

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて５段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 気象警報等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、淡路市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布（キキクル）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

本市が属する予報区は、兵庫県南部（一次細分区域名）、市町村等をまとめた地域の名称は「淡路島」である。

■特別警報・警報・注意報等の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性が言及されていない場合は、避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
　地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

■警報の危険度分布等の種類と概要

種　類	概　　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種　類	概　　要
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

■その他の情報

種　類	概　　要
早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
全般気象情報、近畿地方気象情報、兵庫県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
土砂災害警戒情報	兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう淡路市に発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測）又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所につい

種　類	概　　要
	て、警報の「危険度分布（キキクル)」で確認する必要がある。 兵庫県南部の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、兵庫県南部、兵庫県北部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が兵庫県南部、兵庫県北部で発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。 ①　竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報 竜巻の目撃情報があった際にその地域を示して発表する竜巻注意情報であり、従来の当該情報に比べ確度が高い。そのため、同情報が発表された際には、時機を失することなく住民等へ伝達を行う。 ②　竜巻発生に関する情報を含まない竜巻注意情報 竜巻発生に関する情報を含まない竜巻注意情報発表時は、同じく気象庁が発表する竜巻発生確度ナウキャストや該当地域の気象の変化を注視し、必要により当該地域を所管する地方気象台等に助言を求めたうえで、住民等への適切な情報伝達を行う。

(3) 水防活動用気象注意報・警報

神戸地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報、大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(4) 水防警報

知事は、神戸地方気象台の気象情報等から洪水のおそれがあると認めたとき、水防警報を発令し、水防管理者に通知する。

水防管理者は、水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

(5) 水位情報周知河川

県は、次の河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、その旨を市へ通知する。

■水位情報周知河川の対象河川

河川名	水位観測所名	氾濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（特別警戒水位）（m）
宝珠川	志筑（県）	2.00	2.20	2.70
郡家川	郡家（県）	2.00	2.20	2.60

(6) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達したときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて淡路市や淡路広域消防事務組合消防本部に伝達される。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

■火災気象通報の基準

① 乾燥注意報基準
兵庫県南部の場合、実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となる見込みのとき。

② 強風注意報基準
兵庫県南部の場合、陸上で12m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

(7) 火災警報

市長は、次の場合に市民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

① 消防法の規定により、県知事からフェニックス防災システム等を通じて火災気象通報を受けたとき。
② 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

(8) 気象警報等の伝達

気象予警報等の県から市への伝達は、フェニックス防災システムで行う。
気象警報等の伝達は、次の伝達系統図に基づき行う。

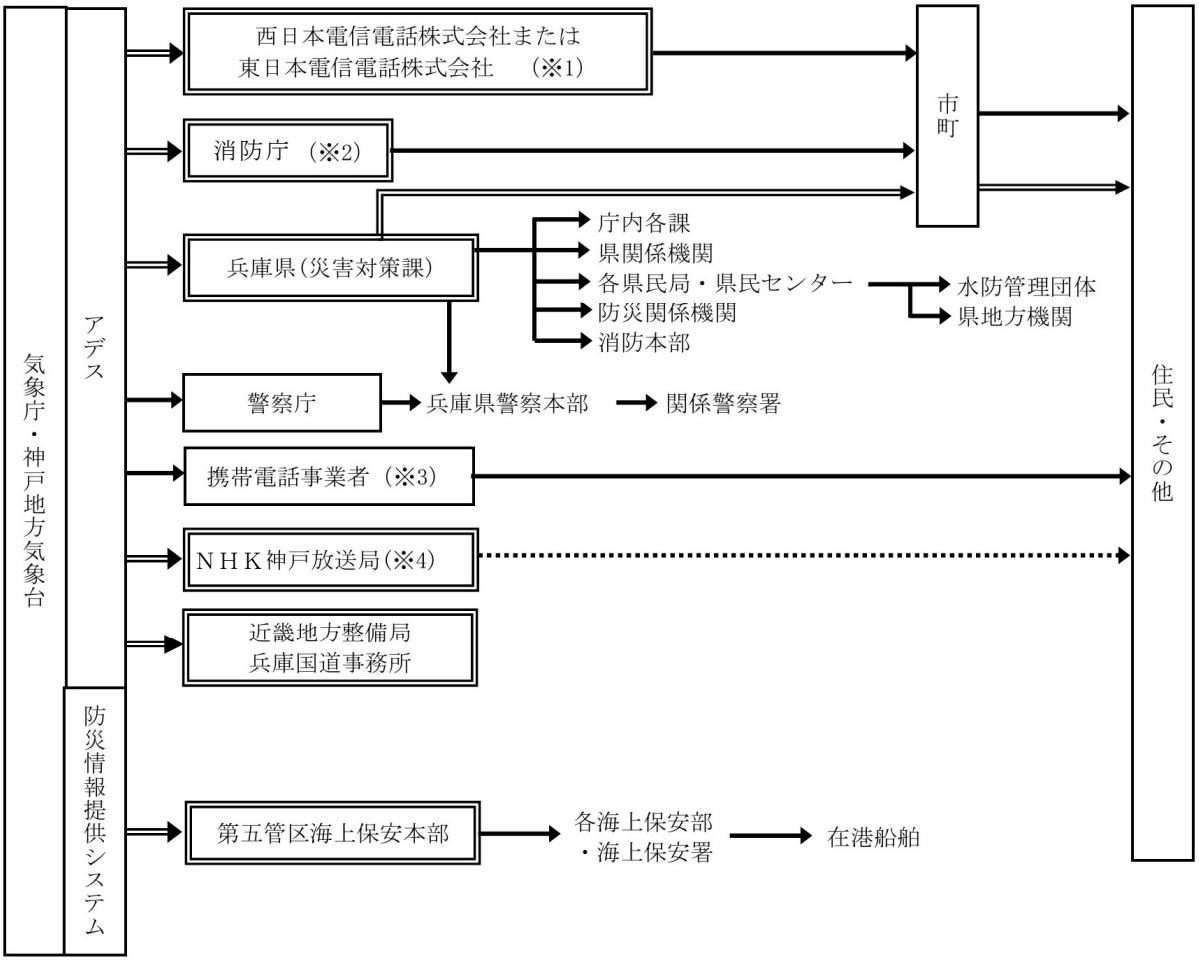

（注）１　※１は、特別警報、警報のみ伝達する。
２　※２は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による。
３　※３は、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
４　※４は、09 時から 21 時の間、通知する。その他の時間は、ＮＨＫ大阪拠点放送局に通知する。
５　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
６　二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

■気象警報等の伝達系統図

資　料

３－１　警報・注意報の種類・基準

３－３　Ｊ－ＡＬＥＲＴ同報無線自動起動による防災行政無線放送標準メッセージ

3　災害状況等の収集等

〔実施機関：市（各班）、防災関係機関〕

(1) 発見者の通報義務等

災害による火災、被害を発見した者は、淡路広域消防事務組合又は淡路警察署若しくは第五管区海上保安本部に通報する。

災害の発生が予想されるときは、淡路広域消防事務組合、消防団、淡路警察署、市（建設班）等は協力して現場の巡視・警戒に当たる。

(2) 概況把握

災害の発生直後は、市（各班）及び防災関係機関は、収集した被害状況と応急対応状況を１時間ごとに、重大な情報は随時、市災害対策本部（各部）に報告する。

市（家屋調査班）は、状況不明地区や延焼火災等の重大な未確認情報等がある場合は、家屋調査班を編成・派遣し、速やかに状況を確認するとともに、県及び関係機関に報告する。

(3) 被害調査

災害の危険が解消した段階で、市（各班）及び防災関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を毎日、市（各部）に提出する。ただし、緊急対応を要する事象を確認したときは即時、市（各部）に連絡する。

調査事項と担当は、「■調査事項・担当・報告先一覧」に示す。

(4) 支援要請

市及び防災関係機関が、大規模な被害により単独での応急対応が困難になった場合の県への応援要請担当と系統を「■県への要請事項・担当・要請先一覧」に示す。

■調査事項・担当・報告先一覧

調査事項		調査担当	報告先
災害即報		市（各班）	市（本部班）→県事務局
ライフライン被害・復旧状況		西日本電信電話㈱、関西電力㈱、関西電力送配電㈱	県事務局、市（本部班）
人的被害	行方不明者	市(庶務班、現地対策部)	市（本部班）→県地方本部事務局
	死者・負傷者	市(庶務班、現地対策部)	
住家被害		市（家屋調査班）	
火災による被害		淡路広域消防事務組合	
避難所開設状況		市(総務班、現地対策部)	県地方本部事務局
危険物施設等被害状況	重大事案	淡路広域消防事務組合	県事務局、市（本部班）
	その他	市（生活環境班）	県地方本部事務局
高圧ガス・火薬類被害		各事業者	県事務局、市（本部班）
市有財産		市(総務班、現地対策部)	－
ボランタリー活動状況		市（福祉・救護班）、市社会福祉協議会	県民局県民生活部県民担当
廃棄物処理施設の被害		市（生活環境班）	県民局交流渦潮室環境課
社会福祉施設等の被害		市（福祉・救護班）	県民局洲本健康福祉事務所
火葬施設の被害		市（生活環境班）	県民局洲本健康福祉事務所
医療施設・感染症施設被害		各医療機関	県民局洲本健康福祉事務所
商工業被害		商工会、各事業所・関係団体	県産業政策課 市（商工・農林水産班）
農林水産被害		市（商工・農林水産班）	県民局洲本農林水産振興事務所
農地・農業用施設被害		市（商工・農林水産班）	県民局洲本土地改良事務所等
漁業関係施設被害		市（商工・農林水産班）	県民局洲本農林水産振興事務所
治山・林道施設被害		市（商工・農林水産班）	県民局洲本農林水産振興事務所
公共土木施設等	市管理	市(建設班、現地対策部)	県民局洲本土木事務所
	直轄	県各管理者 国道事務所	県河川整備課、県道路保全課、県港湾課、市（建設班）
道路の不通状況	市道	市(建設班、現地対策部)	県民局洲本土木事務所
	その他	各道路管理者	県道路保全課、市（建設班）
市街地整備事業被害		施工者	市（建設班）→県市街地整備課
都市公園被害（市管理）		市(建設班、現地対策部)	県民局洲本土木事務所
市街地の被害		市(建設班、現地対策部)	県都市計画課
上・下水道施設の被害・復旧状況		市（下水道班、現地対策部）・淡路広域水道企業団	県民局洲本健康福祉事務所
水防関係の情報		市（建設班、現地対策部）、河川管理施設ダム・利水ダム	県民局洲本土木事務所・洲本土地改良事務所 市（建設班）
教育関係の情報		市（教育班）、県立学校	県淡路教育事務所
災害全般		淡路警察署	県災害対策課、市（本部班）

■県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	市（本部班）	県地方本部
隣接市での避難所の開設	市（本部班）	県地方本部事務局
海上輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
航空輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
陸上自動車輸送の斡旋	市（本部班）	県地方本部事務局
物資の斡旋	市（商工・農林水産班）	県地方本部事務局
物資の斡旋（福祉関係機器）	市（福祉・救護班）	県地方本部事務局
食料の調達・斡旋	市（商工・農林水産班）	県地方本部事務局
放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
緊急警報放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
報道要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
消防・救急応援	淡路広域消防事務組合	県事務局
ヘリの出動	市（各班）	市（本部班）→県地方本部事務局
災害救援専門ボランティアの派遣	市（各班）	市（福祉・救護班）→県地方本部事務局
ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策	市（生活環境班）	県民局交流渦潮室環境課
保健師・栄養士等保健関係者の派遣	市（福祉・救護班）	県民局洲本健康福祉事務所
医療関係者の派遣	市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
患者受入医療機関の斡旋	各医療機関 市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	淡路広域消防事務組合→県事務局
船艇による患者搬送	各医療機関	県地域保健医療情報センター
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	各医療機関	県地域保健医療情報センター
医薬品の供給	各医療機関	市（福祉・救護班）→県薬務課
血液の安定供給	市（福祉・救護班） 各医療機関	県薬務課 赤十字血液センター
感染症対策薬剤等の提供	市（福祉・救護班）	県民局洲本健康福祉事務所
遺体処置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、斡旋、遺体の搬送）	市（生活環境班）	県民局洲本健康福祉事務所
風呂対策支援	市（福祉・救護班）	県民局洲本健康福祉事務所
愛玩動物の保護・収容	市（生活環境班）	県民局洲本健康福祉事務所
生活必需物資の流通確保	市（商工・農林水産班）	県民局地域振興部産業労働担当
非常災害用木材の調達・斡旋	市（各班）	市（商工・農林水産班）→県民局洲本農林水産振興事務所
建設資機材等の斡旋	市（各班）	市（建設班）→県事務局
被災宅地危険度判定士の派遣	県（建設班）	県建築指導課
応急仮設住宅の建設支援	県（建設班）	県民局県土整備部まちづくり担当
公営住宅の一時入居	県（建設班）	県民局県土整備部まちづくり担当

要請事項	要請元	要請先
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	市（下水道班）・淡路広域水道企業団	ブロック代表市→県企業庁水道課
警察官の協力要請	市（各班）	市（本部班）→淡路警察署
医療用水の確保	各医療機関	県地域保健医療情報センター
救助用建設資機材	市（建設班）	県事務局

4　災害報告

〔実施機関：市（本部班）、フェニックス防災端末設置機関、ライフライン関係機関〕

(1) 実施機関

① 市（本部班）は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この項においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集する。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

② 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集する。

その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いることとする。

また、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽してその所掌事務にかかる被害情報の把握に努めることとする。

(2) 報告基準

市（本部班）は、次の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

（一般基準）

① 災害救助法の適用基準に合致する災害

② 災害対策本部を設置した災害

③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

④ 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

（風水害）

⑤ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

⑥ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（社会的影響基準）

⑦　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（その他）

⑧　災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

県は、同様の基準により内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告することとする。

(3) 報告系統

市（本部班）は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市（本部班）は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

(4) 災害情報の伝達手段

①　災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。

②　市（本部班）は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

③　災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。

④　有線が途絶した場合は、兵庫県防災行政無線、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

⑤　全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽して伝達するよう努める。

(5) 報告内容

①　緊急報告

ア　市（本部班）は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告する。

また、フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

イ　市（本部班）は、災害が発生した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ウ　市（本部班）は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨を県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

エ　ライフライン関係機関は、供給等に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報する。

(ｱ)　電話回線の障害状況

(ｲ)　交通機関の運行状況及び施設の被災状況（高速道路、船舶）

(ｳ)　電力の供給状況

(ｴ)　水道の供給状況

②　災害概況即報

市（本部班）は、報告すべき災害を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、洪水、高潮、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

③　被害状況即報

市（本部班）は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末､又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

④　災害確定報告

市（本部班）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

⑤　その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う。

資　料

３－６　火災・災害等即報要領
15-３　応急対策の実施状況の報告様式
15-４　参集途上における被害状況報告の報告様式
15-５　災害発生時電話受付記入票の様式
15-６　災害確定報告の様式
15-７　災害即報報告（被害状況報告書）の様式
15-８　災害即報報告（被害状況について）の様式
15-９　人的被害調書の様式
15-10　被害状況調書の様式
15-11　被災者台帳の様式
15-12　被害調査　調査員名簿の様式

第４　防災関係機関等との連携促進

項目	実施担当	関係機関
１．自衛隊への派遣要請	本部班	指定地方公共機関
２．関係機関との連携	本部班、総務班、各班	淡路広域消防事務組合

１　自衛隊への派遣要請

〔実施機関：市（本部班）、指定地方公共機関〕

(1) 災害派遣要請の方法

① 市長→知事→自衛隊

ア 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、淡路警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となるべき事項

a) 要請責任者の職氏名

b) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

c) 派遣地への最適経路

d) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとなっている。

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとることとする。

さらに、大規模災害が発生した際には、被災直後は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うことがある。

ウ 市長は、前記の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路

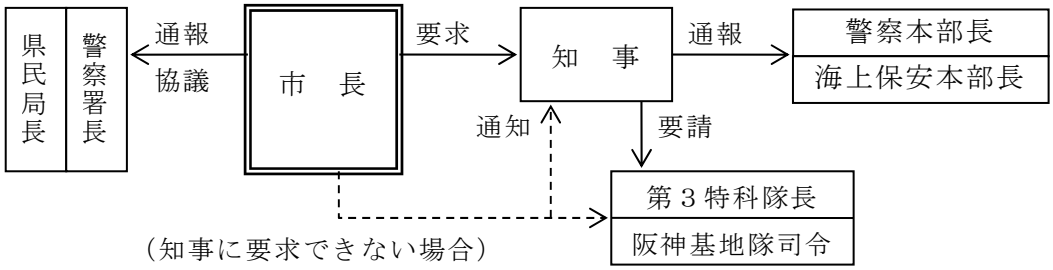

② 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（工場災害等多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号アに掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡することとする。

(2) 要請先等

① 要請先

区分	あて先	所 在 地
陸上自衛隊	第３特科隊長	姫路市峰南町１番 70 号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町 37
航空自衛隊	（第３師団長経由）	（伊丹市広畑１の１）

② 連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	（078）362-9900（時間内外とも） FAX（078）362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災・危機管理班）	（078）362-9988 FAX（078）362-9911～9912	（078）362-9900 FAX（078）362-9911～9912
自衛隊	第３特科隊 （第３科）	（0792）22-4001 内線 650・238 FAX 239	（0792）22-4001 内線 302（当直司令） FAX 398
	阪神基地隊 （警備科）	（078）441-1001 内線 230 FAX 239	（078）441-1001 内線 220（当直幹部） FAX 389

注）緊急文書をＦＡＸで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期する。

(3) 受入準備

派遣を要請した機関（市は本部班）は、次の措置をとる。

① 作業実施期間中の現場責任者の指定

② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）

③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

(4) 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方

法に準じて撤収の連絡を行う。

(5) 活動内容

① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

② 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

③ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等

⑤ 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

⑥ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

⑦ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

⑧ 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

⑩ 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

⑪ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

⑫ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

⑬ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(6) 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

④ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを

除く。）

資　料

15-16 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式

15-17 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

2　関係機関との連携

〔実施機関：市（本部班、総務班、各班）、淡路広域消防事務組合〕

(1) 市の対応

① 県への要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。（災害対策基本法第 68 条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第 30 条第１項及び第２項）

② 指定地方行政機関への要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条第２項）

③ 他市町村への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第 67 条）

また、災害相互応援協定先に各種応援を要請する。

④ 応援の受入れ

市（総務班）は、各班からの応援要請に基づき応援隊を配分する。市（各班）は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報を提供する。

(2) 他自治体への応援活動

① 法に基づく応援

災害対策基本法（第 74 条、第 74 条の２）に基づき、県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、正当な理由がない限り速やかに応援を行う。市（本部班）は、県から職員派遣等の要請を受けた場合には、積極的に支援を行う。

② 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣

市（本部班）は、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣する。

なお、感染症禍においては、派遣職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

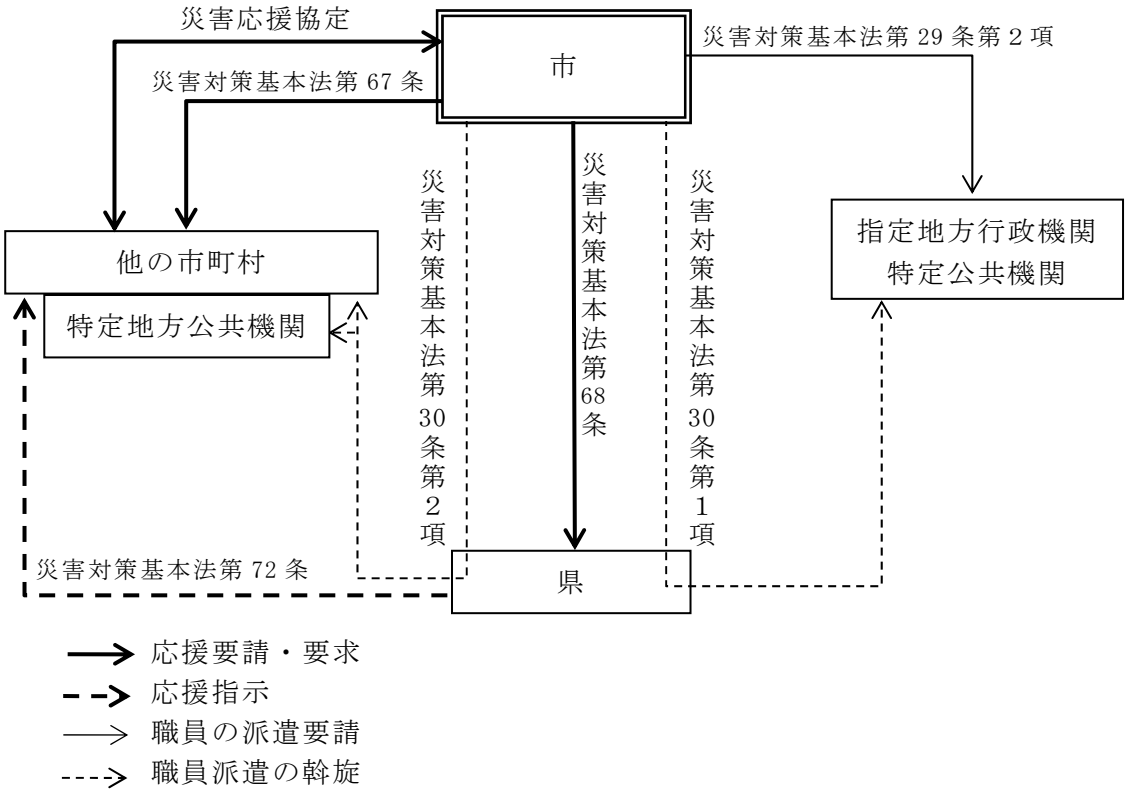

資　料

４－１　災害時応援協定一覧表
15-13　災害応急対策業務要請書の様式
15-14　災害応急対策業務要請書の様式
15-15　災害応急対策業務実施報告書の様式

第５　災害救助法の適用

項目	実施担当	関係機関
１．　適用基準	福祉・救護班	
２．　救助内容	総務班、庶務班、生活環境班、福祉・救護班、建設班、下水道班、教育班	

１　適用基準

〔実施機関：市（福祉・救護班）〕

(1) 適用基準（人口は、令和２年国勢調査による。）

本市は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、県が災害救助法を適用する。

① 市内で住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

② 県の区域内で住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合､又は災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※1）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

※1　内閣府令で定める特別な事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け､又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2 に該当する。（災害救助法施行令第１条第１項第４号））

※2　内閣府令で定める基準（次のいずれかに該当すること）

ア　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ　被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

① 全壊（全焼・流失）住家１世帯は、滅失世帯数１

② 半壊（半焼）住家１世帯は、滅失世帯数１／２

③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家１世帯は、滅失世帯数１／３

(3) 適用手続

市長は、災害の状況が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について市長に通知する。

■事務処理手順

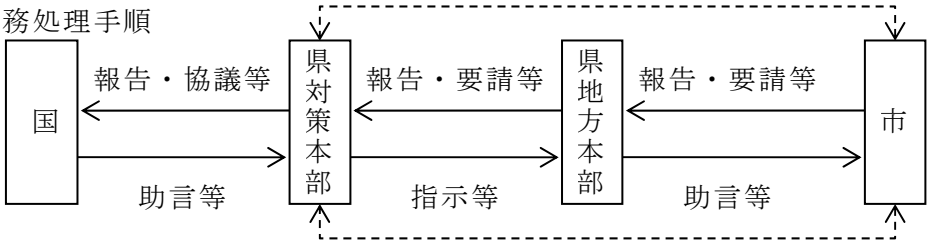

（注）破線は、緊急の場合及び補助ルート

2　救助内容

〔実施機関：市（総務班、庶務班、生活環境班、福祉・救護班、建設班、下水道班、教育班）〕

(1) 実施項目

市（総務班、庶務班、生活環境班、福祉・救護班、建設班、下水道班、教育班）は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間	市の担当
避難所の設置	７日以内	●総務班
応急仮設住宅の供与	完成日から最大２年間（20日以内に着工）	建設班
炊き出しその他による食品の給与	７日以内	●総務班
飲料水の供給	７日以内	●市（下水道班）・淡路広域水道企業団
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	●庶務班
医療及び助産	14日以内 分娩の日から７日以内 （災害発生日は含まない。）	●福祉・救護班
被災者の救出	３日以内	●建設班
被災した住宅の応急修理	１ヶ月以内	建設班
学用品の給与	教科書等　１ヶ月以内 文房具等　15日以内	教育班
埋葬	10日以内	●生活環境班
死体の捜索及び処理	10日以内	●生活環境班
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内	建設班
輸送費及び賃金職員等の雇上費	救助の実施が認められる期間以内	総務班

※実施期間は、「助産、輸送費、雇上費」「助産」を除き全て「災害発生の日から」の期間
※「担当班」に●印がある項目は、緊急を要する場合、市が実施する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施機関に協力する。

(3) 応援

救助は災害が発生した県、市が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、要請に基づき他の市町を応援する。

(4) 実施基準

市長は、「災害救助法による救助の方法、程度及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。この場合、期間延長については基準に示された期間内に要請する。

資　料

11-1　災害救助法による救助の方法、程度及び期間

第３節　円滑な災害応急活動の展開

第１　水防活動の実施

項目	実施担当	関係機関
１．水防活動の実施	建設班 商工・農林水産班	淡路広域消防事務組合、量水標・検潮器・堤防・水門・陸閘・閘門・ため池・ダム・排水機場の管理者、工事施工者、淡路警察署
２．水防活動	消防団班	水防管理者、淡路広域消防事務組合
３．決壊の通知及び決壊後の処置		水防管理者
４．情報連絡等		洲本土木事務所、洲本農林水産振興事務所、洲本土地改良事務所、水防管理者、ダム・水門・陸閘・閘門・ため池・排水機場等の管理者
５．その他		水防管理者

１　水防活動の実施

〔実施機関：市（建設班、商工・農林水産班）、淡路広域消防事務組合、量水標・検潮器・堤防・水門・陸閘・閘門・ため池・ダム・排水機場の管理者、工事施工者、淡路警察署〕

(1) 施設の監視等

①　量水標及び検潮器

施設管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、降雨又は暴風雨のとき、常に量水標及び検潮器の監視に当たる。また、水位又は潮位観測表を備えて、１時間ごとに観測した水位又は潮位、及び最高水位又は最高位を記録するとともに、連絡員を通じて施設管理者へ報告させる。

連絡員は、水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位に達したとき、直ちに施設管理者に急報する。

水防管理者又は量水標若しくは検潮器の管理者は、量水標の水位又は検潮器が水防団待機水位（通報水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、河川及び海岸に関しては洲本土木事務所へ、ため池は洲本土地改良事務所へ報告する。

②　堤防等

水防団待機水位（通報水位）に達したときは、監視員及び連絡員に巡視に当たらせる。

③　水門・陸閘・閘門・ため池

施設管理者はあらかじめ、監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにしておく。

監視員及び連絡員は、河川又は海岸の量水標又は検潮器が水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位に達したという通知及び高潮注意の発表によって出動し、水門若しくは閘門等又はため池の警戒操作に当たり、その状況を水門若しくは閘門等又はため池の管理者に報告する。

施設管理者は、市長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を洲本土木事務所、洲本農林水産振興事務所又は洲本土地改良事務所に通知する。

④　ダム等

ア　河川区域外・利水ダム

施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにしておく。

監視員及び連絡員は、出水時にはダムの警戒操作に当たり、その状況を施設管理者に報告する。

施設管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を洲本土木事務所長等に通知する。

イ　河川区域外・ため池

施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにしておく。

監視員及び連絡員は、出水時にはため池の警戒操作に当たり、その状況を施設管理者に報告する。

⑤　排水機場

施設管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防管理者に連絡するとともに、関係機関に通知する。

⑥　水防上影響のある工事

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から水防管理者と連絡を密にし、出水時においては厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置をとる。

2　水防活動

(1) 準備

水防管理者は、次の場合に消防団に、出動準備を指示し、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備に当たらせる。

①　河川水位又は海岸の潮位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき

②　気象状況等により水災による危険が予想されるとき

③　ため池の危険が予想されるとき

(2) 出動（水防法第 17 条）

水防管理者は、次の場合は直ちに消防団を出動させ、警戒に当たらせる。

①　河川の水位若しくは海岸の潮位が氾濫注意水位（警戒水位）・警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき

②　気象状況等により水災による危険が切迫したとき

3　決壊の通知及び決壊後の処置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。（水防法第 25 条）また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。（水防法第 26 条）

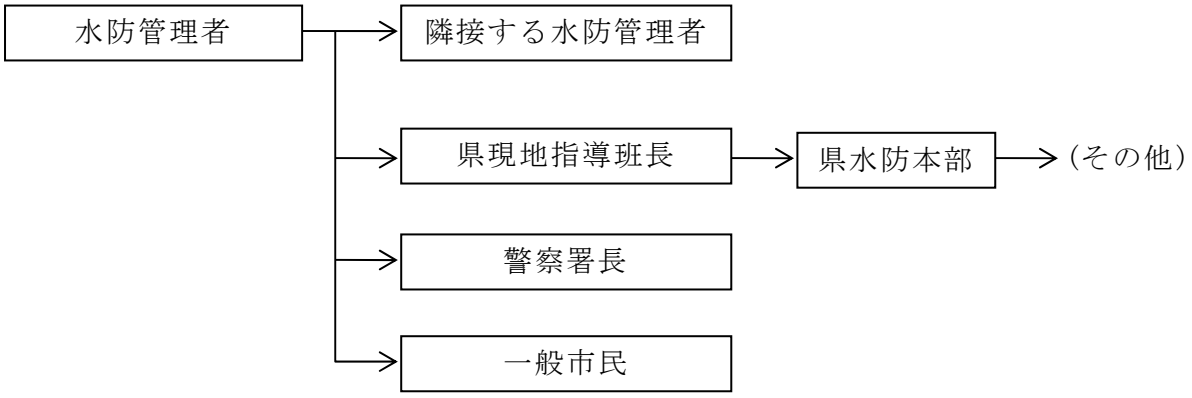

4　情報連絡等

(1) 情報連絡

洲本土木事務所、洲本農林水産振興事務所、洲本土地改良事務所、水防管理者、ダム・水門・陸閘・閘門・ため池・排水機場等の管理者は、情報伝達する箇所及び使用する通信施設をあらかじめ定め、情報を交換する。

(2) 水防報告

①　知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては土木事務所長等を経由し、ため池に関しては洲本土地改良事務所長を経由して、10 日以内に知事に報告する。

ア　水防実施状況報告書

イ　水防法第 25 条の堤防その他の施設の決壊状況

ウ　水防法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所

エ　水防法第 29 条による立ち退き指示の事由及びその状況

オ　現地指導の公務員の職氏名

カ　水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
キ　水防法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置
ク　その他必要と認める事項

② 洲本土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。

ア　水防団待機水位（通報水位）・通報潮位、氾濫注意水位（警戒水位）・潮位、避難判断水位（特別警戒水位）又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）・警戒潮位から減水したとき
イ　水防作業を開始したとき
ウ　水防の警戒を解除したとき
エ　堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
オ　水防法第 23 条第 1 項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
カ　水防法第 25 条による堤防その他の施設の決壊状況
キ　水防法第 29 条による立ち退き指示の事由及びその状況
ク　その他、緊急報告を必要と認める事項

なお上記アについては、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、イ、カ及びキについては、淡路警察署長及び隣接水防管理者並びに関係福祉事務所長へも通報する。

③ 専用通信施設の使用

水防管理者は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

ア　警察通信施設
イ　国土交通省通信施設
ウ　関西電力送配電㈱通信施設

5　その他

(1) 協力応援（水防法第 23 条）

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求める。このとき、応援派遣された水防管理団体は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動することになる。

なお、隣接する水防管理団体は、協力応援の水防事務に関して、相互協定しておく。

(2) 淡路警察署との協議

水防管理者は、緊急時の警察電話の使用、警戒区域の設定（水防法第 21 条）、警察官の出動（水防法第 22 条）、避難立ち退き等（水防法第 29 条）について淡路警察署長と協議しておく。

資　料

１－７　雨量計一覧表

１－８　検潮器一覧表

第２　救助・救急、医療対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１．人命救出活動の実施	消防団班、本部班、庶務班	淡路警察署、淡路広域消防事務組合、自衛隊、第五管区海上保安本部
２．救急医療の提供	消防団班	事故等責任機関、淡路広域消防事務組合、医療機関
３．医療・助産対策の実施	福祉・救護班	医療機関、医師会、淡路広域消防事務組合

１　人命救出活動の実施

〔実施機関：淡路警察署、市（消防団班、本部班、庶務班）、淡路広域消防事務組合、自衛隊、第五管区海上保安本部〕

(1) 淡路警察署

淡路警察署は、次の措置を講じる。

①　要救助者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施

②　必要な交通規制の実施

(2) 市

①　市（消防団班）は、救出班を編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。

②　救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

ア　応援を必要とする理由

イ　応援を必要とする人員、資機材等

ウ　応援を必要とする場所

エ　応援を必要とする期間

オ　その他必要な事項

(3) 淡路広域消防事務組合

①　負傷者等の救出活動を実施する。

②　被災市町等からの要請又は兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(4) 自衛隊

知事の要請等により救出活動を実施する。（→「自衛隊への派遣要請」の項を参照）

(5) 第五管区海上保安本部

①　巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救出活動を実施する。

②　負傷者等の搬送に当たって臨時ヘリポートの使用等、関係機関との緊密な連携を

図る。

(6) 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

① 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

② 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

③ 淡路警察署、消防署等への連絡

(7) 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

① 行方不明者情報の収集

市（庶務班）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、淡路警察署に提出し連携する。

② 捜索活動

救出活動で編成された救出班は、行方不明者リストに基づき、淡路警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動に当たる。行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、淡路警察署に連絡する。

(8) その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

市（本部班）は、淡路市建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

2 救急医療の提供

〔実施機関：事故等責任機関、救出担当機関（市　消防団班）、搬送担当機関（淡路広域消防事務組合）、医療機関〕

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第一報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。

(2) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

① 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。

② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ　その他の応急的に調達した車両の活用
ウ　隣接市への応援要請

③　市（本部班）及び淡路広域消防事務組合は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

①　事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。

②　市（消防団班）は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

(5) 負傷者等の収容

①　負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。

ア　災害拠点病院
イ　二次救急医療機関
ウ　救急告示病院・診療所
エ　その他の医療施設
オ　公民館、学校に設置された救護所及び救護センター
カ　寺院（死者の場合）

②　死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、検視その他所要の処理を行う。速やかな検視に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

(6) 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

(7) 災害の現場における諸活動の調整

①　県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

②　県に災害対策本部が設置されない場合

ア　道路、宅地等での事故等

県警察本部又は市の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

イ　工場での事故等

事故等責任機関（工場等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

(8) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

3　医療・助産対策の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班）、医療機関、医師会、淡路広域消防事務組合〕

(1) 救護所の設置

① 市（福祉・救護班）は、次の場合に被災地付近の公民館、学校に救護所を設置する。また、県は、救護所では対応しきれない場合に、救護センターを設置する。

ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ 被災地と医療機関との位置関係､あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

② 市（福祉・救護班）は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集の協力

市（福祉・救護班）、市医師会は、県民局洲本健康福祉事務所等と連携し、災害救急医療情報システム等を活用した、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。

なお、県（医務課）、災害医療センターは、次の情報収集を行うことになっている。

ア 医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認

イ 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握

ウ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握

エ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認

オ 水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集

カ ヘリコプターの運航状況の確認

キ 被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認

また、県（薬務課）は、次の情報収集を行うことになっている。

ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会

イ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

② 情報収集

淡路広域消防事務組合は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行う。

また、市（福祉・救護班）、医療機関、市民等は、県から提供される次の情報の

収集、把握を行う。

ア　医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供

イ　市に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供

ウ　県民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供

エ　県民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供

(3) 救護班の編成

①　救護班の編成、派遣

市（福祉・救護班）は、多数の傷病者が発生した場合は、市医師会に、救護班の編成、救護所への派遣を要請する。

②　県への要請

市長は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

なお、県（医務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うことになっている。

ア　災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請

イ　ドクターヘリ等の待機要請

ウ　近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請

エ　自衛隊、第五管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送についての待機要請

オ　電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びＬＰガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請

カ　厚生労働省を通じたＤＭＡＴの派遣等の要請

また、県（薬務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うことになっている。

ア　赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請

イ　厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品確保の要請

③　救護班の活動

被災地に入った救護班等は、市（福祉・救護班）の指揮の下に、発災直後は、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後３日目以降は、乳幼児、高齢者等災害時要援護者（要配慮者）を含め健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

(4) 災害拠点病院（県立淡路医療センター）等の活動

①　災害拠点病院

ア　圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。

イ　災害拠点病院の院内災害対策本部体制を中心として県から委嘱されている災害医療コーディネーター等が調整を行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請する。

ウ　災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

②　災害対応病院

災害対応病院は、災害拠点病院と協力して、重傷者等の受入れを行う。

(5) 医療マンパワーの確保

①　医療マンパワーの活動調整

県民局洲本健康福祉事務所は、地域保健医療情報センターと連携を図り、市内の被災状況や市の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行う。

②　その他の医療ボランティア

他府県等から参集した医療ボランティアは、県保健医療調整本部に指示された場所において、また現地に直行したボランティアは、県健康福祉事務所又は市に指示された場所において、市災害対策本部の指揮の下に活動を行う。

(6) 患者等搬送体制

淡路広域消防事務組合は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

(7) 医薬品等の供給

①　品目

市（福祉・救護班）は県と協力して、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区　分	期　間	主な医薬品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

②　調達方法

市（福祉・救護班）は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関の備蓄品で不足が生じる場合、県民局洲本健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

市で供給が困難な場合は、県に供給斡旋を求める。

③　搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送する。

市（福祉・救護班）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

なお、市（福祉・救護班）は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請することになっている。

(8) 医療機関のライフラインの確保

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じることになっている。

① 透析医会を通じ断水した透析医療機関を把握するとともに、当該医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行う。

② (一社)兵庫県ＬＰガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請する。

③ ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。

④ 水道、電気等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

資 料

６－１ 災害拠点病院

６－２ 救護所

第３　交通・輸送対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１．交通の確保対策の実施	建設班、 商工・農林水産班	道路管理者（兵庫国道事務所、県民局洲本土木事務所）、淡路警察署、港湾管理者（県民局洲本土木事務所）、漁港管理者（県民局洲本農林水産振興事務所、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、自衛隊、本州四国連絡高速道路株式会社
２．緊急輸送対策の実施	建設班	県公安委員会、神戸運輸監理部、第五管区海上保安本部
３．ヘリコプターの運航	本部班	淡路広域消防事務組合

１　交通の確保対策の実施

〔実施機関：道路管理者（兵庫国道事務所、県民局洲本土木事務所、市建設班）、淡路警察署、港湾管理者（洲本土木事務所）、漁港管理者（県民局洲本農林水産振興事務所、市商工・農林水産班）、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、自衛隊、本州四国連絡高速道路株式会社〕

(1) 被災情報及び交通情報の収集

① 災害発生後、道路管理者及び県警察本部は、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

② 道路管理者及び県警察本部は、県、市の防災情報ネットワークや電力・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努める。

③ 県警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 陸上交通の確保

道路管理者及び県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

① 道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

② 被災区域への流入抑制

県警察本部は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図る。

現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

③　災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から４、５日ないし１週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し､災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することになっている。

ア　規制を行う区域又は区間

県公安委員会は、区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更する。

イ　周知徹底

県公安委員会は､災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合､災害対策本部､関係府県公安委員会、道路管理者、淡路警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などをあらゆる広報媒体を活用して市民等に周知する。

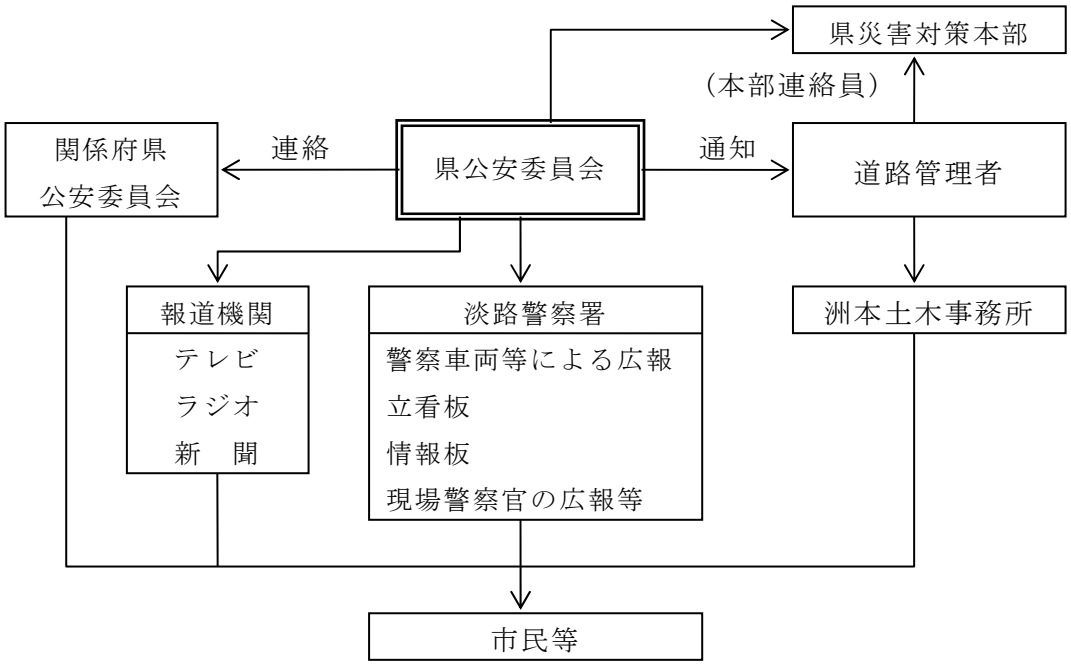

ウ　規制方法

県公安委員会による規制は、災害対策基本法施行令に基づいて、次のいずれかの方法で行う。

(ｱ) 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との

交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させる。

(ｲ) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため(ｱ)の標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

エ　警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第 76 条の３）

(ｱ) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。

(ｲ) (ｱ)の措置命令及び措置は、自衛官又は消防吏員がその職務を執行するに当たって、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員に準用する。

(ｳ) 自衛官又は消防吏員が警察官の権限を行った場合は、その旨を淡路警察署長に通知しなければならない。

オ　迂回路対策

(ｱ) 県警察本部は、県公安委員会が幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じて迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

(ｲ) 県警察本部は、迂回路に設定された道路に信号機の倒壊及び停電による滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、必要な交通規制の実施等の措置をとる。

カ　広報活動

道路管理者は県公安委員会が行う次の措置に協力する。

(ｱ) 一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く県民に周知する。

(ｲ) ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、ＣＡＴＶ、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図る。

④　緊急通行車両等の事前届出、確認手続等（「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等要領」による。）

指定行政機関、指定地方行政機関、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、緊急通行車両等の事前届出を行い、確認手続きの円滑化を図る。

ア　緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

イ　事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を行う。

(ｱ) 災害時において､災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

(ｲ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下、「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

ウ　事前届出に関する手続

(ｱ) 事前届出の申請

a)　申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

b)　申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び淡路警察署経由）

c)　申請書類

緊急通行車両事前届出書２通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写

(ｲ) 届出済証の交付

県公安委員会が、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付する。

エ　事前届出車両の確認

(ｱ) 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。

(ｲ) 県警察本部（交通規制課）、淡路警察署（交番等を含む。）又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

⑤　道路交通法に基づく交通規制（発災後４、５日から１週間目以降）

この時期は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、県公安委員会が、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

この際、県公安委員会は、広域交通規制についても再検討を行い、規制除外車両

の取扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行う。

ア　規制期間

災害発生後４、５日から１週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定のめどがついたときから、復旧活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間とするが、県公安委員会が、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じて弾力的に運用する。

イ　規制ルートの設定

復旧活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図る。

ウ　規制内容

道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

(ｱ) 車種制限及び台数制限

復旧に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定する。

(ｲ) 一般車両の通行制限

復旧活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底する。

(ｳ) 規制内容の見直し

復旧段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

⑥　道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じる。

ア　道路啓開の実施

(ｱ) 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

(ｲ) 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

イ　応急復旧業務に係る建設業協会等の運用

建設業協会等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

⑦　災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第 76 条の６）

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、

当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとる。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

ア　措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか､必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

イ　県公安委員会との連携

(ｱ) 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び淡路警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

(ｲ) 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第 76 条の４）

県公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第１項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第 76 条の６に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

ウ　措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

エ　県又は市への指示

緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は県又は市の道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は県又は市の漁港管理者に、知事は市の道路管理者に対し、災害対策基本法第 76 条の６に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

○　災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

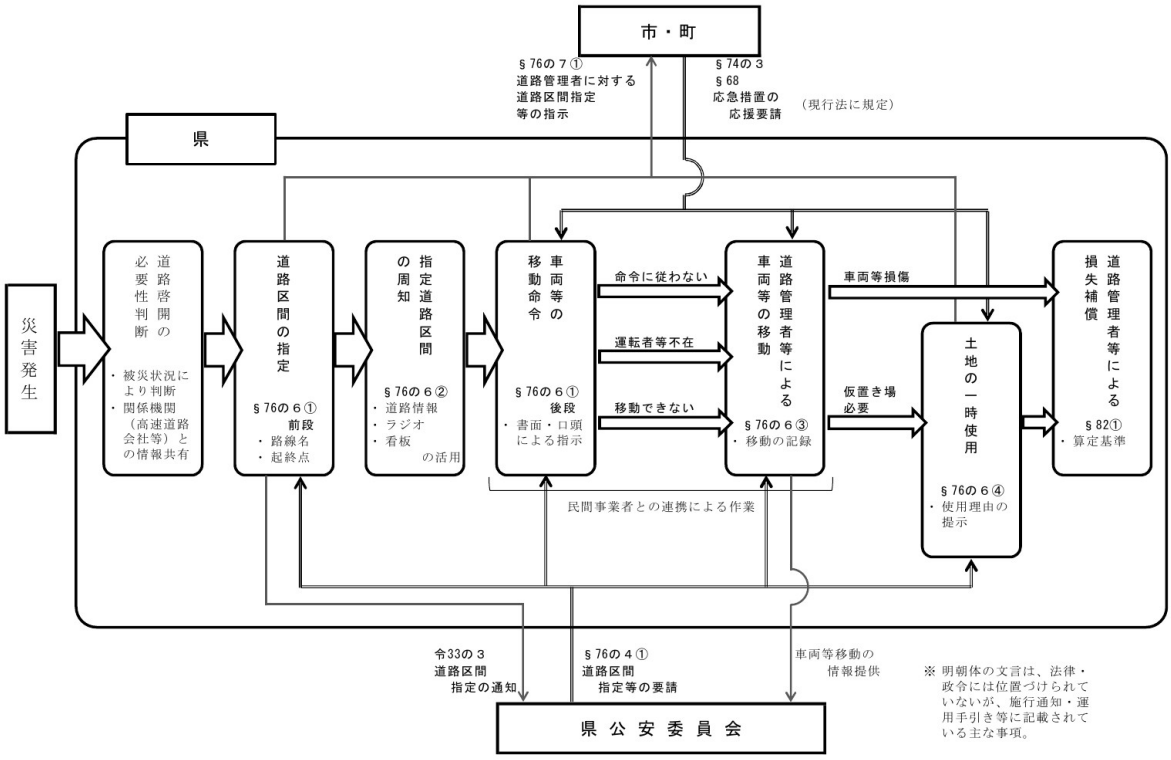

⑧　緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第 37 条第１項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止する。

⑨　道路法（第 17 条第８項）に基づく市管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、市から要請があり、かつ、市の道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

(3) 海上交通の確保

①　港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、県港湾課に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。

②　漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

③　第五管区海上保安本部は、被害状況の調査をし、航路標識が損壊し、又は流出している場合、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 空路交通の確保

①　市（建設班）は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

資　料

８－１　異常気象時通行規制区間一覧表

２　緊急輸送対策の実施

〔実施機関：県公安委員会、神戸運輸監理部、第五管区海上保安本部、市（建設班）〕

(1) 緊急輸送に当たっての基本的事項等

①　実施機関

防災関係機関は、それぞれの所有車両により緊急輸送を行う。

②　基本方針

ア　輸送に当たっての配意事項

防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配意して行う。

(ｱ) 人命の安全

(ｲ) 被害の拡大防止

(ｳ) 災害応急対策の円滑な実施

イ　輸送対象の想定

(ｱ) 第１段階

a)　救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

b)　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

c)　（政府災害対策要員、県・市の）災害対策要員、情報通信・電力・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

d)　後方医療機関へ搬送する負傷者等

e)　緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(ｲ) 第２段階

a)　上記 a)の続行

b)　食料、水等生命の維持に必要な物資

c)　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

d)　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ｳ) 第３段階

a)　上記 a)の続行

b)　災害復旧に必要な人員及び物資

c)　生活必需品

③　輸送路等に関する状況の把握

市（建設班）は、広域応援を実施する場合に備え、淡路警察署、各道路管理者、第五管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

(2) 緊急輸送対策

① 陸上輸送の確保（緊急交通路の指定）

県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施する。

② 神戸運輸監理部の対応

ア 神戸運輸監理部は、必要に応じて旅客定期航路の延長、寄港地の変更又は増便を旅客船事業者に要請する。

イ 海上輸送を必要とする地域の港湾事情を考慮し、他の航路に就航している旅客船又は内航貨物船の使用を事業者団体等に要請する。

ウ 緊急輸送の要請を受けた事業者は、神戸運輸監理部へ所定の手続を行い、神戸運輸監理部は、速やかに対応する。

③ 第五管区海上保安本部の対応

第五管区海上保安本部は、次の措置を講じる。

ア 防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮して速やかにその要請に応じる。

イ 防災関係機関から飲料水、食料等の救援物資の輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

④ 市の対応

ア 海上輸送の支援

(ｱ) 係留岸壁の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁（津名港（志筑地区））のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じる。

(ｲ) 支援要員等の確保

巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

イ 空中輸送の支援

(ｱ) ヘリコプターの臨時離着陸場の確保

緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保する。

(ｲ) 支援要員等の確保

航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

ウ 陸上輸送

(ｱ) 市（総務班）は、公用車その他の車両を管理し、各班からの要請に基づいて配車する。

(ｲ) 公用車が不足する場合等は、輸送業者等へのトラック、バス、運転士等の確保、若しくは県への緊急輸送手段（兵庫県トラック協会等）の応援を依頼する。
(ｳ) 燃料等は、市内の燃料販売業者から調達する。
(ｴ) 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報を提供する。
(ｵ) 市域外へ緊急輸送する場合は、輸送先の市町等と、輸送経路、車両、運転士、連絡手段等の情報を交換する。

エ　運送事業者への要請

災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、物資や被災者等の輸送を要請することができる。その場合は、原則として県に要請するが、災害救助法が適用され県より事務の委任を受けた場合は市が直接要請する。

資　料

8－2　緊急交通路一覧表
8－3　緊急輸送道路一覧表
15-18　緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式
15-19　緊急通行車両確認申請書の様式
15-20　緊急通行車両確認証明書の様式
15-21　緊急通行車両標章の様式

3　ヘリコプターの運航

〔実施機関：市（本部班）、淡路広域消防事務組合〕

(1) 要請基準

淡路広域消防事務組合は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県消防防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱若しくは自衛隊等のヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

①　救急活動
②　救助活動
③　火災防御活動
④　情報収集活動
⑤　災害応急対策活動

(2) 要請手続き

淡路広域消防事務組合は、県の電話会議システムにより要請を行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、県災害対策本部事務局に要請を行う。

(3) 要請先

要請の連絡先は、次のとおりとする。

① 昼間（8：45～17:30）
電話会議システムにより行う。
② 夜間（17:30～翌朝 8：45）
神戸市消防局警防部司令課　　TEL（078）333-0119
FAX（078）325-8529
③ 県災害対策本部が設置された場合
災害対策本部事務局　　TEL（078）362-9900
（県災害対策センター内）FAX（078）362-9911

(4) 要請に際し連絡すべき事項
① 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
② 要請を必要とする理由
③ 活動内容、目的地、搬送先
④ 現場の状況、受入体制、連絡手段
⑤ 現地の気象条件
⑥ 現場指揮者
⑦ その他必要事項

(5) 淡路広域消防事務組合において措置する事項
① 離発着場の選定
② 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

(6) 患者の搬送
患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

資　料

8－4 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書
8－5 市内のヘリコプター臨時着陸場適地一覧表

第４　避難対策の実施

項目	実施担当	関係機関
避難対策の実施	本部班、総務班、企画情報班、福祉・救護班、生活環境班、消防団班	淡路広域消防事務組合、淡路警察署、第五管区海上保安本部、自衛隊、県民局洲本健康福祉事務所

１　実施機関

(1) 避難の指示等

避難の指示等の実施責任機関は、次のとおりである。

警戒レベル	種　類	対象災害	実施権限
警戒レベル３	高齢者等避難	災害全般	市長（災害対策基本法第 56 条）
警戒レベル４	避難指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮	知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条） 水防管理者（市長）（水防法第 29 条）
		地すべり	知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）
		災害全般	市長（災害対策基本法第 60 条） 警察官（警察官職務執行法第４条第１項、災害対策基本法第 61 条） 自衛官（自衛隊法第 94 条） 海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
警戒レベル５	緊急安全確保	災害全般	市長（災害対策基本法第 60 条） 警察官（災害対策基本法第 61 条） 指定行政機関の長（災害対策基本法第 61 条の２）

(2) 警戒区域の設定

原則として、市民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行う。

対象災害	実施権限
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員（災害対策基本法第 63 条第１項） 警察官（災害対策基本法第 63 条第２項） 海上保安官（災害対策基本法第 63 条第２項） 自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項）

対象災害	実施権限
水　　災	消防吏員・消防団員（消防法第 28 条第１項） 警察官（消防法第 28 条第２項） 水防団長・水防団員（水防法第 21 条） 警察官（水防法第 21 条第２項） 消防吏員・消防団員（水防法第 14 条）
火災・水災以外	消防吏員・消防団員（消防法第 36 条）

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定する「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」については、「土砂災害対策の充実」の項を参照。

(3) 避難指示等の区分

避難指示等の区分は、次のとおりである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

２　避難の実施基準等

(1) 組織的避難を要する場合

①　火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合

②　地すべり等、大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合

③　不特定の多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難を必要とする場合

(2) 避難指示等

市（本部班）は、市民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

① 避難指示等の基準

ア 市（本部班）は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル３、高齢者等避難」を発令する。

イ 市（本部班）は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

ウ 市（本部班）は、避難指示等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや気象庁ホームページの活用等を図る。

エ 市（本部班）は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。

オ 市（本部班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル４、避難指示」を発令する。災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には、可能な範囲で「警戒レベル５、緊急安全確保」を発令する。

カ 市（本部班）は、災害時要援護者（避難行動要支援者）への高齢者等避難、避難指示、又は立退先を指示したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

キ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示又は緊急安全確保を指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示又は緊急安全確保を指示することとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示又は緊急安全確保を指示した旨を市長に通知する。

ク 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

ケ 市（本部班）は、避難指示等の迅速･的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を事前に明確にしておくよう努める。

コ 市（本部班）は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

サ 市（本部班）は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

■避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位）（水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

警戒レベル	種類	水位周知河川	左記以外の中小河川、又は内水時
	対象河川	宝珠川、郡家川	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル３	高齢者等避難	【宝珠川・郡家川】 １　基準観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達したとき 観測点　避難判断水位(m) 《宝珠川》 志筑（県）　2.20 《郡家川》 郡家（県）　2.20 ２　基準観測点の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）を超え、上流の水位が急激に上昇しているとき ３　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ４　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）	１　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ２　洪水警報が発表された場合、かつ洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現した場合 ３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
警戒レベル４	避難指示	【宝珠川・郡家川】 １　基準観測点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）に到達したとき 観測点　氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）(m) 《宝珠川》 志筑（県）　2.70 《郡家川》 郡家（県）　2.60 ２　基準観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）を超え、上流の水位が急激に上昇しているとき ３　堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	１　堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ２ 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現した場合 ３　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※２の場合は、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。
警戒レベル５	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） １　基準観測点の水位が、氾濫開始相当水位に到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ２　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） １　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ２　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合

警　戒 レベル	種　類	水位周知河川	左記以外の中小河川、又は内水時
		3　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） （災害発生を確認） 4　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）	（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） 3　大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 4　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

■避難の種類及び発令基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域については、県及び神戸地方気象台から発表される「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）」「地域別土砂災害危険度」「大雨警報（土砂災害）」「土砂災害警戒情報」「前兆現象」等を指標として判断する。また、判断に当たっては、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

警　戒 レベル	種　類	発令基準
警　戒 レベル３	高齢者等 避　難	1　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となったとき （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこととする。） 2　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき 3　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警　戒 レベル４	避難指示	1　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表されたとき （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこととする。） 2　土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となったとき 3　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） 4　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

警戒レベル	種類	発令基準
警戒レベル５	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） １　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表されたとき （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこととする。） （災害発生を確認） ２　土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準例１を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例２の災害発生を確認しても、警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力することとする。

■避難の種類及び発令基準(高潮)

高潮警報、水防警報が発表されたとき等には、気象台や港湾管理者の助言、現場の巡視報告、通報等に基づき避難指示等を判断する。

警戒レベル	種類	内容
警戒レベル３	高齢者等避難	１　高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ２　高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれるとき ３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ４　「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき
警戒レベル４	避難指示	１　高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表されたとき ２　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル５	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） １　水門、陸閘等の異常が確認されたとき ２　潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測されるとき（大阪湾側の潮位：TP+2.1m、播磨灘側の潮位：TP＋1.6m） ３　水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表されたとき ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 （災害発生を確認） ４　海岸堤防等が倒壊した場合 ５　異常な越波・越流が発生した場合 ６　水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

② 避難指示等の発令に当たって確認すべき情報

避難指示等の発令に当たっては、その時点での気象や水位の状況はもとより、向こう数時間の推移についても具体的なデータを確認する必要があるため、気象庁ホームページによって提供される次の情報を確認する。

ア 流域雨量指数

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象とし て、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化している。洪水災害発生の危険度を判定した結果は「洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）」で確認できる。

イ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）

土砂災害警戒情報を補足する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新している。

土砂災害警戒情報・大雨警報(土砂災害)・大雨注意報は、市町単位として発表しているが、土砂キキクルにより、その地域内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域をおおよそ把握することができる。

③ 避難指示等の内容

市長等は、避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

ア 避難指示等が出された地域名

イ 避難経路及び避難先

ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

④ 避難指示等の伝達方法

ア 市長は、直ちに、市防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

イ 市（本部班）は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、市（本部班）は、地域のコミュニティＦＭやＣＡＴＶ等の活用も図る。

ウ 市（福祉・救護班）は、災害時要援護者（要配慮者）への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。

エ 市（本部班）は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

■避難指示等の伝達経路

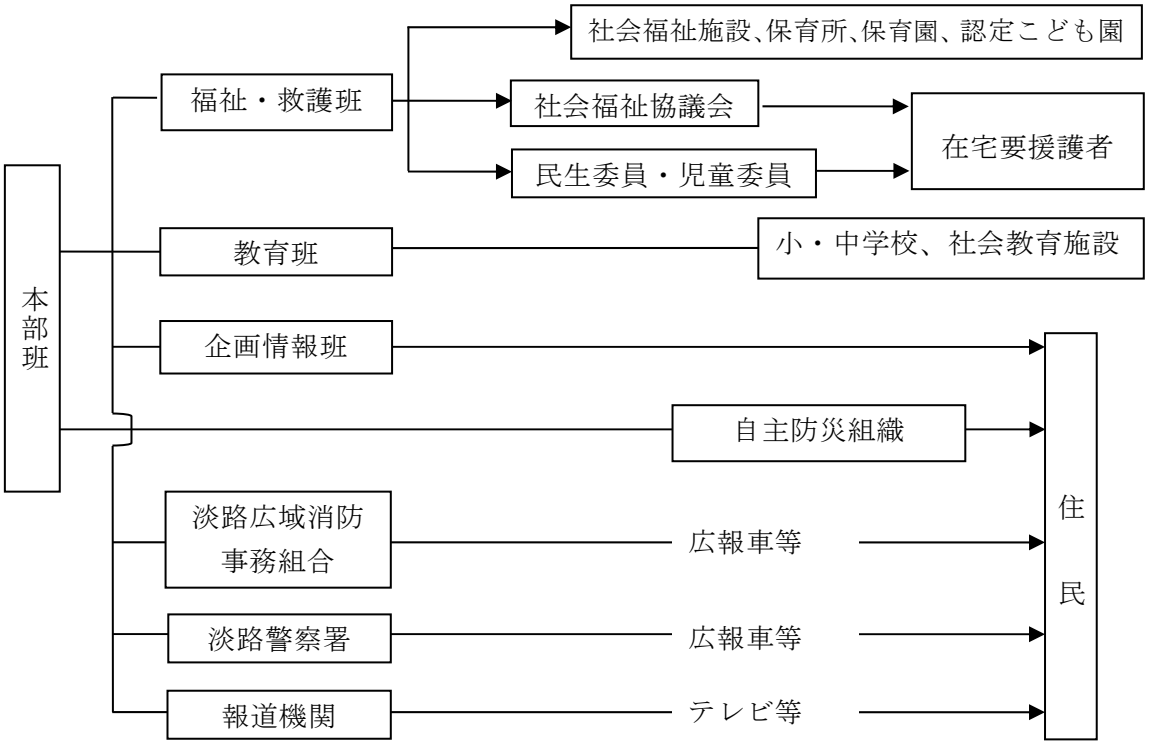

(3) 警戒区域の設定

① 設定の基準（災害全般）

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

② 規制の内容及び実施方法

ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。

イ 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(4) 避難誘導

① 市（本部班）は、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。

② 市（福祉・救護班）は、あらかじめ避難行動要支援者名簿や個別避難計画、コミュニティファイル等により災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援等実施者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

また、市（福祉・救護班）は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意することとする。

③　市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておく。

④　市（消防団班）は、避難に自家用車を使用しないよう指導する。

⑤　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市（本部班）は、住民等への周知徹底に努める。

⑥　大規模な火災等の危険が高い地域では、広域避難地・一次避難地等で安全を確認してから指定緊急避難場所へ向かう。

(5) 指定緊急避難場所の開設

市（本部班）は、災害の種別に応じて、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設する。開設する指定緊急避難場所は、高齢者等避難の発令等に合わせて市民に伝達する。

なお、緊急を要する場合は、指定緊急避難場所ごとにあらかじめ定めた開設方法によって、自主防災組織、町内会等地域組織の代表者等により開設を行う。

3　避難所の開設・運営等

(1) 避難所の開設

①　原則として市長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

②　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

③　市（総務班）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

④　市（本部班）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

⑤　市（総務班）は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

⑥　市（総務班）は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 避難所の追加指定等

市（総務班）は、想定を越える被害により避難所の不足が生じた場合には、協定を締結している民間施設や立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難してい

る施設等を避難所として指定する。また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、他市町等に避難者の受入れを要請する。

(3) 開設期間

市（総務班）は、被害状況、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等を勘案の上、県と協議して設置期間を定める。

(4) 避難所の運営

① 市（総務班）は、避難所の開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に避難所に担当職員を配置する。また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、「淡路市避難所開設・運営マニュアル（令和３年３月）」に基づき、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図る。

② 災害救助法第２条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則としている。

ア 施設等開放区域の明示
イ 避難者誘導・避難者名簿の作成
ウ 情報連絡活動
エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
オ ボランティアの受入れ
カ 炊き出しへの協力
キ 避難所運営組織づくりへの協力
ク 重傷者への対応

③ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

④ 市（総務班）は、避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

⑤ 市（総務班）は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

⑥ 市（総務班）は、避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。

⑦ 市（福祉・救護班）は、ボランタリー活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し､避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

⑧ 市（福祉・救護班）は、災害時要援護者（要配慮者）や子育て家庭に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

⑨ 市（福祉・救護班）は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、

性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、淡路警察署、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑩　市（企画情報班）は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。

⑪　市消防団は、必要により、淡路警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。

⑫　市（福祉・救護班）は、空調、清掃、防音等保健・衛生面をはじめ、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

⑬ 市（総務班）は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

⑭　市（総務班）及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

⑮　市（総務班）は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(5) 保健・衛生対策

①　救護班等の活動

ア　市（福祉・救護班）は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ定める救護所の設置予定場所について、救護班による巡回活動を行う。

イ　県は、大規模災害等において、救護所だけで対応が困難な場合に、救護センターを設置する。

ウ　県は、災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、必要により、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部を設置するとともに、救護所や避難所等への訪問活動も行う。（→「医療・助産対策の実施」の項を参照）

②　保健活動の実施

市（福祉・救護班）は、県民局洲本健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健士、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。（→「健康対策の実施」の項を参照）

③　仮設トイレの確保

市（生活環境班）は、避難所の状況により仮設トイレを設置、管理する。その確保が困難な場合、県に斡旋等を求める。（→「し尿処理対策の実施」の項を参照）

④　入浴、洗濯対策

市（福祉・救護班）は、仮設風呂や洗濯機を設置、管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者の斡旋や自衛隊への協力要請等を求める。

⑤　食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮する。（→「食品衛生対策の実施」の項を参照）

⑥　感染症予防対策

ア　感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

イ　市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な

措置を講じるよう努める。

ウ　県（洲本健康福祉事務所）は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(6) 災害時要援護者（要配慮者）の避難対策

市（福祉・救護班）は、災害時要援護者（要配慮者）専用スペースや間仕切りの設置など、災害時要援護者（要配慮者）の避難所生活に配慮する。

避難生活が長期化し福祉避難所が開設されたときは、災害時要援護者（要配慮者）の状況や支援の必要性などを調査するなど対策に協力する。

(7) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

① 市（総務班）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、斡旋を行う。

② 市（福祉・救護班）は、災害時要援護者（要配慮者）のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

③ 市内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。

(8) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市（総務班）は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(9) 帰宅困難者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

① 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市（建設班）、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

② 市による支援

市（建設班）は、公共交通機関と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

(10) その他

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨を公示し、避難指示の伝達に準じて、市民や防災関係機関に連絡する。

4　広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

市（本部班）は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。

市（本部班）は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該

市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

市（本部班）は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求めることができる。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 他の都道府県から協議を受けた場合

市（本部班）は、県から(1)の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(4) 情報共有

市（本部班）は、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域避難及び広域一時滞在を受け入れた場合は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。

資　料

６－２　救護所
７－１　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表
７－２　広域避難地・一次避難地一覧表
15-22　高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保発令状況一覧の様式
15-23 避難状況の報告様式
15-24 避難者名簿の様式
15-25 避難者収容記録簿の様式
15-26 避難者集計表の様式
15-27 避難所日誌の様式
15-28 避難所一覧集計用紙の様式
15-29 物資等依頼票・対応票の様式

第５　住宅の確保

項目	実施担当	関係機関
住宅の確保	家屋調査班、建設班、本部班	淡路市建設業協会

１　住宅の被害認定・罹災証明の発行

市（家屋調査班、本部班）は、住宅の被害認定の調査要員（家屋被害認定士）、調査方法並びに判定方針について定める。調査は必要に応じて２段階で行う。

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、災害現場担当部と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。あらかじめ市民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能及び第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査する。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。
※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年４月１日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和２年12月４日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和２年３月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和２年３月末時点）

(3) 罹災証明書の発行

市（本部班）は、家屋の被害調査の結果から「罹災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し被災者支援システムで確認のうえ発行する。

２　被災者台帳の作成

市長が被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるとき、本部班は、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成する。

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は知事に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

(1) 被災者台帳の記録事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　住家の被害その他市長が定める種類の災害
⑥　援護の実施の状況
⑦　災害時要援護者（要配慮者）であるときは、その旨及び災害時要援護者（要配慮者）に該当する事由
⑧　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下、「台帳情報」という。）を目的外利用又は提供できるものとする。

①　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
②　市が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
③　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

３　応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

市（建設班）は、被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施する。

なお、大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合には、次の事項を可能な限

り示し、県に対して応急仮設住宅の建設を要請する。

① 被害戸数

② 設置を必要とする型別戸数、建設場所

③ 連絡責任者

(2) 供給対象者

① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

② 住居する住家がない者であること。

③ 自らの資力でもって、住宅を確保することのできない者であること。

(3) 設置戸数

災害救助法による基準では、全壊、全焼、流失世帯の合計数の３割以内であるが、状況によっては、県が厚生労働省と協議して変更する。

(4) 供給方法

市（建設班）は、平時から、建設業界の協力を得られるよう努めるとともに、災害被害想定の建物全壊・半壊数等を勘案しながら、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。

市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給斡旋等を要請する。

① 被害戸数

② 設置を必要とする戸数

③ 調達を必要とする建設業者数

④ 連絡責任者

⑤ その他参考となる事項

(5) 住宅の構造

① 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

② 必要に応じ高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(6) 民間賃貸住宅の借上げ

① 市（建設班）は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

② 市（建設班）は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

(7) 入居者の認定

① 自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

② 高齢者、障がい者の優先入居等、災害時要援護者（要配慮者）に十分配慮する。

(8) 管理主体

市（建設班）が通常の管理を行う。

また、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応を市（福祉・救護班）と協力して行う。

(9) 生活環境の整備

① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。

また、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

③ 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

④ 必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

⑤ 消防用水や消火器の設置、入居者への啓発等の防火対策に努める。

4 空家の確保

(1) 対象

公営住宅、住宅供給公社、（独）都市再生機構等の空家

(2) 募集

市（建設班）及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県が被災者用公営住宅等斡旋支援センターを設置し、情報提供や相談に対応する。

5 住宅の応急修理

市（建設班）は、次の措置を講じる。

(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼する。

① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）

② 修理を必要とする戸数

③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

④ 派遣を必要とする建築業者数

⑤　連絡責任者
⑥　その他参考となる事項

6　住宅等に流入した土石等障害物の除去

市（建設班）は、次の措置を講じる。

(1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
(2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
①　除去を必要とする住家戸数
②　除去に必要な人員
③　除去に必要な期間
④　除去に必要な機械器具の品目別数量
⑤　除去した障害物の集積場所の有無
⑥　その他参考となる事項

7　住宅相談窓口の設置

市（建設班）は、県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

資　料

15-30 罹災証明書の様式
15-31 罹災証明書（自動車等）の様式
15-32 被災者証明書の様式

第６　食料・飲料水及び物資の供給

項目	実施担当	関係機関
１．食料の供給	商工・農林水産班	
２．応急給水の実施	下水道班	淡路広域水道企業団
３．物資の供給	商工・農林水産班	

１　食料の供給

〔実施機関：市（商工・農林水産班）〕

(1) 供給対象者

① 避難所等に収容されている被災者

② 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(2) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

① 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食

② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食

③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品等災害時要援護者（要配慮者）のニーズに配慮した食品

(3) 食料の供給要請等

市（商工・農林水産班）は、備蓄品では供給が不足する場合、市内の食料品業者などから調達する。さらに、食料の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に災害救助用米穀、乾パン、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給、斡旋を要請する。

① 供給斡旋を必要とする理由

② 必要な品目及び数量

③ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者

④ 荷役作業者の派遣の必要の有無

⑤ その他参考となる事項

なお、災害救助法発動時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協

定書」に基づき、農林水産省農産局長に対して引渡しを要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

(4) 食料の輸送・配布等

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点（生穂新島運動公園多目的ドーム・フットサル場ほか）に到着した食料については、市（総務班）が、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

供給食料品は避難所責任者（市職員、施設管理者等）が受領し、町内会等の代表者が被災者に配布する。

必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。避難所での炊き出しは、町内会、ボランティア、自衛隊等に要請する。

また、在宅の被災者に対しては、最寄りの避難所で配給を行う。

(5) 食料の調理、加工

市（商工・農林水産班）は、すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

① 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。

② 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を”かめない””飲み込みにくい”人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。

③ 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース､哺乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

２ 応急給水の実施

〔実施機関：市（下水道班）・淡路広域水道企業団〕

(1) 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

(2) 水源及び給水量

① 水源

市（下水道班）・淡路広域水道企業団は、浄水場、配水池等の水道施設(運搬給水基地)の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

② 給水量

市（下水道班）・淡路広域水道企業団は、災害発生から３日以内は、１人１日３ℓ、10 日目までには３～20ℓ、20 日目までには 20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容／時系列	期間	1人当たり水量(ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から3日間	3	・生命維持のため最小限必要量	・自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から10日まで 11日目から20日まで	3～20 20～100	・調理、洗面等最低限生活に必要な水量 ・最低限の浴用、洗濯に必要な水量	・自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	・常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

(3) 給水方法及び広報

① 市（下水道班）・淡路広域水道企業団は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

② 必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数

カ その他必要な事項

③ 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

(4) 各団体等への協力・出動要請

市内で飲料水の確保・供給が困難な場合には、災害対策本部を通じて兵庫県、日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体の協力を求めるほか、自衛隊の出動を要請する。

区分	所在地	電話番号	備考
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711 078-362-3684(直通)	西宮市上下水道局内
(公社)日本水道協会兵庫県支部	西宮市六湛寺町8-28	0798-32-2220	
兵庫県簡易水道協議会	佐用町佐用2611-1	0790-82-0481	兵庫県健康福祉部健康局

3　物資の供給

〔実施機関：市（商工・農林水産班）〕

(1) 供給対象者

①　住家が被害を受けた者

②　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

③　生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、実施に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者（要配慮者）、男女の違い等のニーズに配慮する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえる。

①　生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

②　衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む。）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

③　応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

④　防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

(3) 供給

市（商工・農林水産班）は、備蓄品では物資の供給が不足する場合、市内の流通業者などから調達する。また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、斡旋を要請する。

①　供給斡旋を必要とする理由

②　必要な緊急物資の品目及び数量

③　引渡しを受ける場所及び引受責任者

④　連絡課及び連絡担当者

⑤　荷役作業員の派遣の必要の有無
⑥　その他参考となる事項

(4) 物資の輸送、配布
（→「食料の供給」の項を参照）

資　料

9－1 物資集積拠点一覧表

第７　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

項目	実施担当	関係機関
１．精神医療の実施	福祉・救護班	県民局洲本健康福祉事務所
２．健康対策の実施	福祉・救護班	県民局洲本健康福祉事務所
３．食品衛生対策の実施	福祉・救護班	県民局洲本健康福祉事務所
４．感染症対策の実施	福祉・救護班	県民局洲本健康福祉事務所
５．遺体の火葬等の実施	市民班、生活環境班	淡路警察署

１　精神医療の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班）、県民局洲本健康福祉事務所〕

(1) 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごＤＰＡＴ」の派遣

県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、洲本健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうごＤＰＡＴ」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する。）。

(2) 「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部の設置

① 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部を設置し、被災精神障がい者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。

② 県（洲本健康福祉事務所）は、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部の管理運営を行う。

③ 県（洲本健康福祉事務所）は、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行う。

④ 市（福祉・救護班）は、県が行う風水害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、きめ細かな配慮に協力する。

(3) 精神科夜間診療体制の確保

県は、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神科病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、精神科夜間診療体制を確保する。

(4) こころのケアに対する相談・普及啓発活動

市（福祉・救護班）は、県(精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等)が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、情報提供、知識普及活動に協力する。

(5) 市（福祉・救護班）は、県（洲本健康福祉事務所）が関係機関と活動の連携を図り、今後の対策を決定するために開催するこころのケア連絡会議に参加する。

(6) 児童、生徒のこころのケア(→「教育対策の実施」の項を参照)

2　健康対策の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班）、県民局洲本健康福祉事務所〕

(1) 巡回健康相談の実施

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じる。

① 県、県看護協会と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

② 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、連携して災害時要援護者（要配慮者）をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

③ 巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

④ 県と協力して、サービスの提供に向け、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

⑤ 県、県看護協会と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

(2) 巡回栄養相談の実施

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じる。

① 災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県、県栄養士会等関係団体と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、県（洲本健康福祉事務所）は、給食施設等の巡回指導等を実施する。

② 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。

③ 県と協力して､避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

④ 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して災害時要援護者（要配慮者）をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3　食品衛生対策の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班）、県民局洲本健康福祉事務所〕

(1) 食中毒の防止

県（洲本健康福祉事務所）は、次の措置を講じる。

① 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。

② 食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調

査、指導を行う。

③　食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

県（洲本健康福祉事務所）は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

(3) 衛生に関する広報

市（福祉・救護班）は、県と協力して、梅雨期や夏季等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

4　感染症対策の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班）、県民局洲本健康福祉事務所〕

(1) 事前対策

市（福祉・救護班）は、県に準じた次の対策を講じるほか、市民の協力体制の確立、作業員の雇上げや組織化等について定める。

①　災害時感染症対策連絡協議会の設置
②　災害時感染症対策本部の組織、運営等の事前計画の作成
③　詳細な感染症対策計画の作成
④　器具機材の整備
⑤　感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
⑥　予防教育と広報活動

(2) 健康福祉事務所の災害時感染症対策活動

県（洲本健康福祉事務所）は、次の措置を講じる。

①　疫学調査及び健康診断

疫学調査班は、保健師等１名、感染症担当１名をもって編成し、被災地域においては、通常週１回以上、避難所においては、できる限り頻繁に行う。

疫学調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。

②　感染症対策薬剤等の供給

ア　消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な市に、感染症対策薬剤等を供給する。

イ　感染症対策薬剤等の調達が困難なときは、他府県や厚生労働省に要請する。

ウ　必要に応じ感染症対策薬剤等を自衛隊等の協力を得て被災地へ搬送する。

③　市に対する指導及び指示の要請等

ア　被害が甚大な市に対し、職員を現地に派遣し、指導する。

イ　次に掲げる事項の指示、命令を発するときは、範囲及び期間を定めて、速やかに行う。

(ｱ) 消毒等の実施に関する指示
(ｲ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
(ｳ) 生活用水の供給の指示

(ｴ) 臨時の予防接種に関する命令

④　患者等に関する措置

被災地において、１類感染症及び２類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに１類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第１種感染症指定医療機関又は第２種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとり、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとる。

⑤　報告

被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額について、管内の状況をとりまとめ、厚生労働省に報告する。

(3) 市の災害時感染症対策活動

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じる。

①　感染症対策組織の設置

県に準じて感染症対策組織を設置するとともに、感染症対策を推進する。

②　予防教育及び広報活動の推進

③　清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

④　消毒方法

ア　速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

(ｱ) 飲料水の消毒

(ｲ) 家屋の消毒

(ｳ) 便所の消毒

(ｴ) 芥溜、溝渠の消毒

(ｵ) 患者輸送用器などの消毒薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数　×200ｇ
	普通石灰	全半壊戸数　×6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）×1,340ml

イ　消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものとする。

ウ　消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意する。

⑤　ねずみ族、昆虫等の駆除

ア　県が、次の指定基準に基づき、災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域を定める。なお、地域指定については、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に行い、できる限り市内の区画（字等）ごとに定める。

(ｱ) 県内で被害戸数が 5,000 戸を超える場合
(ｲ) 一浸水地域で被害戸数 1,000 戸を超える場合
(ｳ) 県内における市町又はその一部の地域の被害が、次のいずれかに該当する場合

被害率	市又はその一部の地域の数	※被害率 水害：流失、全半壊並びに床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の５分の１を加えた数を総戸数で除した率 震災、火災：全半壊、全半焼の総戸数に対する率
５％以上	10 箇所以上	
10％以上	７箇所以上	
15％以上	５箇所以上	
20％以上	３箇所以上	
25％以上	１箇所以上	

(ｴ) 市又はその一部の地域の被害率が 10％を超える場合
(ｵ) 市又はその一部の地域の被害率が５％以上であって、その被害が集中的かつ著しいものである場合
(ｶ) 市の中心地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合

イ　県（洲本健康福祉事務所）の指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
(ｱ) 罹災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。
(ｲ) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。

ウ　薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

■薬剤所要量の算出方法

撒布場所、種類例	算出方法
家屋内 1％フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数×*85.8 ㎡×(1-0.5)×0.05 ﾘｯﾄﾙ/㎡ ＊家屋面積 39.6 ㎡の場合で内部の壁面及びその他の面積
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内の罹災戸数×1㎡×0.06 ﾘｯﾄﾙ/㎡
家屋外及び塵芥等 1.5％フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数×56.1 ㎡×15g/㎡ （敷地 56.1 ㎡の場合）

エ　ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。
オ　ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意する。
カ　生活用水の供給等
　市（下水道班）・淡路広域水道企業団は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

キ　避難所の感染症対策指導等

市（福祉・救護班）は、県感染症対策担当職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

ク　報告

市（福祉・救護班）は、県民局洲本健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

(4) 災害時感染症対策完了後の措置

①　市（福祉・救護班）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、洲本健康福祉事務所を経由して県に提出する。

②　県は、管内の報告書をとりまとめ、災害時感染症対策完了報告書を作成し、感染症対策活動を終了した日から起算して、概ね１ヶ月以内に厚生労働省健康局に報告する。

(5) 感染症対策

県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への早期のワクチン接種の指導等感染防止に努める。

５　遺体の火葬等の実施

〔実施機関：市（市民班、生活環境班）、淡路警察署〕

(1) 遺体の処置

①　遺体の検視、身元確認

淡路警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視を行い、検視後に遺体を遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市（生活環境班）に引き渡す。

市（生活環境班）は、淡路警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

淡路警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

②　遺体の処置

市（生活環境班）は、市医師会等に遺体の検案を要請する。また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。

ドライアイス及びひつぎ等が不足する場合は、県に確保、斡旋することを要請する。

③　遺体安置所の設置等

市（生活環境班）は、遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き

渡し用の遺体安置所を開設するとともに、遺体処置班を編成、派遣する。

④　漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

(2) 遺体の埋火葬

市（市民班、生活環境班）は、次の措置を講じる。

①　埋火葬の受付

災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

②　埋火葬

遺体は下表の施設で火葬する。

遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受入れを要請し、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

■表　火葬場

施設名	所在地	電話
津名火葬場	淡路市生穂 2910 番地	0799-64-1504
岩屋火葬場	淡路市岩屋 3139 番地 4	0799-72-4479
室津火葬場	淡路市室津 229 番地	0799-84-0149
五色台聖苑	洲本市五色町鳥飼浦 2696 番地	0799-34-0612
東浦火葬場	淡路市久留麻 1289 番地	0799-74-4737

③　遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市指定の墓地に埋葬する。

(3) その他

市（市民班）は、災害相談窓口等に相談室を設置し、遺族の問い合わせ、相談に対応する。

第８　生活救援対策の実施

項目	実施担当	関係機関
生活救援対策の実施	庶務班、福祉・救護班、家屋調査班	市社会福祉協議会、洲本公共職業安定所

１　災害弔慰金等の支給等

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じる。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第１条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、前述する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に別に定める著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第３条に規定する災害により被害を受けた一定の要件に該当する世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 市災害見舞金の支給

市災害時における見舞金の支給に関する規則に基づき、自然災害により被災した市民に見舞金を支給する。

資　料

12-１　淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例

12-２　淡路市災害時における見舞金の支給に関する規則

２　生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

３　救援物資の受入れ等

市（庶務班）は、次の措置を講じる。

(1) 受入れ

①　県と連携して、受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表す

る。

② 受入場所は、あらかじめ指定する物資集積拠点（生穂新島運動公園多目的ドーム・フットサル場ほか）をあてる。

③ 物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受け入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

ア 品目、数量

イ 輸送手段

ウ 輸送ルート

エ 到着予定日時

(2) 受入れ・仕分け

救援物資は、物資集積拠点（生穂新島運動公園多目的ドーム・フットサル場ほか）で受け入れ、市（庶務班）が、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、仕分け、保管する。

県が受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入日時等）を確認する。

(3) 輸送・配布

（→「食料の供給」の項を参照）

4 災害時要援護者（要配慮者）への援護

市（福祉・救護班）は、高齢者・障がい者等のうち、緊急に社会福祉施設で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じる。

5 介護保険における措置

市（福祉・救護班）は、災害によって被害を受けた市民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

(1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から１ヶ月）の周知（介護保険法第 28 条）

(2) 給付割合の増額（介護保険法第 50 条、第 60 条）給付差し止めに関する措置

(3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第 142 条、市介護保険条例施行規則第６条）

6 租税の減免等

市（家屋調査班）は、本庁及び事務所に各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予等の受付を行う。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

① 市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

② 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。

③ 軽自動車税・国民健康保険税

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

④ 特別土地保有税

災害により著しく価値を減じた土地について行う。

7 職業の斡旋

洲本公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

(3) 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

第９　災害時要援護者（要配慮者）支援対策の実施

項目	実施担当	関係機関
災害時要援護者（要配慮者）支援対策の実施	福祉・救護班、消防団班、企画情報班、建設班	県民局洲本健康福祉事務所

１　情報提供

市（福祉・救護班）は、県と協力し、高齢者・障がい者等災害時要援護者（要配慮者）に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート‥‥社会福祉協議会、福祉ボランティア等
(2) 伝達手段‥‥‥‥‥‥防災行政無線（同報系）、ひょうご防災ネット、広報資料、広報誌(紙)、（文字）放送、ファクシミリ、インターネット等

２　避難対策

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じる。

(1) 市（消防団班）と協力して、要援護者支援システム、避難行動要支援者名簿等の活用により居宅に取り残された要配慮者を迅速に発見する。
(2) 避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難支援等実施者、自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民を通じて、災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難誘導を迅速かつ的確に行う。
(3) 避難所等において要配慮者の把握とニーズ調査を行う。
(4) 県と協力して、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。(→「避難対策の実施」の項を参照)

■表　避難所における災害時要援護者（要配慮者）への支援

ケアサービスリストの作成	①　必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ②　その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	①　踏み板等、段差の解消 ②　簡易ベッド ③　パーティション（間仕切り） ④　車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等介護物資
災害時要援護者（要配慮者）専用スペースの確保	①　可能な限り少人数部屋 ②　専用トイレ
生活支援	①　適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ②　ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣

広報支援	①手話通訳の派遣 ②ボランティアによる個別情報伝達

3　生活支援

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じる。

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市（福祉・救護班）は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、町内会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、災害時要援護者（要配慮者）の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

市（福祉・救護班）は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者（要配慮者）の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市（福祉・救護班）は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。

市（福祉・救護班）は、必要に応じて、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうごＤＰＡＤ）の派遣等の応援を行う。

(4) 避難場所の確保

市（福祉・救護班）は、災害時要援護者（要配慮者）に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

①　相談窓口の設置

市（福祉・救護班）は、避難所等において災害時要援護者（要配慮者）用の窓口を設け、災害時要援護者（要配慮者）の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

②　食料、生活必需品の供給

市（福祉・救護班）は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者（要配慮者）のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

③　福祉サービスの提供

市（福祉・救護班）は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対

応に努めることとする。その際、避難所等においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④　快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

4　すまい支援

市（建設班）は、次の措置を講じる。

(1) 市（福祉・救護班）と協力して、避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等の災害時要援護者（要配慮者）の状況や利便性に配慮する。

(2) 市（福祉・救護班）と協力して、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。(→「住宅の確保」の項を参照)

■表　福祉仮設住宅の対策

①　福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
②　福祉仮設住宅団地居住環境の向上
③　医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策
④　ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施
⑤　グループホーム入居者への支援措置

5　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（福祉・救護班）は、次の措置を講じる。

(1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。

(2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6　外国人への情報伝達等

市（企画情報班）は、県と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人の被災情報の把握

①　安否確認

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数

確認）を行う。

② 施設の被災状況の確認

県と協力して、外国人関係等の建物の被災状況を確認する。

③ ニーズの把握

外国人団体等に照会してニーズを把握する。

(2) 外国人県民等への情報提供

県が実施するひょうご多文化共生相談総合センターでの外国人県民相談、「ひょうごＥ（エマージェンシー）ネット」、スマートフォンアプリ、インターネット、ＦＭ放送、コミュニティＦＭなどによる多言語での情報提供メディアを外国人及び関係者に広報する。

市も、必要に応じて、ボランティア、ＮＧＯ団体の協力を確保して、相談窓口や多言語による情報提供を行う。

7 被災障がい者・災害遺児への対応

(1) 被災障がい者（災害で障害を負った方）への対応

市（福祉・救護班）は、県と協力し、被災障がい者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。

被災障がい者は入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

(2) 災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

① 災害遺児の把握と支援の実施

市（福祉・救護班）は、県と協力し、災害遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者等に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。

② 民間支援団体等との連携

災害遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図ることとする。

8 災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設に対する指導・助言

市（福祉・救護班）は、介護保険施設等の災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合や、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

資 料

10-1 災害時要援護者（要配慮者）関連施設区分

第１０　愛玩動物の収容対策の実施

項目	実施担当	関係機関
愛玩動物の収容対策の実施	生活環境班	兵庫県獣医師会淡路支部

(1) 獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策等を実施する。

① 飼養されている動物に対する餌の配布
② 負傷した動物の収容・治療・保管
③ 放浪動物の収容・保管
④ 飼養困難な動物の一時保管
⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 市（生活環境班）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

(3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第１１　災害情報等の提供と相談活動の実施

項目	実施担当	関係機関
１．災害広報の実施	企画情報班、本部班	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
２．市における広報	企画情報班	
３．各種相談の実施	市民班、各班	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
４．災害放送の要請	企画情報班	
５．被災者の安否情報の提供	企画情報班	

１　災害広報の実施

〔実施機関：市（企画情報班、本部班）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕

(1) 基本方針

①　広報の内容

各機関は、気象に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について積極的に広報する。

また、広報事項の内容について確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供する。

ア　被災状況と応急措置の状況
イ　避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）
ウ　避難所の設置状況
エ　道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
オ　ライフラインの状況
カ　医療機関の状況
キ　感染症対策活動の実施状況
ク　食料、生活必需品、燃料の供給状況
ケ　相談窓口の設置状況
コ　その他市民や事業所のとるべき措置
(ｱ) 火災・地すべり・危険物施設等に対する対応
(ｲ) 電話・交通機関等の利用制約
(ｳ) 食料・生活必需品の確保

(2)　広報の方法

各機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

① 広報車等の活用
② 公共掲示板の活用
③ 各広報実施機関の広報紙による情報提供
④ 市防災行政無線の活用
⑤ コミュニティ放送等への情報提供
⑥ 定時放送の実施
⑦ ひょうご防災ネット、電話応答通報装置による情報提供
⑧ インターネット、ファクシミリ等による広報
⑨ ミニコミ誌（紙）等への情報提供
⑩ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布
⑪ 災害時臨時ＦＭ局の開局
⑫ 県ヘリコプターの活用
⑬ 携帯電話による広報（ひょうご防災ネット等）
⑭ 公共情報共有システム（Ｌアラート）の活用

２ 市における広報

〔実施機関：市（企画情報班）〕

(1) 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

市（企画情報班）は、災害時に、副市長を災害広報責任者として、情報の一元化を図る。

② 広報資料の作成

ア 災害対策本部事務局と連携し、広報資料の作成等を統括する。

イ 市各班に、それぞれの班に関する広報資料の作成等を依頼する。

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「情報の収集・伝達体制の整備」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

① 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。

イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じての定例発表に努める。

ウ 必要に応じ「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行う。

② 市民に対する広報

ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。

イ 市防災行政無線（同報系）、ひょうご防災ネット、広報車、定期又は臨時の広

報誌（紙）等の自主広報媒体等を活用し、災害情報の周知徹底を図る。

ウ　避難所等への情報提供

市（総務班）は、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(ｱ) 情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、巡回員等

(ｲ) 伝達手段……掲示板、広報資料、広報誌（紙）、電話、ひょうご防災ネット、ファクシミリ、インターネット等

エ　市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(ｱ) 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等

(ｲ) 伝達手段……広報誌（紙）、ひょうご防災ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ　障がい者・高齢者等に対する情報提供

（→「災害時要援護者（要配慮者）支援対策の実施」の項を参照）

カ　外国人に対する情報提供

（→「災害時要援護者（要配慮者）支援対策の実施」の項を参照）

資　料

3－2　Ｊ－ＡＬＥＲＴ同報無線自動起動による防災行政無線放送標準メッセージ

3　各種相談の実施

〔実施機関：市（市民班、各班）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕

(1) 市における相談窓口

市（市民班）は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、本庁と事務所に相談窓口を設置する。また、市民の相談に対し迅速に対応するため、次のような区分による相談窓口を開設し、各班から担当者を配置する。

① 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること（市民班）
② 埋火葬許可書の発行（市民班）
③ 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ（下水道班・淡路広域水道企業団、福祉・救護班）
④ 罹災証明に関すること（家屋調査班・本部班）
⑤ 住宅、土砂災害に関すること（建設班）
⑥ 道路、下水道に関すること（建設班、下水道班）
⑦ 保健衛生、福祉、災害弔慰金、義援金に関すること（福祉・救護班、企画情報班）
⑧ 生活福祉資金、ボランティアに関すること（社会福祉協議会）

⑨　ごみ、し尿に関すること（生活環境班）

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

各機関は、必要に応じて、所管事項にかかる市民相談窓口を設置する。

資　料

15-33 相談連絡票の様式

4　災害放送の要請

〔実施機関：市（企画情報班）〕

(1) 災害時の放送要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、ＮＨＫ神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）及びＦＭ８０２（FM CO･CO･LO）の利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

(2) 緊急警報放送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、ＮＨＫ神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に基づき無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 138 条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（以下、「緊急警報放送」という。）の要請を県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次のとおりである。

①　市民への警報、通知等

②　災害時における混乱を防止するための指示等

③　前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

(3) 県、市と放送事業者等の連携強化

①　市（企画情報班）は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。

②　県、市（企画情報班）、放送事業者は、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

5　被災者の安否情報の提供

市（企画情報班）は、次の措置を講じる。

(1) 安否情報の提供

市（企画情報班）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市（企画情報班）は、 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

(2) 災害用伝言ダイヤルやホームページの活用

災害発生時には、西日本電信電話㈱が、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板（web171）、災害用伝言板（携帯電話）」を開設するので、活用方法を広報誌へ掲載、庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知する。

また、安否情報の提供については、市ホームページや外部機関の安否情報提供サイトの活用を検討する。

第１２　廃棄物対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１．ガレキ対策の実施	生活環境班	道路管理者
２．ごみ処理対策の実施	生活環境班	
３．し尿処理対策の実施	生活環境班	

１　ガレキ対策の実施

〔実施機関：市（生活環境班、道路管理者）〕

(1) 応急対策

①　災害発生後の対応

市（生活環境班、道路管理者）は、次の措置を講じる。

ア　情報の収集及び連絡

障害物や損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

イ　撤去作業

撤去するガレキは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先する。

撤去作業は、建設業界と連携・協力し、必要な人員、機材等を確保する。

②　処理作業

市（生活環境班）は、次の措置を講じる。

ア　全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

イ　選別・保管・消却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

仮置き場の候補施設は、公共の空地等とする。

ウ　処理方法

推計したガレキ量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。

また、必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設する。

アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

エ　県等への応援要請

「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書」に基づき、県へ支援要請をする。

県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

③　その他

市（生活環境班）は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

２　ごみ処理対策の実施

〔実施機関：市（生活環境班）〕

(1) 応急対策

市（生活環境班）は、次のとおりごみ処理を実施する。

①　災害発生後の対応

ア　情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

イ　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

②　処理

ア　生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行う体制、資機材を確保するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては､遅くとも３～４日以内には収集を開始し、７～10日以内には収集を完了することを目標とする。

イ　ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮する。

ウ　県等への応援要請

(ｱ) 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

(ｲ) 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

資　料

９－３　塵芥委託業者一覧表

3　し尿処理対策の実施

〔実施機関：市（生活環境班）〕

(1) 応急対策

市（生活環境班）は、次のし尿処理対策を災害発生後 24 時間以内に実施する。

① 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

② し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、応急復旧体制を確保するとともに、仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、あらかじめ仮設トイレの確保を図るとともに、設置した際の管理体制の整備に努める。

③ 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

④ し尿収集・処理計画

仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

⑤ 県等への応援要請

ア　し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ　近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

資　料

9－4　し尿・浄化槽汚泥収集業者一覧表

第１３　環境対策の実施

項目	実施担当	関係機関
環境対策の実施	生活環境班	県民局交流渦潮室環境課

１　災害発生直後の対応

市（生活環境班）は、県が実施する、関係機関及び工場・事業場と連絡を取っての有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

２　応急対策

市（生活環境班）は、次の措置を講じる。

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県と協力して、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第１４　災害ボランティアの派遣・受入れ

項目	実施担当	関係機関
災害ボランティアの派遣・受入れ	福祉・救護班	市社会福祉協議会

１　災害ボランティアの受入れ

市社会福祉協議会は、次の受入措置を講じる。

(1) 受入窓口等の開設

大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入窓口を開設する。

①　災害情報、生活情報等の収集、伝達
②　避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
③　救援物資、資機材の配分、輸送
④　軽易な応急・復旧作業
⑤　災害ボランティアの受入事務

特に市（福祉・救護班）は、ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部などを設置する場合は、できるだけ市庁舎内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努める。なお、ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市、日本赤十字社、各ボランタリー団体・ＮＰＯ等と連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランタリー団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受け入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

①　被災地の住民・町内会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
②　ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
③　ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
④　ボランティアに対し、被災地に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
⑤　ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよ

う努めること。

⑥　ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。

⑦　被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。

⑧　市（福祉・救護班）は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

⑨　市及び市社会福祉協議会等の関係団体は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。

⑩　感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。また、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

2　受入体制の整備

(1) 応援内容及び資機材の整備

市（福祉・救護班）は、平時から県社会福祉協議会、ひょうごボランタリープラザとの連携を持ち、災害時におけるボランティア・コーディネーターの養成や受入計画及び受入体制を定め､応援を求める作業内容を明らかにするとともに作業実施に必要な物資・資機材の確保に努める。

名　　称	住　　所	電　話
兵庫県社会福祉協議会	神戸市中央区坂口通２丁目１番１号 兵庫県福祉センター内	TEL 078-242-4633 FAX 078-242-4153
ひょうごボランタリープラザ	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6 階	TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

(2) 窓口の設置

社会福祉協議会と協力して受入窓口を設置するとともに、必要に応じて庁舎、避難所、物資配送拠点等に、ボランティアの窓口としてボランティアコーナーを設け、ボランティア名簿を作成する。

名　　称	住　　所	電　話
淡路市ボランティアセンター （津名支部を含む。）	淡路市志筑 1424	0799-62-5214
〃　　岩屋支部	淡路市岩屋 1514-18	0799-72-0084
〃　　北淡支部	淡路市浅野南 2-40	0799-82-0922
〃　　一宮支部	淡路市北山 712	0799-85-2040
〃　　東浦支部	淡路市久留麻 239-1	0799-74-4877

(3) 県への応援要請

フェニックス防災システムを通じて県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）の応援要請を行う。

3　ボランティアの活動内容

救援物資の受入れ、仕分け作業、在庫整理、荷出し、積載等ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動項目	活 動 内 容 等
物資の仕分け	①　救援物資集積拠点､避難所及び公共施設での市民並びに他市町村からの物資の受入れ並びに搬入作業 ②　物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ③　必要物資・数量の把握及び本部との調整、避難者への公平・適切な配布
物資の搬送	①　救援物資集積拠点を中心とした配送及び地区拠点から避難所等への配送 ②　輸送手段及び要員等の計画・確保
物資の寄贈	民間団体等からの物資提供
避難所の運営	①　指定施設、緊急的に設営した施設等での活動 ②　避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ③　避難所の自立のための情報提供･援助及び避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ④　問い合わせ等への対応
炊き出し	①　炊き出しの拠点施設、避難所等での活動 ②　炊き出しのための物資の調達及び必要量の把握
救護所の運営	①　避難所及びあらかじめ指定した場所並びに緊急的に設営した施設等での活動 ②　医療関係者への協力並びに医療物資の搬送、調達及び管理
医療・治療	①　救護所開設、避難所回診等及び負傷者の介護・支援 ②　救護所・避難所での避難者の治療及び高齢者等の健康チェック ③　在宅者（負傷者・高齢者等）への対応及び健康チェック ④　在宅居住被災者への支援
介　護	①　避難所・救護所等の負傷者の介護、簡易治療及び高齢者等の健康チェック ②　在宅負傷者等への対応及びその他相談への対応
介助・支援	①　避難所・救護所等の負傷者、被災者及び高齢者等の介助 ②　その他負傷者・高齢者・要援護者等に対する介助活動、健康チェック及び相談への対応
被災者受入れ	高齢者・要配慮者等で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象とした受入れ
情報伝達・広報	避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報誌配布等
情報収集	①　災害発生地域の被害調査、不足品調査その他緊急的に必要な措置、物資等の調査 ②　避難所内及び災害発生地域での被災者情報･避難所情報等の収集並びに災害対策本部への連絡

4　協力者への保険

団体組織、ボランティア等市の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて、傷害保険をかけることを検討する。

第１５　海外からの支援の受入れ

項目	実施担当	関係機関
海外からの支援の受入れ	総務班	

市（総務班）は、海外（在日米軍からの支援を含む。）からの救援隊受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第１６　交通・輸送施設の応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１．港湾・漁港施設における応急対策の実施	建設班、商工・農林水産班	第五管区海上保安本部（神戸海上保安署）、港湾管理者、漁港管理者

１　港湾・漁港施設における応急対策の実施

〔実施機関：市（建設班、商工・農林水産班）、第五管区海上保安本部（神戸海上保安署）、港湾管理者、漁港管理者〕

(1) 各関係機関の応急対策

①　第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部（神戸海上保安署）は、巡視船艇等により災害状況の調査を行い、次の応急対策を実施するほか、必要に応じ航行警報の放送・水路通報により船舶等に周知する。

ア　海難その他海上災害が発生した場合の救助

イ　港内における船舶交通の安全確保のため、航行の制限、航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

ウ　緊急海上輸送に対する支援

エ　危険物の保安措置

②　港湾管理者・漁港管理者

港湾管理者・漁港管理者は、港湾・漁港施設が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し港湾機能の回復に努める。

必要に応じて、国土交通省・水産庁に、港湾・漁港施設復旧等の技術指導を要請する。

第１７　ライフラインの応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１．電力の確保		関西電力送配電㈱（淡路配電営業所）
２．ＬＰガス		(一社)兵庫県ＬＰガス協会
３．電気通信の確保		西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱
４．水道の確保	下水道班	淡路広域水道企業団
５．下水道の確保	下水道班	

１　電力の確保

〔実施機関：関西電力送配電㈱（淡路配電営業所）〕

(1) 防災体制

①　地域における防災体制

関西電力及び関西電力送配電の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸及び播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア　神戸及び播磨・但馬地域非常災害対策総本部

イ　神戸及び播磨・但馬地域送配電対策本部

ウ　神戸及び播磨・但馬地域送配電警戒本部

＊送配電とは関西電力送配電のことをいう。

②　総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。

(ｱ) 神戸及び播磨・但馬地域内で震度６弱以上の地震が発生した場合

(ｲ) 兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された場合

(ｳ) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

(ｴ) 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合

イ　総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。

(ｱ)非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合

(ｲ)その他必要な場合

③　体制の確立

関西電力及び関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

ア　休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。

イ　対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

(2) 災害応急対策に関する事項

①　災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

（一般情報）

ア　気象、地象情報

イ　一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

ウ　社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

エ　その他災害に関する情報（交通状況等）

（関西電力及び関西電力送配電被害情報）

オ　電力施設等の被害状況及び復旧状況

カ　停電による主な影響状況

キ　復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

ク　従業員等の被災状況

ケ　その他災害に関する情報

②　情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

③　通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは､本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力及び関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

①　広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、

公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬ アラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 要員の確保

① 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。

② 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

① 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

② 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

③ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険

予防措置を講ずる。

(8) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

(9) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

エ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

③ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(10) 災害復旧に関する事項

① 復旧計画

ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

(ｱ) 復旧応援要員の必要の有無
(ｲ) 復旧要員の配置状況
(ｳ) 復旧用資機材の調達
(ｴ) 復旧作業の日程
(ｵ) 仮復旧の完了見込
(ｶ) 宿泊施設、食糧等の手配
(ｷ) その他必要な対策

イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

② 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

2 ＬＰガス

〔実施機関：(一社)兵庫県ＬＰガス協会〕

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、直ちに(一社)兵庫県ＬＰガス協会内に、兵庫県ＬＰガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

③ 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、ＬＰガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

また、災害地区の市、町内会等に依頼し、広報車等を利用して、市民自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう市民に周知するとともにＬＰガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

イ ローラー作戦の展開

ＬＰガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、ＬＰガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防団班等との協力を得て迅速に回収する。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

エ　高齢者等弱者対策

ＬＰガス販売事業所は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障がい者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

④　復旧対応

ア　ＬＰガスの供給

(ｱ) 病院、避難所等を優先に、ＬＰガスの供給を行うものとする。

(ｲ) 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、ＬＰガスの国家備蓄の放出に備える。

イ　電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにＬＰガス電話相談窓口を開設し、市民の要望に対応する。

ウ　不要容器の回収

不要となったＬＰガス容器・カセットボンベについては、市の本部班と連携をとりながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

エ　要員の確保

市及び県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

３　電気通信の確保

〔実施機関：西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱〕

(1) 西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱

次のとおり応急対策を実施することとする。

①　災害発生直後の対応

ア　被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

イ　防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

②　復旧作業に至るまでの対応

ア　通信途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

(ｱ) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

(ｲ) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

(ｳ) 電話回線網及び伝送路切換措置等の実施
(ｴ) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
(ｵ) 非常用可搬形ディジタル交換装置の運用
(ｶ) 臨時・特設公衆電話の設置
(ｷ) 停電時における公衆電話の無料化

イ　通信の混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(ｱ)通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施
(ｲ)非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施
(ｳ)「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」での輻輳緩和の実施

(2) ＫＤＤＩ㈱

①　情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

ア　災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ　必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

②　準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

③　防災に関する組織

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ　災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

④　通信の非常疎通措置

ア　災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるとこ

ろにより、利用制限等の措置をとる。

⑤　設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

(3) ソフトバンク㈱の応急対策

ソフトバンク㈱は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

①　災害発生直後の対応

ア　情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

イ　防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

②　復旧作業に至るまでの対応

ア　応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って 110 番や 119 番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ　応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

ウ　公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）。

エ　災害時のＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、ＷＥＢサイトで地図等を用いて情報を公開する。

4　水道の確保

〔実施機関：市（下水道班）、淡路広域水道企業団〕

(1) 災害発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

② 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

③ 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援を県に要請する。あるいは、県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(2) 復旧過程

① 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

② 施設毎の復旧方法

ア　貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

イ　送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

(ｱ) 第１次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第１次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

(ｲ) 第２次応急復旧

第１次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

③　復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

④　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

5　下水道の確保

〔実施機関：市（下水道班）〕

(1) 災害発生直後の対応

①　被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

②　下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

ア　二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

イ　調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

ウ　調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

③　他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

(2) 復旧過程

①　復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

②　施設毎の応急措置・復旧方法

ア　管路施設

(ｱ) 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

(ｲ) マンホール等からのいっ水

分流式下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

イ　ポンプ場及び処理場施設

(ｱ) ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

(ｲ) 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

(ｳ) 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

(ｴ) 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

(ｵ) 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

a)　火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

b)　漏えい箇所の修復

c)　漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

(ｶ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

(ｷ) 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

③　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第１８　教育対策の実施

項目	実施担当	関係機関
教育対策の実施	教育班	県（教育事務所、県立学校）

１　応急対策

(1) 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから､避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、７日以内を原則として可能な範囲で協力する。

(→「避難対策の実施」の項を参照)

(2) 応急教育の実施のための措置

① 市（教育班）並びに県立学校長は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

ア 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告する。

② 教育部は、被災状況により次の措置を講じる。

ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用

エ 被災職員の代替等対策

(ｱ) 複式授業の実施

(ｲ) 昼夜二部授業の実施

(ｳ) 近隣市等からの人的支援の要請

(ｴ) 非常勤講師又は臨時講師の発令

(ｵ) 教育委員会事務局職員の応援

③ 災害救助法に基づく措置

ア 市（教育班）は、学校及び県教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

(ｱ) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(ｲ) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具並びに通学用品

イ　教育部は、災害により補給を要する教科書の状況について県教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

(3) 心の健康管理

市（教育班）は、次の措置を講じる。

①　被災児童生徒への心のケア

ア　教職員によるカウンセリング

イ　電話相談等の実施

ウ　教育相談センター、洲本健康福祉事務所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携

②　教職員の心の健康管理

ア　グループワーク活動の展開

イ　災害救急医療チーム派遣制度の確立

(4) 教育施設の応急復旧対策

災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

①　県立諸学校

学校長は、軽易な復旧を判断・実施し、県教育委員会に報告する。業者を必要とする復旧は、県教育委員会の指示により行う。

②　市立諸学校

市（教育班）は、被害状況を淡路教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

③　社会教育施設

県の施設管理者は、被害状況を県教育委員会に報告する。状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

市（教育班）は、所管施設の被害状況を、淡路教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

④　指定文化財等

指定・登録文化財に被害が生じた場合、所有者や管理者は、教育部を経由して、県教育委員会に報告する。

なお、指定文化財等の被害が大きい場合は、文化庁、県教育委員会等と連携し、必要な行政手続きをとり、応急復旧対策を行うこととなる。

令和４年４月１日以降、市域の文化財に対する保護措置を、淡路市文化財保存活用地域計画に基づき講ずるものとする。

２　事前対策

(1) 学校の防災機能の強化

市（教育班）教育部は、学校が、災害時にその機能を損なうことのないよう、防火

性の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進する。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により、市と十分に協議調整を図る。

(2) 防災教育の推進

（→「防災に関する学習等の充実」の項を参照）

資　料

13-1　指定文化財一覧表

第１９　警備対策の実施

項目	実施担当	関係機関
警備対策の実施		淡路警察署

１　災害警備

淡路警察署は、県・市等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、市民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行う。

２　防犯対策

淡路警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、消防団と協力して、地域の巡回パトロールを行う。また、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、市（総務班）、避難所自治組織等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

第２０　旅客、帰宅困難者対策

項目	実施担当	関係機関
旅客、帰宅困難者対策	企画情報班、商工・農林水産班	㈱淡路ジェノバライン、淡路交通㈱、西日本ＪＲバス㈱、本四海峡バス㈱、神姫バス㈱、淡路島観光協会、商工会、観光・宿泊施設の管理者

１　旅客の安全確保

市（企画情報班）は、㈱淡路ジェノバライン、淡路交通㈱、西日本ＪＲバス㈱、本四海峡バス㈱などの公共交通機関に警報や避難情報を伝達し、旅客の安全確保を求める。

船舶・バスの事業者は、航路・道路施設の安全を確認し、車両、旅客の安全を確保する。事業者が旅客の安全を確保できない場合は、市の避難場所へ旅客を誘導する。

２　観光・宿泊客の安全確保

市（商工・農林水産班）は、淡路島観光協会、商工会等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に警報や避難情報等を伝達し、観光・宿泊客等の安全確保を求める。

観光・宿泊施設の管理者は、施設の安全を確認し、観光・宿泊客の安全を確保する。

宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を、安全な宿泊施設へ移送・受入れを行う。

施設管理者が安全を確保できない場合は、市の避難場所へ観光・宿泊客を誘導する。

３　帰宅支援

道路が寸断される等して、多数の旅客、観光・宿泊客、市外通勤者等が、長時間市内に滞留せざるを得なくなった場合は、県にヘリコプター等による滞留者の移送を要請する。

第２１　危険物施設等の応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１ 消防法に定める危険物（石油等）	本部班、企画情報班、総務班、下水道班、建設班	危険物取扱事業所、淡路広域消防事務組合、淡路広域水道企業団、報道機関、淡路警察署、第五管区海上保安本部、県（消防課）、医療機関、道路管理者、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱
２ 高圧ガス	本部班	高圧ガス事業所、淡路広域消防事務組合、県（産業保安課）、淡路警察署、第五管区海上保安本部
３ 火薬類	本部班	火薬類取扱事業所、淡路広域消防事務組合、県（産業保安課）、淡路警察署
４ 毒物・劇物	本部班	毒物・劇物取扱事業所、淡路広域消防事務組合、県（県民局洲本健康福祉事務所）

１　消防法に定める危険物（石油等）

〔実施機関：危険物取扱事業所、淡路広域消防事務組合、市（本部班、企画情報班、総務班、下水道班、建設班）、淡路広域水道企業団、報道機関、淡路警察署、第五管区海上保安本部、県（消防課）、医療機関、道路管理者、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱〕

当該事業所等は、淡路広域消防事務組合に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下、「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

① 連絡通報

ア　責任者は、発災時に直ちに 119 番で淡路広域消防事務組合に通報するとともに、必要により、付近住民並びに近隣企業に通報する。

イ　責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。中でも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講じる。

③　医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

④　避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

⑤　住民救済対策

企業は、被害金額の僅少なものについて、企業自体の補償で救済する。

(2) 県、市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

①　災害情報の収集及び報告

淡路広域消防事務組合は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

■情報系統図

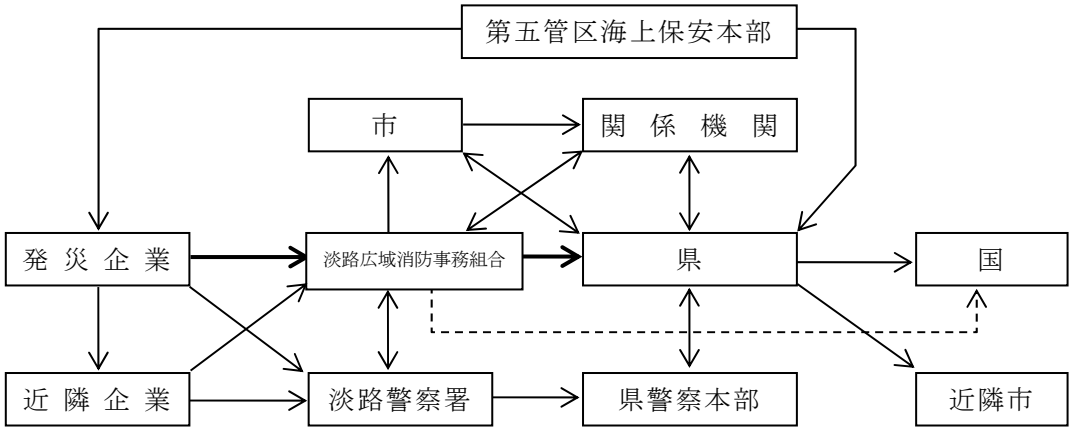

※点線は、消防庁が定める直接即報基準に該当する事故の場合

②　災害広報

市（企画情報班）、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③　救急医療

当該事業所、淡路警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、県、医療機関、その他関係機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

④　消防応急対策

淡路広域消防事務組合は､危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。必要に応じて兵庫県広域消防相互応援、知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を依頼する。

⑤　避難

市長は、淡路警察署と協力して避難指示等、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

なお、県は、災害の態様により海上避難等につき調整を行う。

⑥　災害警備

淡路警察署、第五管区海上保安本部は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

⑦　交通応急対策

道路管理者、淡路警察署、港湾管理者、第五管区海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

⑧　自衛隊、日赤等の出動

市（本部班）は、必要に応じて、県に自衛隊及び日赤等の出動要請を依頼する。

⑨　公共機関応急対策

関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、その他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施する。

⑩　給水

市（下水道班）・淡路広域水道企業団は、必要に応じ飲料水を供給する。

⑪　住民救済対策

企業、市、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

⑫　災害原因の究明

県、兵庫労働局、淡路警察署、淡路広域消防事務組合は、災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

2　高圧ガス

〔実施機関：高圧ガス事業所、市（本部班）、淡路広域消防事務組合、県（産業保安課）、淡路警察署、第五管区海上保安本部〕

当該事業所等は、淡路広域消防事務組合に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町等が総合的な対策を実施する。

(1) 緊急通報

①　高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、第五管区海上保安本部）に通報する。

②　通報を受けた防災関係機関は､状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

① 状況により、設備の緊急運転停止
② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
⑤ 状況により、防災要員以外の従業員の退避
⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検
⑦ 交通規制、船舶運航禁止措置

(4) 防災資機材の調達

① 事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達する。
② 県、淡路広域消防事務組合は、事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。
③ 淡路警察署、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

① 事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。
② 防災関係機関は､被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
③ 市（本部班）は、必要に応じ避難指示を行う。避難場所は、資料編に示す。

3 火薬類

〔実施機関：火薬類取扱事業所、市（本部班）、淡路広域消防事務組合、県（産業保安課）、淡路警察署〕

当該事業者等は、淡路広域消防事務組合に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市等関係機関が総合的な対策を実施する。

(1) 緊急通報

① 事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、淡路広域消防事務組合、淡路警察署）等に通報する。
② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本

部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

① 火薬類製造所における応急措置

ア 作業者は、原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。

イ 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、淡路広域消防事務組合（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供する。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

② 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

ア 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が貯蔵中の火薬類に及び引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出に当たっては、淡路警察署、淡路広域消防事務組合及び県等の関係機関に対して、連絡を密にして対処する。

イ 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、淡路広域消防事務組合（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行う。

③ 消費場所における応急措置

火薬類の使用者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

④ 運搬中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行う。

ウ 淡路警察署は、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力する。

(4) 避難

市（本部班）は、必要により避難指示を行う。避難場所は、資料編に示す。

4　毒物・劇物

〔実施機関：毒物・劇物取扱事業所、市（本部班）、淡路広域消防事務組合、県民局洲本健康福祉事務所〕

当該事業所等は、県（洲本健康福祉事務所）等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、関係機関等が総合的な対策を実施する。

(1) 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、県（洲本健康福祉事務所）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署等へ緊急通報を行う。

(2) 応急措置

① 県（洲本健康福祉事務所）は、事業所から緊急通報があった場合、事業所にマニュアルによる対応を徹底する。

② 淡路広域消防事務組合は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

③ 県（洲本健康福祉事務所）は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、淡路広域消防事務組合、淡路警察署等は、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 避難

市長（本部班）は、必要に応じて避難指示を行う。避難場所は、資料編に示す。

第２２　農林水産関係対策の実施

項目	実施担当	関係機関
農林水産関係対策の実施	商工・農林水産班	畜産生産者団体、卸売市場、淡路日の出農業協同組合、淡路市内各漁業協同組合、淡路家畜保健衛生所、県民局洲本農林水産振興事務所

１　畜産対策

市（商工・農林水産班）は、淡路家畜保健衛生所が実施する、畜舎及び家畜の被害状況把握に協力する。

生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

２　農業対策

市（商工・農林水産班）は、農業関係団体等と協力して、被害状況を把握し、応急対策を指導する。

３　水産対策

市（商工・農林水産班）は、漁業協同組合等と協力して、被害状況を把握し、応急対策を指導する。

第２３　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進

項目	実施担当	関係機関
１．土砂災害	建設班、消防団班	県民局洲本土木事務所、県民局洲本土地改良事務所
２．道路	建設班	県民局洲本土木事務所、兵庫国道事務所、本州四国連絡高速道路㈱
３．河川	建設班	県民局洲本土木事務所
４．港湾、漁港、海岸	建設班、商工・農林水産班	県民局洲本土木事務所、県港湾課、県民局洲本農林水産振興事務所
５．ため池	商工・農林水産班	ため池管理者、県民局洲本土地改良事務所
６．森林防災対策	商工・農林水産班	淡路森林組合、県民局洲本農林水産振興事務所
７．農業土木施設	商工・農林水産班	農地・農業用施設の受注者、農地・農業用施設の管理者、県民局洲本土地改良事務所
８．宅地防災対策	建設班	
９．建築物の防災対策	建設班	県民局洲本土木事務所
10．公園	建設班	県民局洲本土木事務所

１　土砂災害

〔実施機関：市（建設班、消防団班）、県民局洲本土木事務所、県民局洲本土地改良事務所〕

(1) 市、関係機関は、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 市（建設班）は、県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

(3) 市（建設班）は、県と協力して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

①　緊急復旧資材の点検・補強

②　観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）

③　クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

(4) 市（消防団班）は、危険箇所の住民に周知し、警戒避難を呼びかける。

(5) 市（建設班）は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県へ速やかに報告し県と協力して対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

(6) 市（建設班）は、急傾斜地崩壊危険区域について、地域防災計画に定める情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令と伝達（→「情報の収集・伝達」の項を参照）、避難対策（→「避難対策の実施」の項を参照）、救助対策（→「救助・救急、

医療対策の実施」の項を参照）等、被害の拡大防止措置を講じる。

２　道路

〔実施機関：市（建設班）、県民局洲本土木事務所、兵庫国道事務所、本州四国連絡高速道路㈱〕

道路管理者は、次の措置を講じる。

(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
(2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
(3) 緊急輸送道路について重点的に復旧、確保を図る。
(4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

３　河川

〔実施機関：市（建設班）、県民局洲本土木事務所〕

河川管理者は、次の措置を講じる。

(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
(2) 危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
(3) 河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。
(4) 市（建設班）は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

４　港湾、漁港、海岸

〔実施機関：市（建設班、商工・農林水産班）、県民局洲本土木事務所、県港湾課、県民局洲本農林水産振興事務所〕

港湾管理者、漁港管理者、海岸管理者は、次の措置を講じる。

(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。
(2) 決壊箇所等について、仮締切り、決壊防止工事を行う。
(3) 港内や海岸への漂着物の撤去を行う。

5　ため池

〔実施機関：市（商工・農林水産班）、ため池管理者、県民局洲本土地改良事務所〕

(1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
(2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
　① 緊急復旧資材の点検・補強
　② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
(3) 市（商工・農林水産班）は、市が定める警戒すべきため池について、県と協力して危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

6　森林防災対策

〔実施機関：市（商工・農林水産班）、淡路森林組合、県民局洲本農林水産振興事務所〕

市（商工・農林水産班）は、森林組合と協力して次の措置を講じる。

(1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
(2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
　① 緊急復旧資材の点検・補強
　② 警報機付伸縮計の設置
　③ 危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
(3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

7　農業土木施設

〔実施機関：市（商工・農林水産班）、農地・農業用施設の受注者、農地・農業用施設の管理者、県民局洲本土地改良事務所〕

(1) 施工中の農地・農業用施設の受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
(2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

8　宅地防災対策

〔実施機関：市（建設班）〕

(1) 市（建設班）は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。また、危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
(2) 被災宅地危険度判定士は、「被害状況調査・危険度判定票」を使用して判定し、判

定ステッカーを調査宅地に貼付する。

９　建築物の防災対策

〔実施機関：市（建設班）、県民局洲本土木事務所〕

(1) 市（建設班）は、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。また、応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
(2) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。
(3) 公共施設（特に避難所）の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

１０　公園

〔実施機関：市（建設班）、県民局洲本土木事務所〕

(1) 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。
(2) 速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告する。

第４節　その他の災害の応急対策の実施

第１　大規模火災の応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
大規模火災の応急対策の実施	本部班、総務班、企画情報班、消防団班	防火管理者、自主防災組織、淡路広域消防事務組合

１　消火活動の実施

淡路広域消防事務組合は、速やかに管轄区域内の火災（林野火災を含む。）の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

また、林野火災等において、地上隊による消火が困難なときは、県へ通報し、空中消火体制を要請する。

２　広報活動

市（企画情報班）、淡路警察署は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業者等）等に対して、防災行政無線同報系、広報車等により火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織等は、これに協力をする。

３　相互応援協定の運用

市（企画情報班）は、防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、県知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

４　他機関との連携

(1) 市（本部班）は、淡路警察署と相互に協力する。
(2) 市長は、必要に応じ自衛隊の出動を要請する。

５　避難、救出等

市（本部班、総務班）は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

6　救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市等よりの応援を求める。

7　消防計画

大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
② 危険物施設に対する防御
③ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
④ 救助・救急
⑤ 情報活動
⑥ 広報

(2) 消防活動計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため､消防活動計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

① 市災害対策本部との業務分担に関する事項
② 淡路広域消防事務組合、消防署・消防団の業務分担に関する事項
③ 職員の動員と編成・配置
④ 通信網の確保に関する措置
⑤ 情報収集等に関する体制
⑥ 市災害対策本部との連絡等に関する事項
⑦ 淡路警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
⑧ 重点防御に関する方針
　ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
　イ 避難路の防御に対する措置
　ウ 救助・救急に関する措置
⑨ 広報に関する措置

8　自主防災組織との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

(2) 市民及び自主防災組織等

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行う

とともに、可能な限り消防本部に協力するよう努める。

第２　危険物施設等の応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１.危険物事故の応急対策の実施	本部班、企画情報班、下水道班、消防団班	危険物取扱事業所、報道機関、淡路警察署、県（消防課）、医療機関、道路管理者、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、淡路広域消防事務組合、淡路広域水道企業団
２．高圧ガス事故の応急対策の実施	本部班、消防団班	高圧ガス事業所､県(産業保安課)､淡路警察署、淡路広域消防事務組合
３．火薬類事故の応急対策の実施	本部班、消防団班	火薬類取扱事業所、県（産業保安課）、淡路警察署、淡路広域消防事務組合
４．毒物・劇物事故の応急対策の実施	本部班、消防団班	毒物・劇物取扱事業所、県民局洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合

１　危険物事故の応急対策の実施

〔実施機関：危険物取扱事業所、市（本部班、企画情報班、下水道班・淡路広域水道企業団、消防団班）、報道機関、淡路警察署、県（消防課）、医療機関、道路管理者、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、淡路広域消防事務組合〕

当該事業所等が、淡路広域消防事務組合に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

(1) 事業所等

責任者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

① 連絡通報

ア　責任者は、発災時に直ちに 119 番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて付近住民及び近隣企業に通報する。

イ　責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。中でも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講じる。

③　医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

④　避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

⑤　住民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済する。

(2) 県、市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

①　災害情報の収集及び報告

市（本部班）は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

■情報系統図

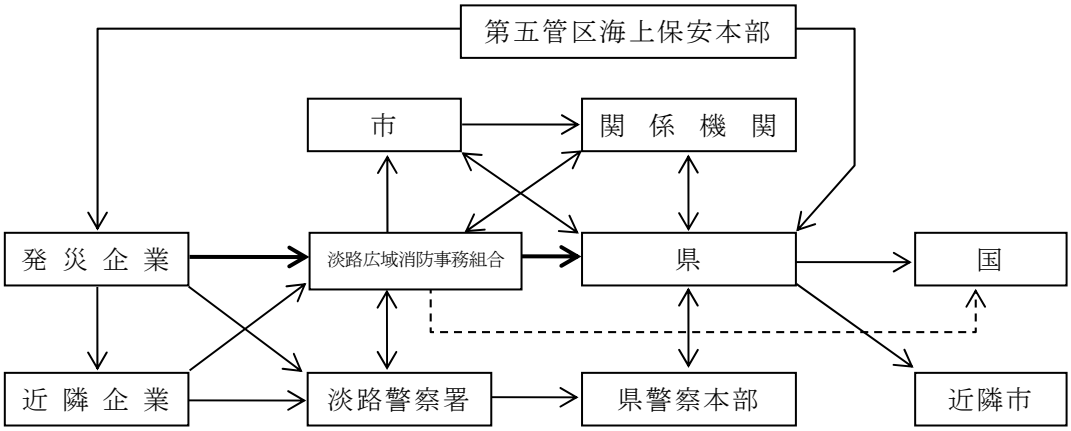

※点線は、消防庁が定める直接即報基準に該当する事故の場合

②　災害広報

市（企画情報班）、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③　救急医療

当該事業所、淡路警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、県、医療機関､その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

④　消防応急対策

淡路広域消防事務組合は､危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。必要に応じて兵庫県広域消防相互応援、知事の応援指示権の発動及び他府県への応援要請を依頼する。

⑤　避難

市長は、淡路警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

⑥　災害警備

淡路警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

⑦　交通応急対策

道路管理者、淡路警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域に及ぶ場合は、その周辺の交通対策に万全を期する。

⑧　自衛隊、日赤等の出動

市（本部班）は、必要に応じて、県に自衛隊及び日赤等の出動要請を依頼する。

⑨　公共機関応急対策

関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、その他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じて、応急対策を実施する。

⑩　給水

市（下水道班）・淡路広域水道企業団は、必要に応じて、飲料水を供給する。

⑪　住民救済対策

企業、市、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

⑫　災害原因の究明

淡路警察署、淡路広域消防事務組合は、災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

2　高圧ガス事故の応急対策の実施

〔実施機関：高圧ガス事業所、市（本部班、消防団班）、県（産業保安課）、淡路警察署、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部〕

当該事業所等は、淡路広域消防事務組合に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市等が総合的な対策を実施する。

(1) 緊急通報

①　事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、第五管区海上保安本部）に通報する。

②　通報を受けた防災関係機関は､状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

① 状況により、設備の緊急運転停止
② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
⑤ 状況により、防災要員以外の従業員の退避
⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検
⑦ 交通規制、船舶航行禁止措置

(4) 防災資機材の調達

① 事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達する。
② 県、淡路広域消防事務組合は、事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。
③ 淡路警察署、淡路広域消防事務組合は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

① 事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、ガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。
② 防災関係機関は､被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
③ 市（本部班）は、必要に応じ避難指示を行う。避難場所は、資料編に示す。

3 火薬類事故の応急対策の実施

〔実施機関：火薬類取扱事業所、市(本部班、消防団班)、県（産業保安課）、淡路警察署、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部〕

当該事業所等は、淡路広域消防事務組合に通報の上、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市等関係機関が総合的な対策を実施する。

(1) 緊急通報

① 事業所は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、第五管区海上保安本部）等に通報する。
② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業所は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業所は、防災関係機関との連携を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

① 火薬類製造所における応急措置

ア 作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。

イ 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、淡路広域消防事務組合（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供する。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

② 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

ア 事業所は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が及び貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出に当たっては、淡路警察署、淡路広域消防事務組合及び県等の関係機関に対して、連絡を密にして対処する

イ 事業所は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないときは、淡路広域消防事務組合（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行う。

③ 消費場所における応急措置

ア 火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

イ 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込む。

④ 運搬中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行う。

ウ 淡路警察署は、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力する。

(4) 避難

市（本部班）は、必要により避難指示を行う。避難場所は、資料編に示す。

4　毒物・劇物事故の応急対策の実施

〔実施機関：毒物・劇物取扱事業所、市（本部班、消防団班）、県民局洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合〕

事業所は、洲本健康福祉事務所等に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、関係機関等が総合的な対策を実施する。

(1) 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合、淡路警察署等へ緊急通報を行う。

(2) 応急措置

① 洲本健康福祉事務所は、事業所から緊急通報があった場合、事業所にマニュアルによる対応を徹底する。

② 淡路広域消防事務組合は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

③ 洲本健康福祉事務所は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、淡路広域消防事務組合、淡路警察署等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 避難

市長（本部班）は、必要に応じて避難指示を行う。 避難場所は、資料編に示す。

第３　突発重大事案の応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
突発重大事案の応急対策の実施	本部班、下水道班、消防団班	淡路警察署、淡路広域水道企業団、淡路広域消防事務組合

市長は、事故現場に出動した警察署、淡路広域消防事務組合等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報する。

１　現地対策部の設置

(1) 市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、災害が発生した区域を有する各事務所に現地対策部を設置する。
(2) 現地対策部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

２　現地対策部の機能

現地対策部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たる。

(1) 災害情報の収集及び伝達
(2) 広報
(3) 防災関係機関の情報交換
(4) 防災関係機関相互間における応急対策の調整
(5) 防災関係機関に対する応援要請
(6) その他必要な事項

３　現地対策部の廃止

市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策部を廃止する。

４　サリン等の発散による被害発生時の措置

(1) 警察官又は消防職員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

(3) 市（本部班）は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

5　突発重大事案における警察活動

淡路警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

(1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
(2) 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
(3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
(4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
(5) 遺体の収容及び検視
(6) 被災（害）状況の調査
(7) 広報活動
(8) その他必要な措置

第５節　大規模事故災害応急対策の実施

第１　交通災害応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１．情報の収集・伝達	本部班	県警察本部、淡路広域消防事務組合、航空運送事業者、道路管理者等
２．市災害対策本部の設置基準	本部班、企画情報班	
３．市災害対策本部の組織、運営	各班	
４．動員及び参集	本部班	
５．伝達方法	本部班	
６．防災関連機関等との連携促進	本部班、総務班、消防団班	県警察本部、淡路広域消防事務組合、市医師会、医療機関等
７．自衛隊への派遣要請	本部班	
８．専門家・専門機関等への協力要請	本部班	
９．救援・救護活動等の実施	本部班、福祉・救護班、消防団班	淡路警察署、淡路広域消防事務組合、自衛隊、第五管区海上保安本部、市医師会、道路管理者、洲本健康福祉事務所、医療機関、その他関係機関
１０．緊急輸送活動及び代替輸送	建設班	第五管区海上保安本部、淡路警察署、道路管理者
１１．こころのケア対策の実施	福祉・救護班、教育班	県（精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等）、航空運送事業者、道路管理者、道路運送事業者等
１２．遺体の保存、身元確認等の実施	市民班、生活環境班	淡路警察署、市医師会
１３．雑踏事故の応急対応	本部班、消防団班	行事等の主催者等、淡路警察署、市医師会、医療機関
１４．危険物等への対策の実施	本部班、消防団班	第五管区海上保安本部、淡路警察署、道路管理者
１５．災害情報の提供と相談活動の実施	本部班	航空運送事業者、関係機関

1　情報の収集・伝達

〔実施機関：県警察本部、市（本部班）、淡路広域消防事務組合、航空運送事業者、道路管理者等〕

(1) 航空災害の第一報の情報伝達

①　市域内における航空機の墜落等

市域内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

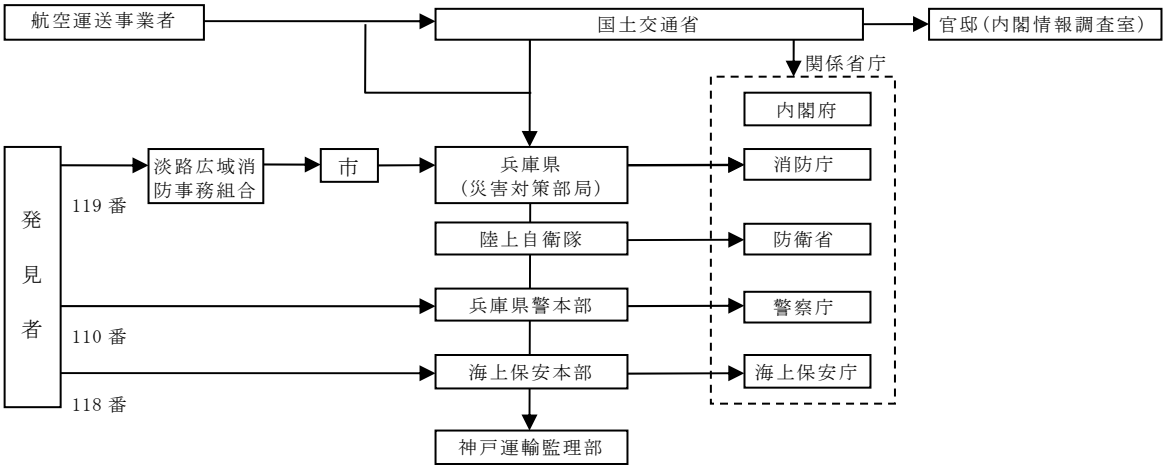

注１　県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は、相互に情報を交換する。
２　連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す。）
官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
警察庁：警備局警備運用部警備第二課
海上保安庁：総務部国際・危機管理官
防衛省：運用局運用課
消防庁：応急対策室
第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用指令センター
兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）
企画管理部防災局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市：危機管理課、淡路広域消防事務組合

(2) 道路災害等の第一報の情報伝達

①　道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の流出等の場合は、第３章災害応急対策計画第３節第 21「危険物施設等の応急対策の実施」に掲載の系統図による。

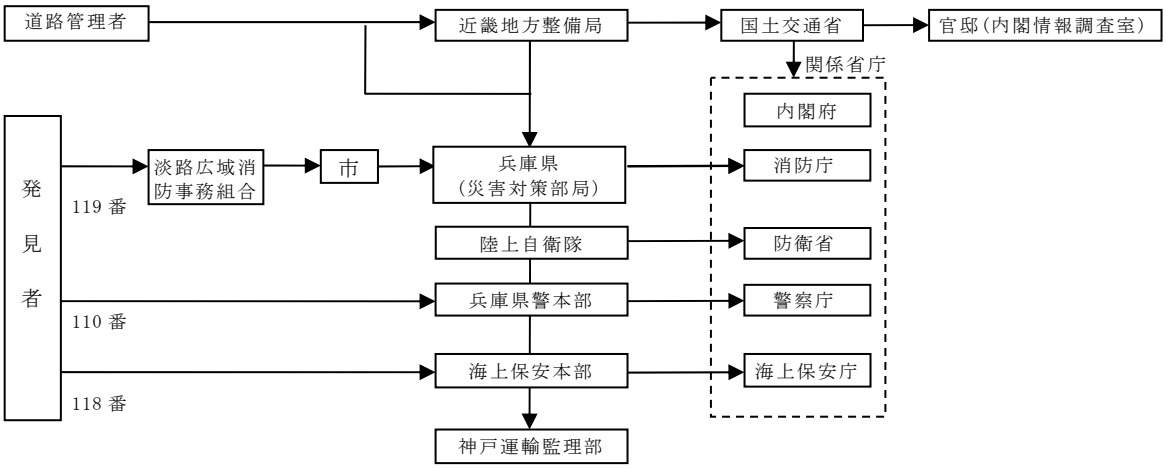

注１ 県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は、相互に情報を交換する。
２ 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す。）
官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
国土交通省：道路局国道・技術課
内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
警察庁：警備局警備運用部警備第二課
海上保安庁：総務部国際・危機管理官
防衛省：運用局運用課
消防庁：応急対策室
近畿地方整備局：道路部
第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用指令センター
兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）
企画管理部防災局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市：危機管理課

② 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。
この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

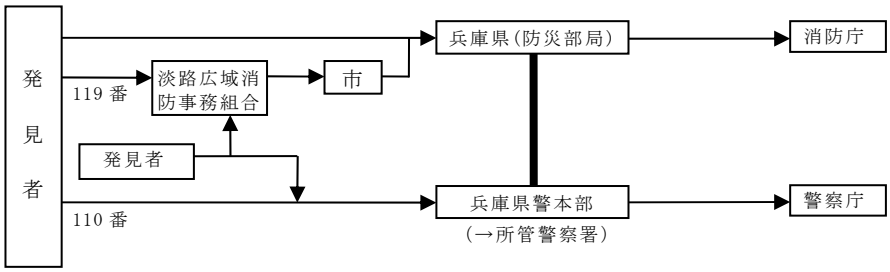

注１ 県内における関係機関（県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は、相互に情報を交換する。
２ 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す。）
警察庁：警備局警備運用部警備第二課
消防庁：応急対策室
兵庫県：各県民局総務企画室総務防災課等（勤務時間内の場合）
企画管理部防災局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：地域部地域企画課、警備部災害対策課

市：危機管理課

(3) 災害情報等の収集、報告等

① 収集の方法

市（本部班）は、火災、事故又は災害（以下、この節において「災害等」という。）の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報等」という。）を収集する。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

② 報告基準

市（本部班）は、次の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県又は国（消防庁）に災害情報等を報告する。

〔火災〕

ア 交通機関の火災

航空機、自動車の火災で次に掲げるもの

(ｱ) 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

(ｲ) トンネル内車両火災

イ その他

特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの

（例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

〔危険物等に係る事故〕

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

（例）(ｱ) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（直接即報基準）

(ｲ) 負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ) 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）

(ｴ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの

(ｵ) 海上、河川への危険物等の流出事故

(ｶ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

(ｷ) その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

〔救助・事故〕

(ｱ) 死者５人以上の救急事故

(ｲ) 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が 30 名以上の救急事故

(ｳ) 要救助者が５人以上の救助事故

(ｴ) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

(ｵ) その他社会的影響度が高い救急・救助事故

（例）a) 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

b) バスの転落による救急・救助事故

c) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

〔災害〕

(ｱ) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(ｲ) 災害対策本部を設置したもの

(ｳ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの

(ｴ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの

(ｵ) (ｱ)～(ｳ)に定める災害になるおそれのある災害

③ 報告系統

ア 市（本部班）は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。

イ 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報等を報告する。ただし、その場合にも市（本部班）は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県（災害対策本部）に対して報告する。

④ 報告手段

ア 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。

イ 市（本部班）は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

ウ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。

エ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

オ 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽して伝達するよう努める。

⑤ 報告内容

ア 緊急報告

(ｱ) 市

市（本部班）は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するこ

ととする。

a) 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災）

b) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

c) 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

a 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

b バスの転覆等による救急・救助事故

c ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

市（本部班）は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨を県にも後で報告することとする。

（報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれにより難い場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

(ｲ) 交通機関

運行状況及び施設の被災状況（高速道路、船舶）について、速やかに県にその状況を報告する。

イ 災害概況即報

市（本部班）は、報告すべき災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

（災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できる何らかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、フェニックス防災システム、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。）

ウ　被害状況即報

(ｱ) 市（本部班）は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

(ｲ) 市（本部班）は、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

エ　災害確定報告

市（本部班）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

オ　その他

本計画に定めるほか、災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う。

カ　被害調査報告

市における被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、次のとおりである。

■調査事項・担当・報告先一覧

調査事項		調査担当	報告先
災害即報		市（各班）	市（本部班）→県事務局
道路の不通状況	市道	市(建設班、現地対策部)	県民局洲本土木事務所
	その他	各道路管理者	県道路保全課、市（建設班）
災害全般		淡路警察署	県災害対策課、市（本部班）

キ　支援要請

市における支援要請は、以下に示すとおりである。

■県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	市（本部班）	県地方本部
海上輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
航空輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
陸上自動車輸送の斡旋	市（本部班）	県地方本部事務局
放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
緊急警報放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
報道要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
消防・救急応援	淡路広域消防事務組合	県事務局
ヘリの出動	市（各班）	市（本部班） →県地方本部事務局
災害救援専門ボランティアの派遣	市（各班）	市（福祉・救護班） →県地方本部事務局
医療関係者の派遣	市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
患者受入医療機関の斡旋	各医療機関 市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	淡路広域消防事務組合 →県事務局

要請事項	要請元	要請先
船艇による患者搬送	各医療機関	県地域保健医療情報センター
建設資機材等の斡旋	市（各班）	市（建設班）→県事務局
警察官の協力要請	市（各班）	市（本部班）→淡路警察署
救助用建設資機材	市（建設班）	県事務局

資　料

3－5　関係機関の通信窓口一覧表
3－6　火災・災害等即報要領
15-3　応急対策の実施状況の報告様式
15-4　参集途上における被害状況報告の報告様式
15-5　災害発生時電話受付記入票の様式
15-6　災害確定報告の様式
15-7　災害即報報告（被害状況報告書）の様式
15-8　災害即報報告（被害状況について）の様式
15-9　人的被害調書の様式
15-10　被害状況調書の様式
15-11　被災者台帳の様式
15-12　被害調査　調査員名簿の様式

2　市災害対策本部の設置基準

〔実施機関：市（本部班、企画情報班）〕

本部長は、下記の本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めたときは、災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づき、「淡路市災害対策本部」を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

①　大規模な事故災害が発生したとき ②　その状況により、市内に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所（防災あんしんセンター）内に置く。ただし、建物損壊等により災害対策本部の機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、本部長が定めた場所に本部を移設する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったと認めたとき又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに、次のとおり電話その他適当な方法により通知する。

■表　報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市　民	本部班長 企画情報班長	市防災行政無線・広報車・報道機関
県知事 警察署長 消 防 長 その他防災関係機関	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
隣接市長	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
報道機関	企画情報班長	電話・口頭又は文書

3　市災害対策本部の組織、運営

〔実施機関：市（各班）〕

(1) 組織の構成

災害対策本部の組織は、次のとおり構成する。

図　災害対策本部の組織体制

(2) 組織の概要

① 市長を本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、災害対策本部機構は、本来の行政組織を主体にし機能別に編成する。

② 副市長を副本部長とする。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

③ 教育長、理事を本部長付とする。本部長付は、副本部長を補佐する。

④ 各部長相当職を本部員とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。

⑤ 本部長の命令あるいは災害対策本部で決定した事項等は、本部員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、災害対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部員を通じて災害対策本部に連絡する。

⑥ 班長は、各班を指揮監督する。

⑦ 班員は、班長の命を受けて災害対策に従事する。

(3) 災害対策本部の運営

① 本部会議の開催

本部長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備態勢と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

(ｱ) 災害応急対策に関すること
(ｲ) 自衛隊、県、他市町及び公共機関への応援の要請に関すること
(ｳ) 災害救助法の適用に関すること
(ｴ) その他災害対策の重要事項に関すること
(ｵ) 本部の配備態勢の切替え及び廃止に関すること

② 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

ア 災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

(ｱ) 被害状況図・黒板等の設置
(ｲ) 住宅地図等その他地図類の確保
(ｳ) 携帯ラジオ・テレビの確保
(ｴ) コピー機等の複写装置の確保
(ｵ) ビデオ・テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保
(ｶ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
(ｷ) 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
(ｸ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
(ｹ) その他必要資機材の確保

イ　通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

(ｱ) 防災行政無線（移動系、同報系）
(ｲ) 電話、携帯電話等

ウ　自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

③　警察及び自衛隊との連携

本部長は、警察及び自衛隊を受け入れた場合は、警察署員及び自衛隊員をそれぞれ１名以上本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請する。

４　動員及び参集

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 動員及び参集

災害が発生したときは、危機管理部長は直ちに市長に連絡し、市長は被害状況により、配備態勢の指示を行う。

危機管理部長は、市長の指示により、直ちに各課長にその旨を伝達するとともに、態勢に応じた職員に動員指令を伝達する。

なお、市長が不在のときは、副市長、教育長、理事並びに危機管理部長の順に配備態勢の指示を行う。また、危機管理部長が不在のときは、危機管理課長、消防防災課長の順に市長等に連絡し、かつ、市長等の指示により、直ちに各部長にその旨を伝達するとともに態勢に応じた動員指令を職員に伝達する。

資　料

15-１　動員報告書の様式

15-２　災害対策従事者名簿の様式

５　伝達方法

〔実施機関：市（本部班）〕

動員指令の伝達は、庁内放送、ひょうご防災ネット、庁内システムを利用した情報伝達、防災行政無線、電話等あらゆる手段をもって対処する。

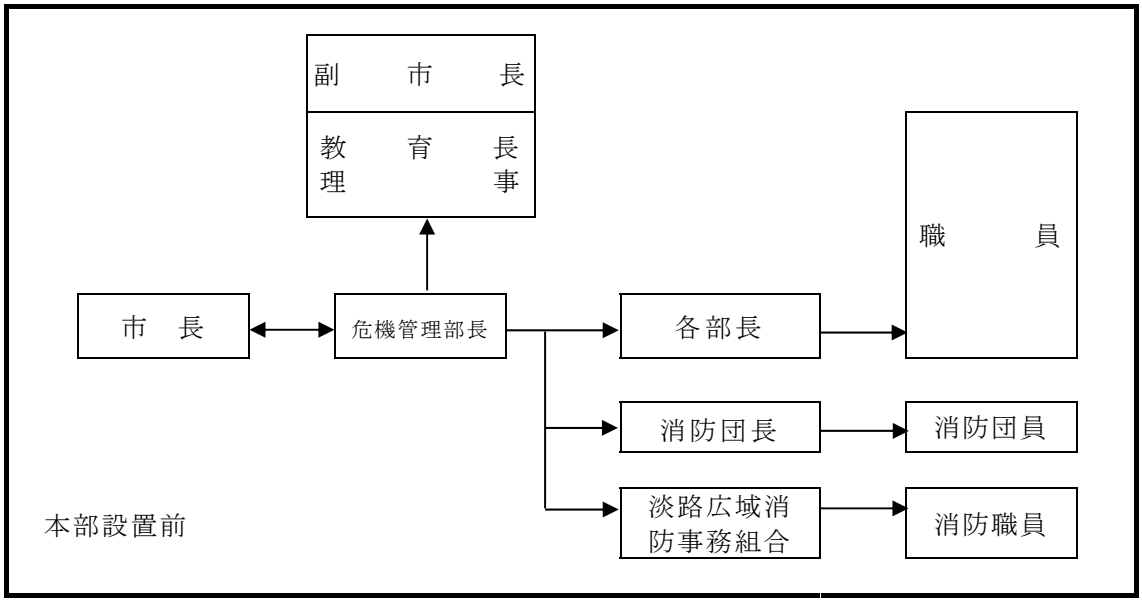

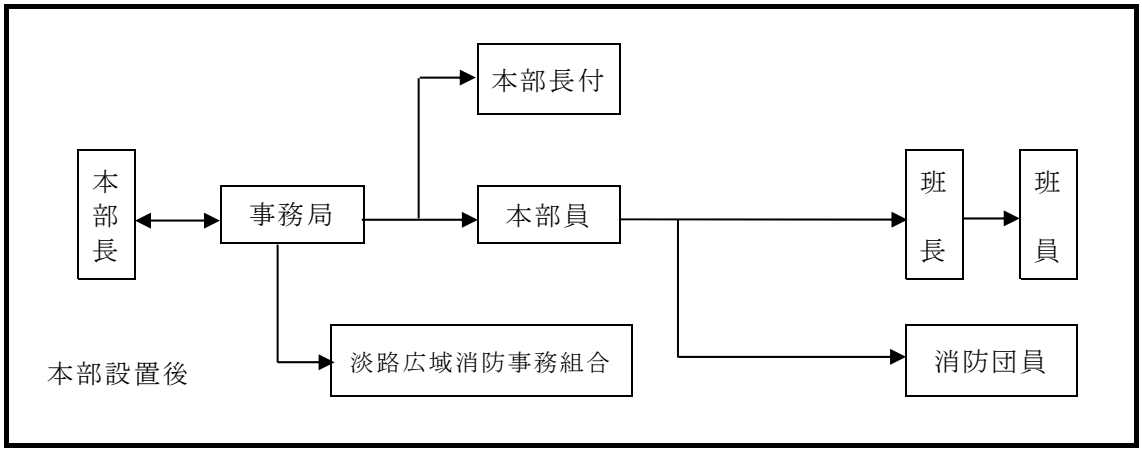

6　防災関連機関等との連携促進

〔実施機関：県警察本部、市（本部班、総務班、消防団班）、淡路広域消防事務組合、市医師会、医療機関等〕

(1) 関係機関との連携

①　高速道路に係る消防相互応援協定・覚書

高速道路における消防業務の責任分担や応援を定めた協定・覚書が定められており、関係機関はこれに基づいた消防活動を行う。

また、県内の高速道路及び自動車専用道路を対象とする危険物運搬車両等の事故への対応として、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」が定められており、中部近畿産業保安監督部近畿支部、県、県警察本部、消防機関、道路管理者等は、この指針に従い対応する。

②　市（消防団班）・淡路広域消防事務組合の対応

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確

立する。

ア　重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

(ｱ) 大規模事故の発生を未然に防止するため、火災等の初期鎮圧と延焼防止

(ｲ) 危険物施設に対する防御

(ｳ) 広域避難地に通じる避難路の火災等に対する防御

(ｴ) 救助・救急

(ｵ) 情報活動

(ｶ) 広報

イ　消防活動計画に定める基本的事項

大規模事故に対処するため、消防活動計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

(ｱ) 市大規模事故災害対策本部との業務分担に関する事項

(ｲ) 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項

(ｳ) 職員の動員と編成・配置

(ｴ) 通信網の確保に関する措置

(ｵ) 情報収集等に関する体制

(ｶ) 市大規模事故災害対策本部との連絡等に関する事項

(ｷ) 淡路警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項

(ｸ) 重点防御に関する方針

a)　密集地の危険物施設の事故等に対する措置

b)　避難路の防御に対する措置

c)　救助・救急に関する措置

(ｹ) 広報に関する措置

③　市の対応

ア　県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う（災害対策基本法第 68 条）。

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第 30 条第 1 項及び第 2 項）

イ　指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条第 2 項）

ウ　他市町村への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第 67 条）

また、災害相互応援協定先に各種応援を要請する。

エ　応援の受入れ

市（総務班）は、各部局からの応援要請に基づき応援隊を配分する。市（各部局）は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報を提供する。

オ　周辺市町での事故発生時の対応

市（本部班）は、周辺の市町で大規模事故が発生した場合、現場の市町に職員を派遣するなど、連携強化に努める。また、必要に応じて負傷者・遺族支援策として、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等に努める。

資　料

4－1　災害時応援協定一覧表
15-13　災害応急対策業務要請書の様式
15-14　災害応急対策業務要請書の様式
15-15　災害応急対策業務実施報告書の様式

7　自衛隊への派遣要請

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 災害派遣要請の方法

①　市長→知事→自衛隊

ア　市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、淡路警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する理由
(ｲ) 派遣を希望する期間
(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(ｴ) 派遣部隊の展開場所
(ｵ) その他参考となるべき事項
a)　要請責任者の職氏名
b)　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
c)　派遣地への最適経路
d)　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

イ　市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

ウ　市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路

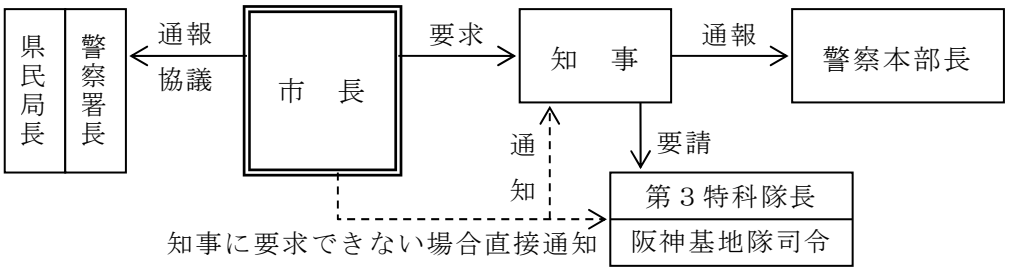

② 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（工場災害等多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号アに掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡する。

(2) 要請先等

① 要請先

区　分	あて先	所在地
陸上自衛隊	第３特科隊長	姫路市峰南町１番 70 号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町 37
航空自衛隊	（第３師団長経由）	（伊丹市広畑１の１）

② 連絡先

区　分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災係）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	第３特科隊 （第３科）	(0792)22-4001 内線 650,238 FAX 217	(0792)22-4001 内線 302（当直司令） FAX 398
	阪神基地隊 （警備科）	(078)441-1001 内線 230 FAX 239	(078)441-1001 内線 230（当直幹部） FAX 389

（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 受入準備

派遣を要請した機関（市は本部班）は、次の措置をとる。

① 作業実施期間中の現場責任者の指定

② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）

③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

(4) 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

(5) 活動内容

① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

② 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

③ 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

④ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

⑤ 応急医療及び救護

被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

⑥ 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

⑦ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

⑧ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

⑨ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(6) 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

④ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

資　料

15-16 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式

15-17 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

8　専門家・専門機関等への協力要請

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 県への要請

市（本部班）は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

（要請事項の例）

① 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
③ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
④ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
⑤ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
⑥ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
⑦ 道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
⑧ 代替交通対策
⑨ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上、負担する。

9　救援・救護活動等の実施

〔実施機関：市（本部班、福祉・救護班、消防団班）、淡路広域消防事務組合、自衛隊、第五管区海上保安本部、市医師会、道路管理者、淡路警察署、洲本健康福祉事務所、医療機関、その他関係機関〕

(1) 捜索、救助、消火及び避難誘導活動

① 捜索活動

航空災害などにおいて事故現場が不明な場合など、必要に応じて淡路警察署、市及び関係機関は相互に連携して捜索を実施する。

ア 淡路警察署

淡路警察署は、次の措置を講じる。

(ｱ) 負傷者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施

(ｲ) 必要な交通規制の実施

イ 市

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

(ｱ) 行方不明者情報の収集

市（福祉・救護班）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、淡路警察署に提出し連携する。

(ｲ) 捜索活動

救出活動で編成された救出班は、行方不明者リストに基づき、淡路警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動に当たる。行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、淡路警察署に連絡する。

ウ　第五管区海上保安本部

海上における捜索活動を行うこととし、さらに可能な場合は、必要に応じ、市の活動を支援する。

エ　自衛隊

必要に応じて捜索活動を行う。

②　救助活動

ア　事業者等

(ｱ) 航空災害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行う。

(ｲ) 道路災害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、市の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力する。

イ　市

(ｱ) 市（本部班）は、救出班を編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。

(ｲ) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

a)　応援を必要とする理由

b)　応援を必要とする人員、資機材等

c)　応援を必要とする場所

d)　応援を必要とする期間

e)　その他必要な事項

ウ　淡路広域消防事務組合

(ｱ) 負傷者等の救助活動を実施する。

(ｲ) 消防長は､被災市町等からの要請又は兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

エ　自衛隊

知事の要請等により救出活動を実施する。（→「自衛隊への派遣要請」の項を参照）

オ　第五管区海上保安本部

(ｱ) 巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救出活動を実施する。

(ｲ) 負傷者等の搬送に当たって臨時ヘリポートの使用等、関係機関との緊密な連携を図る。

カ　その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

市（本部班）は、建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

③　消火活動

ア　事業者等

(ｱ) 航空災害

a)　航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。航空機の消火に当たっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行う。

b)　航空運送事業者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

(ｲ) 道路災害

道路管理者は、市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

イ　淡路広域消防事務組合

(ｱ) 速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。

(ｲ) 化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施することとする。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

(ｳ) 淡路警察署と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

(ｴ) 発災現場以外の区域の消防団班は、発災現場を所管する消防機関等からの要請又は相互応援協定に基づき応援をする。

④　避難誘導活動

航空機又は自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、運転者等は、乗客、乗員等を避難させる。

市（本部班）は、航空機又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、淡路警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

(2) 医療活動の実施

市（福祉・救護班）は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。

①　現地救護所の設置

市（福祉・救護班）は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

② トリアージの実施と現場での医療活動

市（福祉・救護班）は、必要に応じ、市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

③ 特殊な治療活動の実施

ア 航空運送事業者、市、淡路広域消防事務組合、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。（→本節「特殊な治療活動等への対応」参照）

イ 道路管理者、市、淡路広域消防事務組合、その他関係機関は、道路災害の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

④ 負傷者等の搬送先の確保

ア 負傷者等の搬送については、原則として淡路広域消防事務組合が搬送先医療機関を確保し、下記施設の活用を図る。その際、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定に配慮する。

(ｱ) 救急告示病院・診療所
(ｲ) ２次救急医療機関
(ｳ) 災害拠点病院
(ｴ) その他の医療施設
(ｵ) 現地救護所

イ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに淡路警察署に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

⑤ 現場から医療施設への負傷者の搬送等

ア 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。

イ 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

(ｱ) 救急指定病院の患者搬送車の活用
(ｲ) その他の応急的に調達した車両の活用
(ｳ) 隣接市への応援要請

ウ 市（本部班）及び淡路広域消防事務組合は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合､県又はドクターヘリ基地病院へヘリコプターの出動を要請する。（ヘリコプターを有する他機関）

(ｱ) 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。）
(ｲ) 自衛隊等
(ｳ) ドクターヘリ基地病院　等

⑥　医薬品等の供給

ア　市（福祉・救護班）は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合､県民局洲本健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

イ　販売業者は、市の指定する搬送先医療機関への供給を行う。

⑦　費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

⑧　災害拠点病院（兵庫県立淡路医療センター）の活動

ア　災害が他の二次医療圏域で発生した場合

(ｱ) 被災圏域で対処できない負傷者を受け入れ、治療を行う。

(ｲ) 被災圏域へ救護班を派遣する。

(ｳ) 広域災害・救急医療情報システムを活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じる。

イ　災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

(ｱ) 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。

(ｲ) 必要に応じて、災害現場へ救護班を派遣する。

(ｳ) 災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について淡路広域消防事務組合へ要請する。

(ｴ) 広域災害・救急医療情報システムを活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

(3) 特殊な治療活動等への対応

①　多発外傷への対応

ア　現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

(ｱ) 淡路広域消防事務組合・市（消防団班）等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、医療機関に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。

(ｲ) 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県医務課）に連絡する。

(ｳ) 消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院へヘリコプターの出動待機を求める。

イ　二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消

防本部に対し、二次搬送の要請をする。

医療機関、市（消防団班）は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーターと連携をとり、二次搬送先を決定する。

② 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

ア 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

(ｱ) 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の負傷者等を発見した場合は、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

(ｲ) 搬送担当機関、災害医療コーディネーターその他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域保健医療情報センター又は県医務課）に連絡する。

(ｳ) 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院へヘリコプターの出動待機を求める。

イ 二次搬送等

(ｱ) 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をする。また、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定する。

(ｲ) 市（消防団班）及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

③ 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

ア 原因物質の特定

(ｱ) 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した市（消防団班）、淡路警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（072-727-2499:24時間対応）に連絡を取り、原因物質の絞り込みを行う。

(ｲ) 市（消防団班）、淡路警察署、医療機関、洲本健康福祉事務所・市保健センター等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警科学捜査研究所、自衛隊に検査分析を依頼する。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。

イ 二次搬送等

(ｱ) 市（消防団班）、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

(ｲ) 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市に解毒剤の確保を依頼する。

(ｳ) 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医

師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに市（消防団班）に対し、二次搬送の要請をする。また、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定する。

資　料

6－1　災害拠点病院

6－2　救護所

１０　緊急輸送活動及び代替輸送

〔実施機関：市（建設班）、第五管区海上保安本部、淡路警察署、道路管理者〕

(1) 緊急輸送に当たっての基本的事項等

①　被災情報及び交通情報の収集

道路管理者及び淡路警察署は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

②　陸上交通路の確保

道路管理者及び淡路警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

ア　道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

イ　被災区域への流入抑制

(ｱ) 淡路警察署は、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。

(ｲ) 淡路警察署は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(ｳ) 現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

ウ　災害対策基本法に基づく交通規制

負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるよう、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

エ　道路の応急復旧作業

(ｱ) 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

(ｲ) 応急復旧業務の実施

道路管理者は、建設業組合と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

③ 海上交通の確保等

ア 第五管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し又は禁止する。

イ 第五管区海上保安本部は、防災関係機関から負傷者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。

④ 航空交通の確保等

ア 市（本部班）は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

⑤ 代替輸送の実施

ア 道路災害発生時において、道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、淡路警察署、市、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、迂回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施する。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意する。

資　料

6－1 災害拠点病院
6－2 救護所
7－1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表
7－2 広域避難地・一次避難地一覧表
8－2 緊急交通路一覧表
8－3 緊急輸送道路一覧表

１１　こころのケア対策の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班、教育班）、県（精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等）、航空運送事業者、道路管理者、道路運送事業者等〕

(1) 被災者等のこころのケア対策

① 市（福祉・救護班）は、県（こころのケアセンター、精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等）と連携し、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、精神科医師又は保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。

② 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、洲本健康福祉事務所の

要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごＤＰＡＴ」を派遣する。

また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行う。

③　県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行う。

④　県（健康福祉事務所）は、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。

⑤　県（精神保健福祉センター）は、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。

(2) こころのケアに対する相談・普及啓発活動

①　県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努める。

市（福祉・救護班）は、県に協力し、情報の提供や知識の普及に努める。

②　市（福祉・救護班）は、県に協力し、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

(3) こころのケア連絡会議の開催

県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催する。

(4) 市（教育部）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。

ア　教職員によるカウンセリング

イ　電話相談等の実施

ウ　カウンセラーの派遣

エ　教育相談センター、洲本健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、中央こども家庭センター洲本分室等の専門機関との連携

オ　事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査への協力

(5) 事業者によるこころのケア対策

航空運送事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。

①　被災者及びその関係者のためのホットラインの設置

②　被災者及びその関係者への巡回訪問

③　乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

(6) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはＰＴＳＤの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動の現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養を取らせたりする等の配慮に努める。

１２　遺体の保存、身元確認等の実施

〔実施機関：市（市民班、生活環境班）、淡路警察署、市医師会〕

(1) 遺体の処置

①　遺体の検視、身元確認

淡路警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視を行い、検視後に遺体を遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市（生活環境班）に引き渡す。

市（生活環境班）は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

淡路警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

②　遺体の処置

市（生活環境班）は、市医師会等に遺体の検案を要請する。また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。

ドライアイス及びひつぎ等が不足する場合は、県に確保、斡旋することを要請する。

③　遺体安置所の設置等

市（生活環境班）は、遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の遺体安置所を開設するとともに、遺体処置班を編成、派遣する。

④　漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

(2) 遺体の埋火葬

市（生活環境班）は、次の措置を講じる。

①　埋火葬の受付

災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

②　埋火葬

遺体は下表の施設で火葬する。

遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受入れを要請し、受入施設と調整して

遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

■表　火葬場

施設名	所在地	電話
津名火葬場	淡路市生穂 2910 番地	0799-64-1504
岩屋火葬場	淡路市岩屋 3139 番地 4	0799-72-4479
室津火葬場	淡路市室津 229 番地	0799-84-0149
五色台聖苑	洲本市五色町鳥飼浦 2696 番地	0799-34-0612
東浦火葬場	淡路市久留麻 1289 番地	0799-74-4737

③　遺骨の保管

引取り手のない遺骨等は、遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市指定の墓地に埋葬する。

(3) その他

市（市民班）は、災害相談窓口等に、相談室を設置し、遺族の問い合わせ、相談に対応する。

１３　雑踏事故の応急対応

〔実施機関：行事等の主催者等、市(本部班、消防団班）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、市医師会、医療機関〕

(1) 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、市（本部事務局、消防部）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

(2) 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

①　群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。

②　市（消防団班）は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

(3) 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

①　行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部、淡路警察署、県（防災局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

② 淡路広域消防事務組合

ア 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

イ 必要に応じて兵庫県広域消防相互応援協定に基づき広域応援を他の消防本部又は県に要請する。

ウ 多数の負傷者が発生した場合、市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

③ 医療機関等

ア 行事等の主催者等及び消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

イ 市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

④ 淡路警察署

ア 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。

イ 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。

ウ 主催者等関係機関と連携して、効果的な広報活動によって人心の安定を図る。

⑤ 市

市（消防団班）は、雑踏事故発生の第一報を受けた場合、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を求めるなど、災害拠点病院、市医師会等と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保に当たるとともに、医療関係者の現地派遣の調整に努める。

１４ 危険物等への対策の実施

〔実施機関：市（本部班、消防団班）、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、道路管理者〕

(1) 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

(2) 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者(以下、「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

① 連絡通報

ア 責任者又は発見者は、発災時に直ちに119番で淡路広域消防事務組合に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。

イ 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

(3) 市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

① 災害情報の収集及び報告

市（消防団班）は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

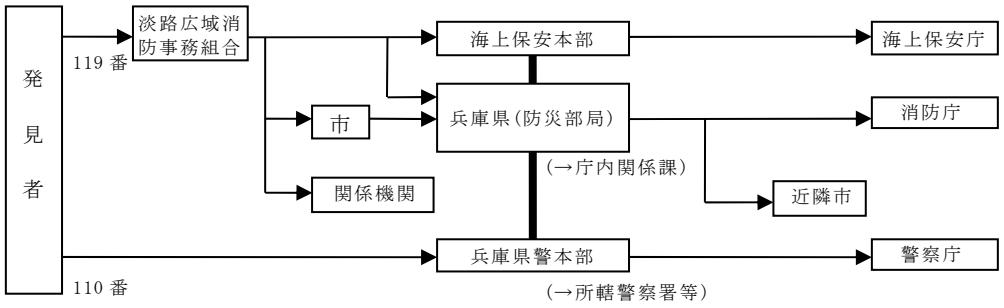

② 災害広報

ア 市、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

イ 市（本部班）は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

③ 危険物等の特定

ア 淡路警察署、第五管区海上保安本部、市（消防部）、その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。

また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

イ 市、その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と

身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

④　現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、第五管区海上保安本部、市（消防団班）、その他関係機関は、連携して次の活動を行う。

ア　区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること

イ　負傷者等を汚染された環境から搬出すること

ウ　負傷者等の除染を行うこと

市（消防団班）及び淡路警察署は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施する。

⑤　救急搬送等

淡路広域消防事務組合は、医療機関、（公財）日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

⑥　消防応急対策

淡路広域消防事務組合は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

⑦　避難

市長は、淡路警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

⑧　災害警備

淡路警察署、第五管区海上保安本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

⑨　交通応急対策

道路管理者、淡路警察署、第五管区海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期する。

⑩　自衛隊、日赤等の出動

市（本部班）は、自衛隊及び日本赤十字社兵庫県支部等の出動が必要な場合は、県に要請する。

⑪　専門家・専門機関等による助言

市（本部班）は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。

⑫　環境モニタリング

市（本部班）は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

⑬　住民救済対策

企業、市、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じる。

⑭　風評被害の影響の軽減

ア　市、その他関係機関は、各報道機関の協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

(ｱ) 道路の使用又は供用の状況
(ｲ) 被災した構造物等の復旧状況
(ｳ) 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
(ｴ) その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

イ　風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

１５　災害情報の提供と相談活動の実施

〔実施機関：航空運送事業者、市（本部班、企画情報班）、関係機関〕

(1) 災害広報の実施

①　留意事項

ア　航空運送事業者、市等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。

イ　航空運送事業者、市等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。また、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

ウ　情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、公共情報共有システム（Ｌアラート）やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。

エ　航空運送事業者、市等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努める。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

②　広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

ア　被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）

イ　避難の必要性の有無

ウ　危険物等に対する対応

エ　道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況

オ　相談窓口の設置状況

③　広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

ア　各広報実施機関に所属する広報車等の活用

イ　市防災行政無線の活用

ウ　コミュニティ放送等への情報提供

エ　ひょうご防災ネットによる情報提供

オ　インターネット、ファクシミリ等による広報

資　料

3－2　Ｊ－ＡＬＥＲＴ同報無線自動起動による防災行政無線放送標準メッセージ

(2) 各種相談の実施

①　市の相談活動

市（企画情報班）は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

②　安否確認等の窓口の設置

航空運送事業者又は道路管理者並びに消防機関、淡路警察署、市（企画情報班）は、相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、必要に応じ安否確認等の情報を提供する。

安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。

また、市（企画情報班）は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努める。

資　料

15-33 相談連絡票の様式

第２　海上災害応急対策の実施

項目	実施担当	関係機関
１．初動体制	本部班	第五管区海上保安本部、関係機関、関係事業者
２．情報の収集伝達	本部班、消防団班	第五管区海上保安本部、関係機関
３．市災害対策本部の設置基準	本部班、企画情報班	
４．市災害対策本部の組織、運営	各班	
５．動員及び参集	本部班	
６．伝達方法	本部班	
７．防災関連機関等との連携促進	本部班、総務班、消防団班	淡路広域消防事務組合
８．災害応急活動の実施	本部班、福祉・救護班、消防団班	淡路警察署、第五管区海上保安本部、市医師会
９．消火活動の実施	本部班、消防団班	第五管区海上保安本部、船長
１０．こころのケア対策の実施	福祉・救護班、教育班	県（精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等）、市医師会、船舶所有者
１１．交通・輸送対策の実施	本部班	淡路警察署、第五管区海上保安本部、自衛隊、公共交通機関
１２．重油等の防除対策	本部班、福祉・救護班、消防団班	淡路警察署、第五管区海上保安本部、漁業協同組合、船長
１３．災害情報の提供	本部班	第五管区海上保安本部
１４．二次災害の防止対策	本部班	

１　初動体制

〔実施機関：市（本部班）、第五管区海上保安本部、関係機関、関係事業者〕

(1) 第五管区海上保安部の活動体制

① 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図る。

② 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。

③ 事故船舶等から最寄りの事務所、淡路警察署、消防署、漁業無線局などを通し得た情報又は緊急通報用電話番号「118 番」等により得た情報について、市その他の防災関係機関に伝達する必要があるものについては、速やかに伝達する。

(2) 市の活動体制

① 市（本部班）は、事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、県や沿岸市町と緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払う。

② 市（本部班）は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を淡路県民局（連絡が取れない場合は防災企画課。以下、この章において同じ。）に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

(3) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等の活動体制

① 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施する。

② 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、必要に応じ自らも災害の拡大防止のために必要な措置を講じる。

③ 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

④ 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行う。

(4) 広域的な応援体制

防災関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている大阪湾・播磨灘流出油災害対策協議会と協力体制をとる。

特に、重油等の防除活動を実施する場合は、同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画する。

2 情報の収集・伝達

〔実施機関：市（本部班、消防団班）、第五管区海上保安本部、関係機関〕

(1) 災害情報の収集、報告等

① 実施機関

ア 市（本部班）は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

イ 指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集する。

その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する必要のある大規模災害）であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集を行う。

② 報告基準

市（本部班）は、次の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

ア　災害救助法の適用基準に合致する災害
イ　災害対策本部を設置した災害
ウ　自らの市内の被害は軽微であっても、県内市町及び隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
エ　災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
オ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
カ　ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

③　報告系統

ア　市（本部班）は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。また、市（本部班）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。
イ　通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報等を報告する。ただし、その場合にも市（本部班）は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県（災害対策本部）に対して報告する。
ウ　直接即報基準に該当する場合は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
エ　消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨を県にも後で報告する。

④　報告手段

ア　災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
イ　市（本部班）は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
ウ　災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
エ　有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
　必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
オ　すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

⑤　関係機関との連携

ア　淡路警察署は、災害対策本部及び自衛隊、第五管区海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図る。
〔主な情報交換事項〕
(ｱ) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
(ｲ) 交通機関の運航状況及び交通規制の状況

(ｳ) 犯罪の防止に関しとった措置

イ　第五管区海上保安本部は､海上における災害について情報を収集するとともに、市（消防団班)、淡路警察署自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

⑥　報告内容

市（本部班）は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。

ア　緊急報告

(ｱ) 市（本部班）は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

a)　大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

b)　海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

(ｲ) 市（本部班）は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨を県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(ｳ) 海上交通機関は、運行状況及び施設の被災状況について速やかに県に報告する。

イ　災害概況即報

市（本部班）は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報とする。

至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

ウ　被害状況即報

市（本部班）は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防

災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

エ　災害確定報告

市（本部班）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

オ　その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う。

カ　被害調査報告

市における被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、次のとおりである。

■調査事項・担当・報告先一覧

調査事項		調査担当	報告先
災害即報		市（各班）	市（本部班）→県事務局
ライフライン被害・復旧状況		西日本電信電話㈱、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、大阪ガス㈱	県事務局、市（本部班）
人的被害	行方不明者	市（庶務班、現地対策部）	市（本部班）→県地方本部事務局
	死者・負傷者	市（庶務班、現地対策部）	
住家被害		市（家屋調査班）	
火災による被害		淡路広域消防事務組合	
避難所開設状況		市（総務班、現地対策部）	県地方本部事務局
社会福祉施設等の被害		市（福祉・救護班）	県民局洲本健康福祉事務所
医療施設・感染症施設被害		各医療機関	県民局洲本健康福祉事務所、市（救護厚生部）
商工業被害		商工会、各事業所・関係団体	県産業政策課 市（商工・農林水産班）
農林水産被害		市（商工・農林水産班）	県民局洲本農林水産振興事務所
道路の不通状況	市道	市（建設班、現地対策部）	県民局洲本土木事務所
	その他	各道路管理者	県道路保全課、市（建設班）
災害全般		淡路警察署	県災害対策課、市（本部班）

キ　支援要請

市における支援要請は、以下に示すとおりである。

■県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	市（本部班）	県地方本部
海上輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
航空輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
陸上自動車輸送の斡旋	市（本部班）	県地方本部事務局
放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
緊急警報放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局

要請事項	要請元	要請先
報道要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
消防・救急応援	淡路広域消防事務組合	県災害対策本部事務局
ヘリの出動	市（各班）	市（本部班） →県地方本部事務局
災害救援専門ボランティアの派遣	市（各班）	市（福祉・救護班） →県地方本部事務局
医療関係者の派遣	市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
患者受入医療機関の斡旋	各医療機関 市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	淡路広域消防事務組合→県事務局
船艇による患者搬送	各医療機関	県地域保健医療情報センター
建設資機材等の斡旋	市（各班）	市（建設班）→県事務局
警察官の協力要請	市（各班）	市（本部班）→淡路警察署
救助用建設資機材	市（建設班）	県事務局

資　料

３－３　淡路市防災行政無線の整備状況
３－４　淡路市災害対策本部等緊急時連絡網
３－５　関係機関の通信窓口一覧表
３－６　火災・災害等即報要領
15-３　応急対策の実施状況の報告様式
15-４　参集途上における被害状況報告の報告様式
15-５　災害発生時電話受付記入票の様式
15-６　災害確定報告の様式
15-７　災害即報報告（被害状況報告書）の様式
15-８　災害即報報告（被害状況について）の様式
15-９　人的被害調書の様式
15-10　被害状況調書の様式
15-11　被災者台帳の様式
15-12　被害調査　調査員名簿の様式

３　市災害対策本部の設置基準

〔実施機関：市（本部班、企画情報班）〕

本部長は、下記の本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めたときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、「淡路市災害対策本部」を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

① 海上災害が発生したとき
② その状況により、市内に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所（防災あんしんセンター）内に設置する。ただし、建物損壊等により災害対策本部の機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、本部長が定めた場所に本部を移設する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったと認めたとき又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに、次のとおり電話その他適当な方法により通知する。

■表　報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市　民	本部班長 企画情報班長	市防災行政無線・広報車・ 報道機関
県知事 警察署長 消防長 その他防災関係機関	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
隣接市長	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
報道機関	企画情報班長	電話・口頭又は文書

4　市災害対策本部の組織、運営

〔実施機関：市（各班）〕

(1) 組織の構成

災害対策本部の組織は、次のとおり構成する。

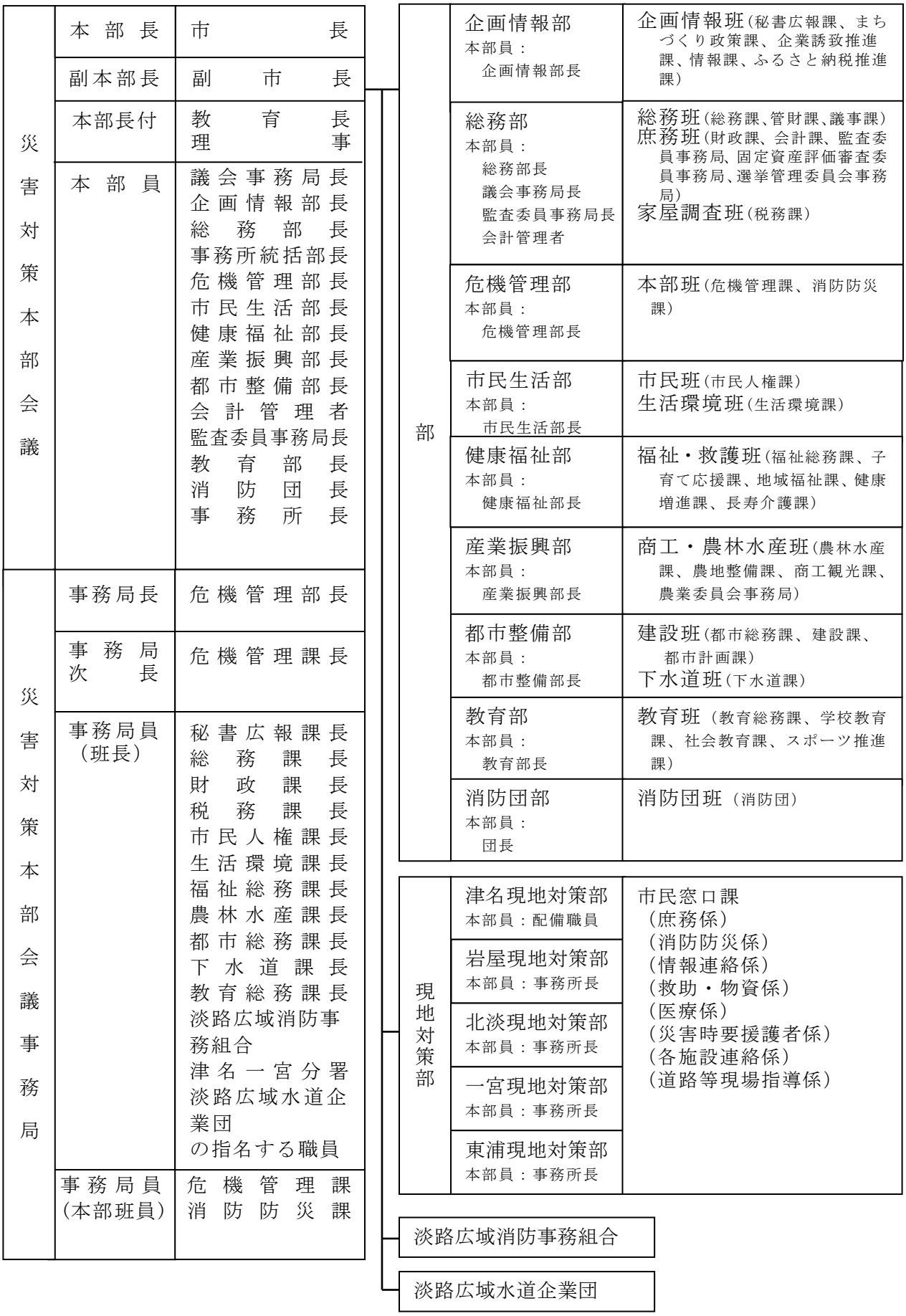

図　災害対策本部の組織体制

(2) 組織の概要

① 市長を本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、災害対策本部機構は、本来の行政組織を主体にし機能別に編成する。

② 副市長を副本部長とする。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

③ 教育長、理事を本部長付とする。本部長付は、副本部長を補佐する。

④ 各部長相当職を本部員とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。

⑤ 本部長の命令あるいは災害対策本部で決定した事項等は、本部員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、災害対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部員を通じて災害対策本部に連絡する。

⑥ 班長は、各班を指揮監督する。

⑦ 班員は、班長の命を受けて災害対策に従事する。

(3) 災害対策本部の運営

① 本部会議の開催

本部長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備態勢と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

(ｱ)災害応急対策に関すること (ｲ)自衛隊、県、他市町及び公共機関への応援の要請に関すること (ｳ)災害救助法の適用に関すること (ｴ)その他災害対策の重要事項に関すること (ｵ)本部の配備態勢の切替え及び廃止に関すること

② 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

ア 災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

(ｱ) 被害状況図・黒板等の設置 (ｲ) 住宅地図等その他地図類の確保 (ｳ) 携帯ラジオ・テレビの確保 (ｴ) コピー機等の複写装置の確保 (ｵ) ビデオ・テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保 (ｶ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示） (ｷ) 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保 (ｸ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保 (ｹ) その他必要資機材の確保

イ　通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

(ｱ) 防災行政無線（移動系、同報系）
(ｲ) 電話、携帯電話等

ウ　自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

③　警察及び自衛隊との連携

本部長は、警察及び自衛隊を受け入れた場合は、警察署員及び自衛隊員をそれぞれ１名以上本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請する。

５　動員及び参集

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 動員及び参集

災害が発生したときは、危機管理部長は直ちに市長に連絡し、市長は被害状況により、配備態勢の指示を行う。

危機管理部長は市長の指示により、直ちに各課長にその旨を伝達するとともに、態勢に応じた職員に動員指令を伝達する。

なお、市長が不在のときは、副市長、教育長、理事並びに危機管理部長の順に配備態勢の指示を行う。また、危機管理部長が不在のときは、危機管理課長、消防防災課長の順に市長等に連絡し、かつ、市長等の指示により、直ちに各部長にその旨を伝達するとともに態勢に応じた動員指令を職員に伝達する。

資　料

15-１　動員報告書の様式

15-２　災害対策従事者名簿の様式

６　伝達方法

〔実施機関：市（本部班）〕

動員指令の伝達は、庁内放送、ひょうご防災ネット、庁内システムを利用した情報伝達、防災行政無線、電話等あらゆる手段をもって対処する。

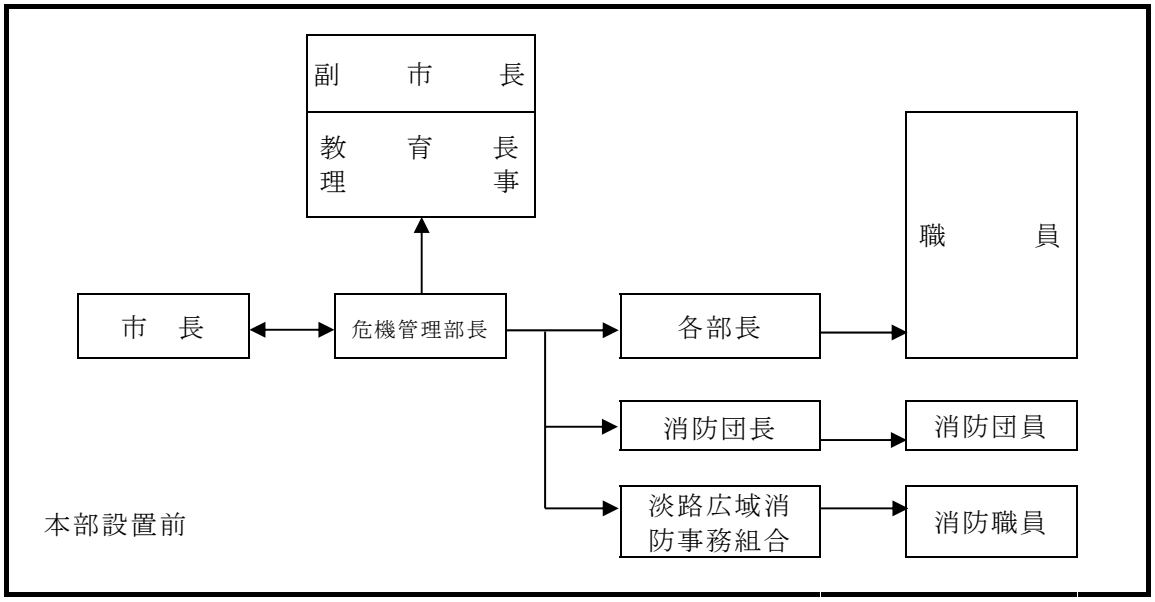

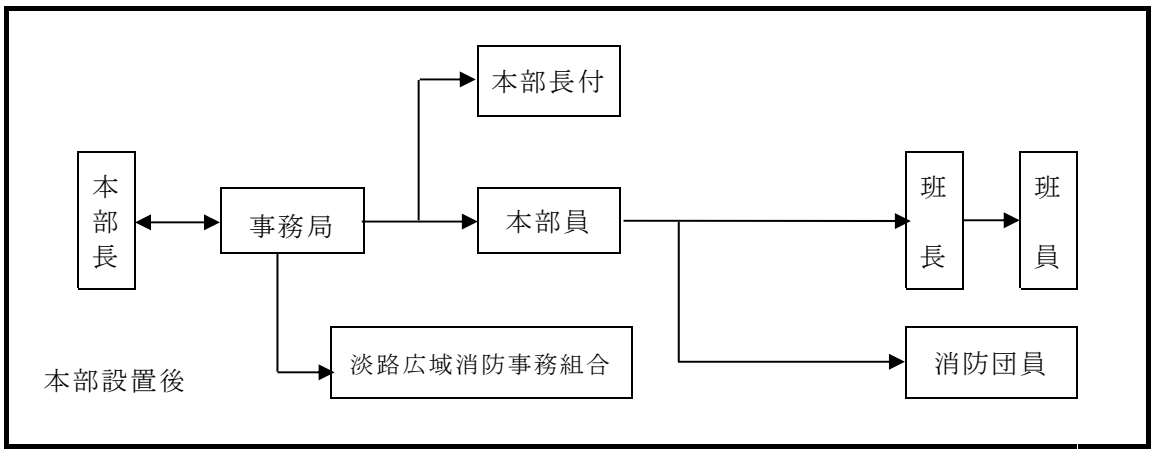

7　防災関連機関等との連携促進

〔実施機関：市（本部班、総務班、消防団班）、淡路広域消防事務組合〕

(1) 関係機関との連携

①　市（本部班、消防団班）・淡路広域消防事務組合の対応

海上災害発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

ア　重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

(ｱ) 海上災害の発生を未然に防止するため、火災等の初期鎮圧と延焼防止

(ｲ) 危険物施設に対する防御

(ｳ) 救助・救急

(ｴ) 情報活動

(ｵ) 広報

イ　消防活動計画に定める基本的事項

大規模事故に対処するため、消防活動計画に定める基本的な事項を次のとおりとする。

(ｱ) 市海上災害対策本部との業務分担に関する事項
(ｲ) 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
(ｳ) 職員の動員と編成・配置
(ｴ) 通信網の確保に関する措置
(ｵ) 情報収集等に関する体制
(ｶ) 市海上災害対策本部との連絡等に関する事項
(ｷ) 淡路警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
(ｸ) 重点防御に関する方針
a) 港内の事故等に対する措置
b) 救助・救急に関する措置
(ｹ) 広報に関する措置

② 市の対応

ア　県への応援要請

市長は、海上災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。（災害対策基本法第 68 条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第 30 条第 1 項及び第 2 項）

イ　指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条第 2 項）

ウ　他市町村への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第 67 条）

また、災害相互応援協定先に各種応援を要請する。

エ　応援の受入れ

市（総務班）は、各部局からの応援要請に基づき応援隊を配分する。市（各部局）は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報を提供する。

(2) 自衛隊への派遣要請

海上災害等に係る自衛隊への派遣要請については、地域防災計画・風水害等対策編「自衛隊への派遣要請」を適用する。

資　料

4－1　災害時応援協定一覧表
15-13　災害応急対策業務要請書の様式
15-14　災害応急対策業務要請書の様式

15-15 災害応急対策業務実施報告書の様式
15-16 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式
15-17 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

8 災害応急活動の実施

〔実施機関：市（本部班、福祉・救護班、消防団班）、淡路広域消防事務組合、淡路警察署、第五管区海上保安本部、市医師会〕

(1) 救助・救急、医療対策の実施

① 捜索活動

捜索活動の必要性が生じた場合、市、警察署は、第五管区海上保安本部とともに船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

② 救助・救急活動

ア 船長の措置

事故が発生した船舶の船長は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に対し、可能な限り協力する。

イ 市の措置

市（本部班）は、救助・救急活動を実施するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各関係機関、非常災害対策本部、現地対策本部等に応援を要請する。

ウ 兵庫県水難救済会の措置

兵庫県水難救済会に所属する救難所員は、救難所長の指揮を受け、遭難した者又は遭難船の救助に当たる。

ただし、遭難者又は遭難船を現認した場合等、救難所長の指揮を待ついとまのないときは、直ちに救助に当たる。

エ 資機材等の調達等

(ｱ) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(ｲ) 市（福祉・救護班）は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動の実施

① 市の責務

市（福祉・救護班）は、以下に示す責務を果たす。

ア 負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して救護班を編成し、派遣するとともに、淡路広域消防事務組合に要請して迅速に患者搬送を行う。

イ 災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、救護班の派遣を要請する。

ウ　備蓄又は医薬品卸協同組合とあらかじめ締結した協定等により医薬品を確保するとともに、県民局・洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合、市医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努める。

②　災害拠点病院その他の医療機関の責務

災害拠点病院その他の医療機関は、市から派遣要請を受けたときは、あらかじめ定める編成により救護班等を現地に派遣して医療救護活動を行うとともに、患者の受入体制の準備を行う。

資　料

6－1　災害拠点病院

6－2　救護所

9　消火活動の実施

〔実施機関：市（本部班、消防団班）、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部、船長〕

(1) 船舶火災等における消火活動

①　船長等

火災を発生させた船舶の船長又は事業所の防火管理者は、速やかにその旨を最寄りの第五管区海上保安本部の事務所、消防機関に通報するとともに、自らも迅速に消火活動を行う。

②　第五管区海上保安本部

ア　通報を受けた、又は火災を覚知した海上保安部は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関等に協力を要請する。

イ　危険物が流出した場合は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて延焼の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

③　淡路広域消防事務組合

ア　淡路広域消防事務組合は、船舶火災に関する消火活動については第五管区海上保安本部と十分に連携をとる。また、臨海部の火災についても、必要に応じ、第五管区海上保安本部に協力を要請する。

(2) 消防相互応援協定の運用

淡路広域消防事務組合は、次の場合に応援協定を運用する。

①　他の消防機関の応援を必要とする場合は、隣接市との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定に基づき、同協定締結消防機関に応援を要請する。

②　市域外での発災で、当該市町より応援協定に基づく応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行う。

資　料

４－１　災害時応援協定一覧表

１０　こころのケア対策の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班、教育班）、県（精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等）、市医師会、船舶所有者〕

(1) 被災者等のこころのケア対策

① 市（福祉・救護班）は、県（こころのケアセンター、精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等）と連携し、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、精神科医師又は保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。

② 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごＤＰＡＴ」を派遣する。

③ 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごＤＰＡＴ」活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行う。

④ 県（健康福祉事務所）は、「ひょうごＤＰＡＴ」　活動拠点本部の管理運営を行うこととする。

⑤ 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうごＤＰＡＴ」 活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。

(2) こころのケアに対する相談・普及啓発活動

① 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努める。

市（福祉・救護班）は、県に協力し、情報の提供や知識の普及に努める。

② 市（福祉・救護班）は、県に協力し、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

(3) こころのケア連絡会議の開催

県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催する。

(4) 市（教育部）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。

① 教職員によるカウンセリング

② 電話相談等の実施

③ カウンセラーの派遣

④ 教育相談センター、洲本健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、中央こども家庭センター洲本分室等の専門機関との連携

⑤　事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査への協力

(5) 船舶所有者等によるこころのケア対策

船舶所有者等は、乗客、乗組員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策に最大限努力する。

(6) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救援機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事する者のメンタルヘルスを維持、回復するため、職場環境に配慮を行う。

災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、精神科医等の協力を得て、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

１１　交通・輸送対策の実施

〔実施機関：淡路警察署、第五管区海上保安本部、市（本部班）、自衛隊、公共交通機関〕

(1) 緊急輸送対策の実施

傷病者・医師・避難者等又は救援物資等の緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して行う。

なお、必要に応じ、陸上交通網、輸送効率等を比較考慮して、海上輸送による代替・緊急輸送も検討する。

①　第五管区海上保安本部の対応

第五管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

②　淡路警察署

淡路警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

③　市の対応

ア　市（本部班）は、必要に応じてヘリコプターの臨時離着陸場及び緊急物資の搬入・搬出等に係る人員の確保を行う。

イ　市（本部班）は、被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行い、確保が困難な場合は県に調達斡旋を依頼する。

④　その他防災関係機関

交通規制に当たって、第五管区海上保安本部、淡路警察署、道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

(2) ヘリコプターの運航

① 県への支援要請

市（本部班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して県に支援を要請する。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 火災防御活動

エ 災害応急対策活動

② 要請手続き

県に対するヘリコプターの支援要請は、市（本部班）及び淡路広域消防事務組合が、県の電話会議システムにより要請を行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、県災害対策本部事務局に要請を行う。

③ 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

ア 県災害対策本部非設置時

・昼間（ 8:45～17:30）の要請は、電話会議システムにより行う。

・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は、神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119

FAX (078)325-8529

イ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900

（県災害対策センター内） FAX (078)362-9911

④ 要請に際し連絡すべき事項

ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因

イ 要請を必要とする理由

ウ 活動内容、目的地、搬送先

エ 現場の状況、受入体制、連絡手段

オ 現地の気象条件

カ 現場指揮者

キ その他必要事項

⑤ 市及び消防長において措置する事項

ア 離発着場の選定

イ 給油方法の指示

ウ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

⑥ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

資　料

８－２　緊急交通路一覧表

８－３　緊急輸送道路一覧表

８－４　消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

８－５　市内のヘリコプター臨時着陸場適地一覧表

１２　重油等の防除対策

〔実施機関：淡路警察署、第五管区海上保安本部、市（本部班、福祉・救護班、消防団班）、漁業協同組合、船長〕

(1) 発災現場における防除対策

①　防除義務者の措置

重油等を排出した船舶の船長等は第一義的な義務者として、防除に必要な措置を取る。

②　第五管区海上保安本部の措置

第五管区海上保安本部は、次の措置を講じる。

ア　船長等の防除義務者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出重油等の状況、防除作業状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ　船長等の防除義務者が、措置を講じていないと認められるときには、これらの者に対し、防除措置を命じる。

ウ　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、又は海上保安庁長官から指定海上防災機関に防除措置を講じることを指示するとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ　船長等の防除義務者及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。

オ　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

カ　危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

キ　その他、消火活動、負傷者等の救助・救急活動、航行船舶に対する避難・誘導を行う。

(2) 沿岸海域における防除対策

①　回収方針の策定

第五管区海上保安本部、市（消防団班）は、漂着する可能性がある初期の段階に

おいて、有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な回収及び処理に努める。

② 市の措置

ア 必要となる油防除資機材の調達

イ 重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集（主に陸上監視）

ウ 市（本部班）は、自らの管理区域である港湾、海岸等において第五管区海上保安本部等他の機関に防除を依頼する場合は、緊密な連携をとってこれらの活動を行う。

エ 淡路広域消防事務組合は、現場周辺において避難誘導活動を行うこととするとともに、火災の発生に備える。

③ 淡路警察署の措置

淡路警察署は、次の活動を行う。

ア 沿岸海域における警ら活動

イ 漂着物の状況等を把握するための沿岸調査、警戒監視活動

ウ 地域住民等の避難誘導

エ 立入禁止区域の警戒

オ 交通規制の実施

④ 漁業協同組合等

指定海上防災機関等との連携のもとに、必要な対応に努める。

(3) 陸岸における回収作業

① 市による回収作業の実施

ア 市（本部班）は、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定し、計画を策定したときは速やかに県に報告する。

イ 市（本部班）は、作業計画を策定するに当たり、漁業関係者、観光業者等の意見を聞く。

ウ 市（本部班）は、重油等の漂着状況及び回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的、効率的な回収処理がなされるよう、施策の実施に努める。

エ 被害を受けた地域の住民は、消防団、自主防災組織等を中心として、隣接する沿岸市町と連携し、陸岸に漂着した重油等の回収に努める。

② 資機材の調達

ア 市（本部班）は、必要があると認めるときは、県に資機材の提供を要請したり、民間企業からの買上げ、斡旋等を実施する。

イ 回収のために必要な資機材を、当該活動を実施する機関が用意する場合は、後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法及びその妥当性、費用の明細等につき、できる限り詳細な記録を残しておく。

(4) 回収後の処理

この計画においては、集積された廃油等の廃棄物を産業廃棄物とする。

その回収後の処理は次のとおりとする。

① 船舶の所有者の責務

重油等を排出した船舶の所有者は、排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行うこととし、船舶所有者から委託を受けた海上災害防止センターも同様の責任を負う。

② 市の措置

環境に配慮し、県が行う処理活動に協力する。

(5) ボランティアの派遣・受入れ

① 受入窓口の開設

市（福祉・救護班）は、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、ボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設する。

必要に応じ、第三者的な機関（社会福祉協議会、日赤など平素から連携を図っているボランティア関係団体等）においても受入窓口を開設し、市の受入窓口を紹介する。

また、インターネット等のパソコンネットワークによる情報提供についても配慮する。

（ボランティアの活動範囲）

ア 災害情報の収集、伝達

イ 救援物資、資機材の配分、輸送

ウ 軽易な応急・復旧作業

エ 災害ボランティアの受入事務

② 災害ボランティアの確保と調整

市（福祉・救護班）は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

③ 受入れ上の留意点

ア ボランティアの受入窓口では、陸岸における回収作業現場と連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項に係る情報を収集し、ボランティア活動を行う者に対し、助言及び情報提供を行う。

イ 市（福祉・救護班）は、ボランティアの受入窓口に対し必要な助言及び情報提供を行い、ボランティア保険への加入促進の利便提供等、同活動が円滑に実施できる環境整備に努める。

ウ 作業現場における責任者は、各ボランティアに対して、作業開始前に、ボランティア保険の加入の有無の確認と加入促進を行い、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、作業上の注意事項等につき、十分な説明を行う。

(6) 現場作業者の健康対策

市（福祉・救護班）は次の対策を行う。

① 回収作業従事者の健康保持に努め、作業現場に仮設の救護所を設置し、保健師、

看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。

また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、提示する。

② 回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ県民局洲本健康福祉事務所長に報告を行う。

また、健康被害者発生に備え、病院等の被害者の受入体制を整備する。

③ 回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

(7) 汚染魚介類の流通防止

市（本部班）は、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全の確保に努める。

１３ 災害情報の提供

〔実施機関：市（本部班）、第五管区海上保安本部〕

(1) 基本方針

船舶所有者、市等は次の措置を執る。

① 被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。

② 船舶所有者、市等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。

また、情報の発信元を明確にし、できる限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮するとともに､利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。

④ 船舶所有者、市等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努める。

また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。

各機関は、広報事項の内容について確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を明記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

① 被災状況と応急措置の状況
（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
② 被災者の安否、収容先病院に関する情報
③ 交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
④ 重油等危険物の漂流、漂着状況
⑤ ボランティアの受入状況
⑥ 相談窓口の設置状況
⑦ 重油等の回収状況
⑧ 環境への影響

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
② 公共掲示板の活用
③ 各広報実施機関の広報紙による情報提供
④ 市防災行政無線の活用
⑤ コミュニティ放送等への情報提供
⑥ インターネット、ファクシミリ等による広報
⑦ ミニコミ誌（紙）等への情報提供
⑧ 市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
⑨ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布
⑩ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供
⑪ 携帯電話による広報（ひょうご防災ネット等）
⑫ Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用

資　料

３－２　Ｊ－ＡＬＥＲＴ同報無線自動起動による防災行政無線放送標準メッセージ

１４　二次災害の防止対策

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(2) 市

市（本部班）は、重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等を呼びかける。

第４章　災害復旧計画

第１節　災害復旧事業の実施

項目	実施担当	関係機関
１．災害復旧事業の種類	各班	
２．激甚災害の指定に関する事項	各班	
３．災害復旧事業に必要な金融に関する事項	建設班、商工・農林水産班	
４．被災者生活再建支援	本部班、福祉・救護班、下水道班	淡路広域水道企業団、ＮＨＫ、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、ＬＰガス事業者
５．兵庫県住宅再建共済制度	建設班	県

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下、「特定大規模災害」という。）により、行政機能が低下した場合は、次の災害復旧事業等に係る工事について、兵庫県知事に対し代行を要請する。

第１　災害復旧事業の種類

〔実施機関：市（各班）〕

(1) 公共土木施設復旧事業
- ①　河川災害復旧事業
- ②　海岸災害復旧事業
- ③　砂防設備災害復旧事業
- ④　林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤　地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦　道路災害復旧事業
- ⑧　港湾災害復旧事業
- ⑨　漁港災害復旧事業
- ⑩　下水道災害復旧事業
- ⑪　公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業
- ①　農地・農業用施設災害復旧事業

② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
③ 林道施設災害復旧事業
(3) 都市施設等災害復旧事業
① 街路災害復旧事業
② 都市排水施設等災害復旧事業
(4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
(5) 住宅災害復旧事業
(6) 社会福祉施設災害復旧事業
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
(8) 学校教育施設災害復旧事業
(9) 社会教育施設災害復旧事業
(10)中小企業の振興に関する事業計画
(11)その他の災害復旧事業

第２　激甚災害の指定に関する事項

〔実施機関：市（各班）〕

大規模な災害が発生した場合、市は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

(1) 激甚災害に係る財政援助措置
① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
ア 公共土木施設災害復旧事業
イ 公共土木施設災害関連事業
ウ 公立学校施設災害復旧事業
エ 公営住宅等災害復旧事業
オ 生活保護施設災害復旧事業
カ 児童福祉施設災害復旧事業
キ 老人福祉施設災害復旧事業
ク 障害者福祉施設災害復旧事業
ケ 婦人保護施設災害復旧事業
コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
サ 感染症予防事業
シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
ス 湛水排除事業
② 農林水産業に関する特別の助成
ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
ク　森林災害復旧事業に対する補助

③　中小企業に関する特別の助成
ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　その他の財政援助措置
ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
オ　水防資材費の補助の特例
カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(2) 局地激甚災害に係る財政援助措置

①　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅等災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　障害者福祉施設災害復旧事業
ケ　婦人保護施設災害復旧事業
コ　感染症指定医療機関災害復旧事業
サ　感染症予防事業
シ　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
ス　湛水排除事業

②　農林水産業に関する特別の助成
ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　森林災害復旧事業に対する補助

③　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

④　その他の財政援助措置

ア　公共土木施設、公立学校施設に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第３　災害復旧事業に必要な金融に関する事項

〔実施機関：市（建設班、商工・農林水産班）〕

１　農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、㈱日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) ㈱日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

２　中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び㈱日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

３　災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第４　被災者生活再建支援

〔実施機関：市（本部班、福祉・救護班、下水道班）、淡路広域水道企業団、ＮＨＫ、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、ＬＰガス事業者〕

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1　被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害）によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、県から被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 6 条第 1 項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。

2　公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるよう働きかける。

(1) テレビ受信料金の免除等
(2) 電話料金・電話工事費の減免等
(3) 電気料金・工事費負担金の免除等
(4) ガス料金の納付延長等
(5) 上下水道料金の減免等
(6) し尿くみ取り手数料の免除等

第５　兵庫県住宅再建共済制度

〔実施機関：市（建設班）、県〕

自然災害により準半壊以上の被害を受けた加入者が、住宅の再建・購入や補修をした場合に制度で定める共済給付金を受け取ることができる制度。

兵庫県住宅再建共済制度の内容については、第２章災害予防計画に示す。

資　料

12-３　生活再建制度一覧表
12-４　被災者生活再建支援金の概要
12-５　県災害援護金等の支給基準
12-６　生活福祉資金の貸し付け基準

第２節　住宅の復旧

項目	実施担当	関係機関
住宅の復旧	建設班	

災害復旧事業において災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

第１　建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

第２　建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業協会等に、調達の斡旋等を要請する。
市内の建設業者の一覧は資料編に示す。

第３　入居基準

「淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例」の入居資格及び入居資格の特例による。

第４　住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障がい者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

第３節　災害義援金の募集等

項目	実施担当	関係機関
災害義援金の募集等	企画情報班、福祉・救護班	

災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、又は協力して募集、受付、配分を行う。

ただし、県に募集委員会が設置された場合は、同委員会の規則に従う。

第１　義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

第２　義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

第３　義援金の配分

義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

第５章　災害復興計画

第１節　組織の設置

項目	実施担当	関係機関
組織の設置	各部	

第１　市復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第２　市復興本部の組織・運営

市復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

■本部員の任務

構成員		任務
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長 理事	副本部長を補佐する。
本部員	部長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

■各部の分掌事務

部名	分掌事務
総務部、危機管理部、企画情報部、会計課、議会事務局	1　復興に関する総合的企画及び調整に関すること 2　復興本部会議の事務局
市民生活部､健康福祉部、都市整備部、教育部	市民の生活、文化の復興に関すること
産業振興部	地域産業の復興に関すること
都市整備部	都市・住宅の復興に関すること

■復興本部会議

構成員	事務
本部長、副本部長、本部長付、本部員、事務局	1　復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整 2　各部の重要事項の報告

第２節　復興計画の策定

項目	実施担当	関係機関
１．復興計画の策定手順	各部	
２．復興計画の内容	各部	

第１　復興計画の策定手順

１　準備

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮する。

(1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
(2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
(3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

２　策定

市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、国、兵庫県の復興基本方針等に即して、復興計画を策定し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。その際、男女共同参画の視点から、復旧・復興の女性の参画や災害時要援護者（要配慮者）の参画について促進を図る。

(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

(3) 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

＜計画構成例＞

①　基本方針

② 基本理念
③ 基本目標
④ 施策体系
⑤ 復興事業計画等
〔想定される事業分野〕
ア 生活
イ 住宅
ウ 保健・医療
エ 福祉
オ 教育・文化
カ 産業・雇用
キ 環境
ク 都市及び都市基盤等

(4) 特定大規模災害に伴う復興計画等の特別措置
① 土地利用に係る許認可等の一括処理
② 復興整備事業に係る許認可等の特例
③ 復興一体事業
④ 復興計画の実施に係る特別の措置
⑤ 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画等

第２ 復興計画の内容

１ 基本的考え方

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

２ 構成

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

３ 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

＜計画項目例＞

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、ＮＰＯなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やＰＴＳＤ・自殺対策など、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤ 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興計画

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

＜計画項目例＞

① 早期の恒久住宅建設

県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

③ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

④ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市復興計画

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

＜計画項目例＞

① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上等

④ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興計画

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

＜計画項目例＞

① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等

② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等

③ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。